# 倉敷市屋外広告物の手引き

令和３年 10 月

倉敷市建設局都市計画部都市計画課都市景観室

# はじめに

わたくしたちは日々の生活のなかで，屋外広告物から有益な情報を得て生活をしています。その意味で，屋外における広告物は市民生活にとって必要であり，街を活気づけるものです。しかしながら，これら屋外広告物を経済活動に委ねてしまえば，幹線道路やその沿線，商業地や観光地では，広告物が無秩序に氾濫し，都市や自然の景観を損なうこととなりかねません。

また，最近は美しい街並みや景観の形成が求められるようになり，多くの地域で美しい景観形成に向けた取り組みが進められています。本市では，美観地区をはじめとして，独自の景観に配慮した街並み形成等を進めてきました。

このような景観をめぐる状況をふまえて，平成 16 年６月にいわゆる「景観緑三法」が制定され，景観法の制定とともに，良好な景観形成にとって重要な役割を担う屋外広告物法についても大幅な改正が行われました。このように，屋外における広告物については，公衆に対する危害の防止という観点に加え，良好な景観の形成及び風致の維持という時代の要請に沿った規制・誘導が必要になってきました。

そのため，屋外広告物そのものに対する規制とあわせて，屋外広告物の表示活動を担う屋外広告物業についても，その実態を的確に把握し，育成を図っていくために，屋外広告物法の改正により屋外広告業の登録制度の創設等が行われました。この改正をふまえて，本市においても条例の改正を行いました。また，平成 22 年１月には景観法に基づく倉敷市景観計画並びに倉敷市都市景観条例を施行し，市域全域の都市景観の形成に向けた取り組みを開始しました。そして，令和３年４月に改定した「倉敷市景観計画 2021」に伴い，景観形成重点地区と屋外広告物モデル地区の指定，県内統一による有資格者点検を義務化する倉敷市屋外広告物条例の改正を行いました。

この手引きは，本市が定める屋外広告物条例及び規則等についてわかりやすく解説しています。

この冊子が，屋外広告物に係わる皆さまにとって有益で，本市における屋外広告物行政の推進に役立つことを願っています。

# 目　　次

## 屋外広告物の解説


1　屋外広告物規制の必要性 …… 3

2　屋外広告物とは …… 4

3　屋外広告物の種類 …… 6

4　倉敷市屋外広告物条例，規則等の概要 …… 8

5　屋外広告物規制の概要 …… 9

6　屋外広告物の許可手続と受付窓口 …… 13

7　屋外広告物の主な関係法令等 …… 14

8　禁止地域 …… 16

9　禁止物件 …… 18

10　禁止広告物 …… 19

11　許可地域 …… 19

12　個別地区制度 …… 20

13　許可基準

（１）共通基準 …… 21

（２）総量規制 …… 23

（３）色彩規制 …… 23

（４）広告物の種類ごとの許可基準 …… 26

14　適用除外

（１）概要 …… 37

（２）適用除外の基準 …… 38

15　表示面積の算定 …… 45

16　許可手数料と許可期間 …… 47

17　管理義務と点検義務 …… 48

## 屋外広告業の登録


1　登録制導入の経緯 …… 53

2　用語の定義 …… 53

3　屋外広告業の登録制度について …… 53

4　屋外広告業の登録フロー …… 55

5　登録申請手続等について

（１）申請書類一覧 …… 56

（２）登録審査手数料等 …… 56

（３）登録の有効期間 …… 57

（４）申請書類の提出先・申請書類のダウンロード …… 57

（５）業務主任者 …… 58

（６）登録の拒否 …… 59

（７）屋外広告業者登録簿 …… 59

6　登録事項の変更の届出について …… 60

7　廃業等の届出について …… 61

8　登録の取消し等について …… 61

9　岡山県又は岡山市の条例に基づく登録を受けた者に関する特例について

（１）届出書類一覧 …… 62

（２）届出手数料 …… 62

（３）屋外広告業届出簿 …… 62

（４）届出事項の変更及び業の廃止について …… 63

（５）営業の停止 …… 63

（６）届出の効力について …… 63

（７）廃業等の届出について …… 63

10　立入検査等について …… 64

11　罰則について …… 64

12　登録後（届出後）の注意事項について

（１）標識の掲示 …… 65

（２）帳簿の備付け …… 65

（３）その他 …… 66

## 資料


- 屋外広告物法 …… 67
- 倉敷市屋外広告物条例 …… 81
- 倉敷市屋外広告物条例施行規則 …… 107
- 倉敷市屋外広告物条例施行規則別表 …… 123
- 屋外広告物の禁止地域，許可地域及び許可地域の種別指定告示 …… 137
- 屋外広告物モデル地区及びモデル地区掲出基準の指定告示 …… 145
- 特定屋内広告物の設置ガイドライン …… 159
- 様式集 …… 163

# 屋外広告物の解説

## 1　屋外広告物規制の必要性

屋外広告物は，市街地や幹線道路及びその沿線，観光地等には必ずと言っていいほど数多く見受けられる。その種類も小さなはり紙，ポスターといった簡単なものから広告塔，屋上ネオンサインや野立看板まで多種多様であり，その内容も商品やサービスなどの情報を伝えたり，人々を案内し誘導するなど様々な機能を持っている。

この様な屋外広告物は，日常生活において必要な情報を提供するものであり，ある面では情報の受け手にとって有益なものであったり，あるいは街に賑わいを与え，経済活動等の円滑化に欠くことができないものである。

しかしながら，このように重要な役割を果たしている屋外広告物であっても，無秩序無制限に表示されて，地域に氾濫するようなことになれば，倉敷市の美しい自然景観や都市景観を損なうこととなる。したがって，一定の制約や自制が求められることも当然であり，周囲の景観と調和した適正な広告物の表示が要請されるわけである。

近年，美しい街並みと良好な景観に対する市民の関心が非常に高まってきており，屋外広告物も質の高い，美しいものであることが要求されている。

また，屋外広告物の素材や製作技術の進歩により屋外広告物は大型化し，その表示方法も多様化している。建築物の屋上や壁面に設置される広告塔や広告板をはじめとする屋外広告物については，その設置や管理が適切に行われないと，落下や倒壊等により直接市民に危害を与えることが予想されるため，特に地震や台風等にも耐え得る広告物の安全性が要求される。さらに映像広告などにより，信号機や道路標識などが見えにくくなり交通事故を誘発するといった間接的な危険性があることも考え合わせると，適切な屋外広告物の規制が必要となる。

倉敷市では，屋外広告物について「良好な景観の形成，若しくは風致の維持」又は「公衆に対する危害の防止」という２つの観点から屋外広告物法及び同法に基づく倉敷市屋外広告物条例，倉敷市屋外広告物条例施行規則等により規制を行っている。

## 2　屋外広告物とは

「屋外広告物」とは，看板・立看板・はり紙・広告塔・広告板等の典型的な広告物だけでなく，ネオンサイン，アドバルーン，建物等の外壁に表示されるものまでも含んだ幅広い概念であり，次の４つの要件をすべて満たしているものをいう。

①　「常時又は一定の期間継続して表示」されるものであること。

定着して表示されるものを言い，街頭で配布されるビラやチラシなど定着性のないものは，屋外広告物に該当しない。しかし，ビラやチラシであっても電柱，塀等に貼られれば，定着性を持つこととなり，屋外広告物に該当する。また，スタンド式広告等の可動式広告のように，１日24時間表示されなくても，数時間のみ掲出されるものも屋外広告物に該当する。

②　「屋外で表示」されるものであること。

建築物の外側にある事を必要とし，屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても，屋内にある広告物であれば屋外広告物に該当しない。例えば，自動車・建築物・電話ボックスのガラス窓の内側から外側に表示されるものは，屋外広告物に該当しない。

③　「公衆に表示」されるものであること。

公衆に表示とは，単に不特定多数に対して表示するという意味でなく，建物の管理権等から総合的に判断する必要がある。例えば，駅構内・工場・商業施設・野球場・遊園地内等で，その敷地内にいる特定の人を対象とするものは，屋外広告物に該当しない。

④　「看板，立看板，はり紙及びはり札並びに広告塔，広告板，建物その他の工作物等に掲出され，又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」であること。

看板，立看板，はり紙及びはり札は，屋外広告物そのものであり，広告塔，広告板，建物その他の工作物等は屋外広告物が掲出される物件である。

このうち，「その他の工作物等」とは，本来屋外広告物の表示又は掲出の目的を

持ったものではない煙突や塀，又は工作物とはいえない岩石，樹木等を意味し，これらを利用したものも屋外広告物に該当する。単に光を発するもの（サーチライト）や音響のような無形の広告は，屋外広告物に該当しない。

営利的な商業広告だけでなく，非営利的なもの（政治活動，労働運動のためのポスターなど）であっても，これらの４要件を満たしているものであれば，その表示する内容にかかわらず，屋外広告物に該当する。また，「表示されるもの」とは，文字，絵，シンボルマークなどにより一定の観念，イメージ等が表示されていることが必要である。例えば建築物の外側等に掲示された絵画又は写真も屋外広告物に該当する。

一方，何らかの観念，イメージ等が表示されていないものは，屋外広告物に該当しない。

**「掲出物件」に該当するもの**

何らかの理由により，広告表示が除却（白い無地等を含む）となったもの，屋外広告物のための構造体（柱や梁などの骨組みなど）が残置されたものなどは，全て屋外広告物のために設置されたものであり「掲出物件」に該当する。また，これの落下や倒壊等による第三者への危害を防止するためには，日常的な管理や定期的な点検が不可欠であり，屋外広告物と同様に許可及び更新の申請が必要である。

**「特定屋内広告物」に該当するもの**

建築物の開口部に設けられた窓ガラス，ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物が該当する。

屋外広告物法に基づく屋外広告物とは，屋外に表示する広告物が対象だが，ガラス窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も同様の効果・目的を有していることから，倉敷市景観計画(2021)により設置に関するガイドラインを設け，一定の制限を行う。

（※倉敷市屋外広告物条例に基づく許可申請は不要だが,基準(P.161)に違反した場合は指導等の対象となる。）

## 3　屋外広告物の種類

（１）　屋外広告物の種類

| 種　　類 | | 内　　容 |
|---|---|---|
| 広　告　塔 | | 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって，土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ，立体的に広告内容を表示するものをいう。 |
| 広　告　板 | | 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって，土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ，平面的に広告内容を表示するものをいう。 |
| 立　看　板 | | 紙，布，木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって，建造物その他の物件を利用して立てかけられ移動性のあるもので，広告内容を表示するものをいう。 |
| 掛　看　板 | | 布，木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって，建造物その他の物件を利用してつり下げられ，広告内容を表示するものをいう。 |
| 広　告　幕（のぼり） | | 布又は網等を使用して作成されたものであって，建造物その他の物件を利用して取り付けられ，広告内容を表示するものをいう。 |
| 電柱等利用広告 | 袖付け広告 | 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって，電柱，街燈柱その他電柱に類するものを利用して取り付けられ，広告内容を表示するものをいう。 |
| | 巻付け広告 | 金属等を使用して作成されたものであって，電柱，街燈灯その他電柱に類するものを利用して巻き付けられ，広告内容を表示するものをいう。 |
| 標識利用広告 | | 金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって，停留所標識，消火栓標識等を利用して巻き付け又は取り付けられ，広告内容を表示するものをいう。 |
| アドバルーン | | 綱に網を付けた気球を掲揚し，その網又は気球を利用したものであって，広告内容を表示するものをいう。 |
| アーチ利用広告 | | 金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって，道路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件を利用して，広告内容を表示するものをいう。 |
| はり紙 | | 紙等を使用して作成されたものであって，建造物その他の物件を利用してはり付けて，広告内容を表示するポスター，ビラ等をいう。 |
| はり札 | | 紙，木，合成樹脂又は金属等を使用して作成されたものであって，建物その他の物件を利用して取り付けられ，広告内容を表示するものをいう。 |
| 車体利用広告 | | バス，電車等の車体を利用して広告内容を表示するものをいう。一定の枠内に表示するものやフィルムを車に貼り付けるものがある。 |
| 映像広告 | | 高輝度発光ダイオード（ＬＥＤ）や液晶パネル等を利用して，大型の映像（静止画，動画）によって広告内容を表示するものをいう。 |

（２） 設置位置による屋外広告物の種類

| 種　　類 | 意　　義 |
|---|---|
| 屋上広告物 | 建築物の屋上に設置されたものをいう。 |
| 壁面広告物 | 建築物の壁面に取り付けられたものをいう。<br>（このうち壁面から突き出して取り付けられたものは「突き出し広告物」ともいう。） |
| 突出広告物 | 壁面から突き出して取り付けられたものをいう。（突出看板，袖看板等ともいう。） |
| つり下げ広告物 | 建物その他の構造物から，つり下げられたものをいう。 |
| 野立広告物（板） | 地上に建てられたものをいう。<br>（「建植看板」「自立広告物」，また形状により「ポール看板」等ともいう。） |

## 4　倉敷市屋外広告物条例，規則等の概要

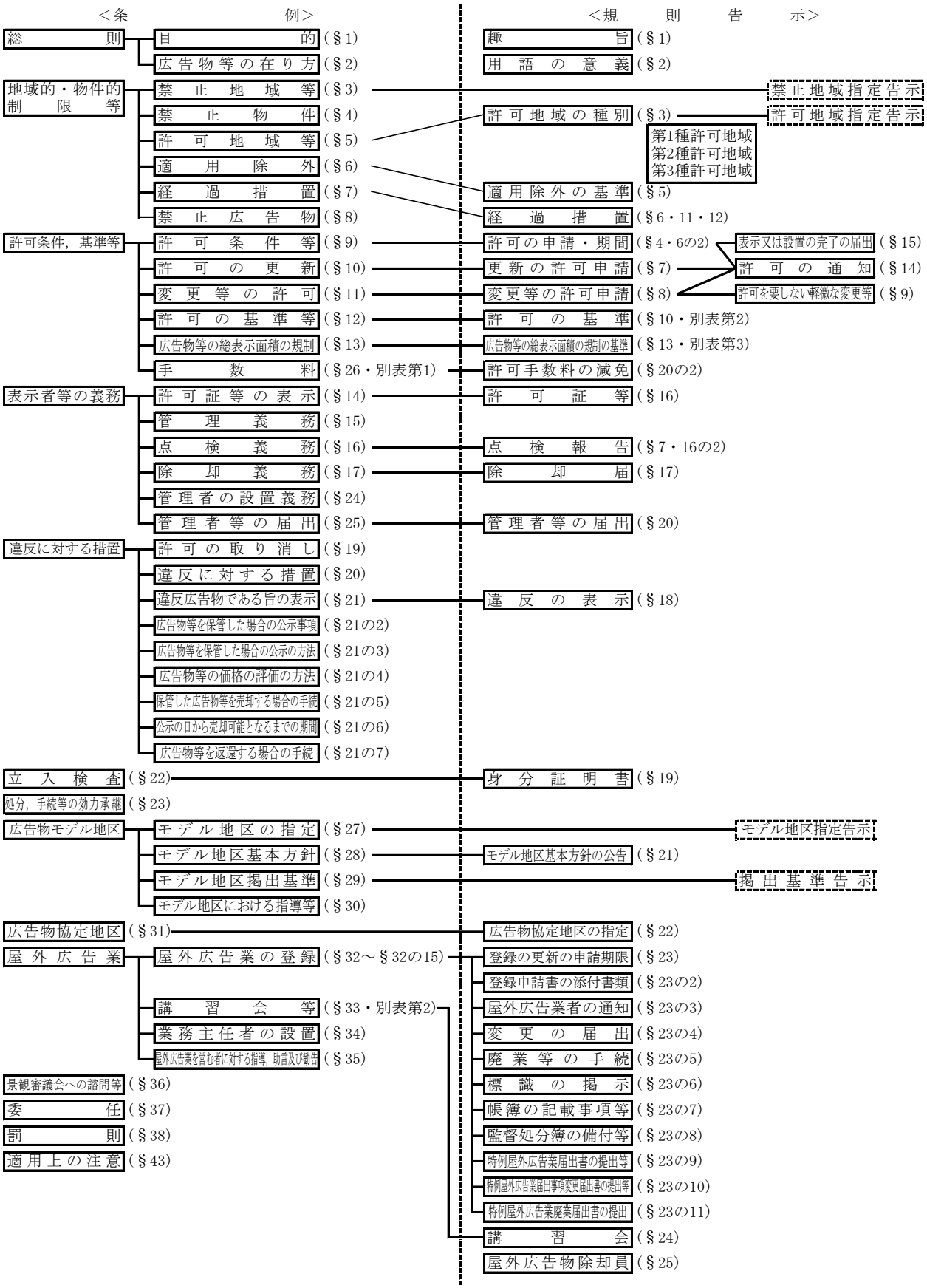

## 5　屋外広告物規制の概要

### (1)　屋外広告物規制の概略フローチャート

| 記号 | §6－2－1　第6条第2項第1号 |
|---|---|

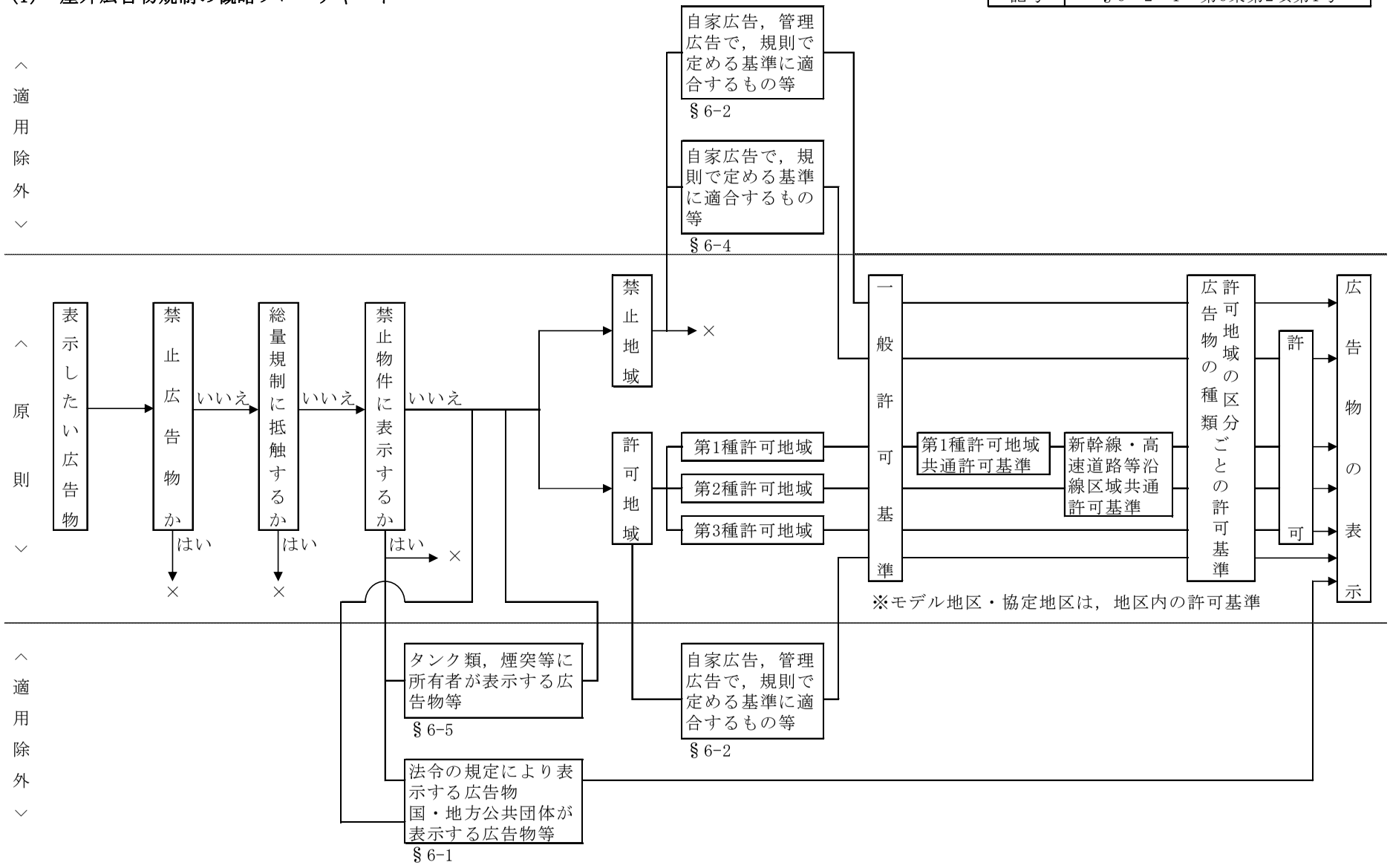

## (2) 禁 止 地 域

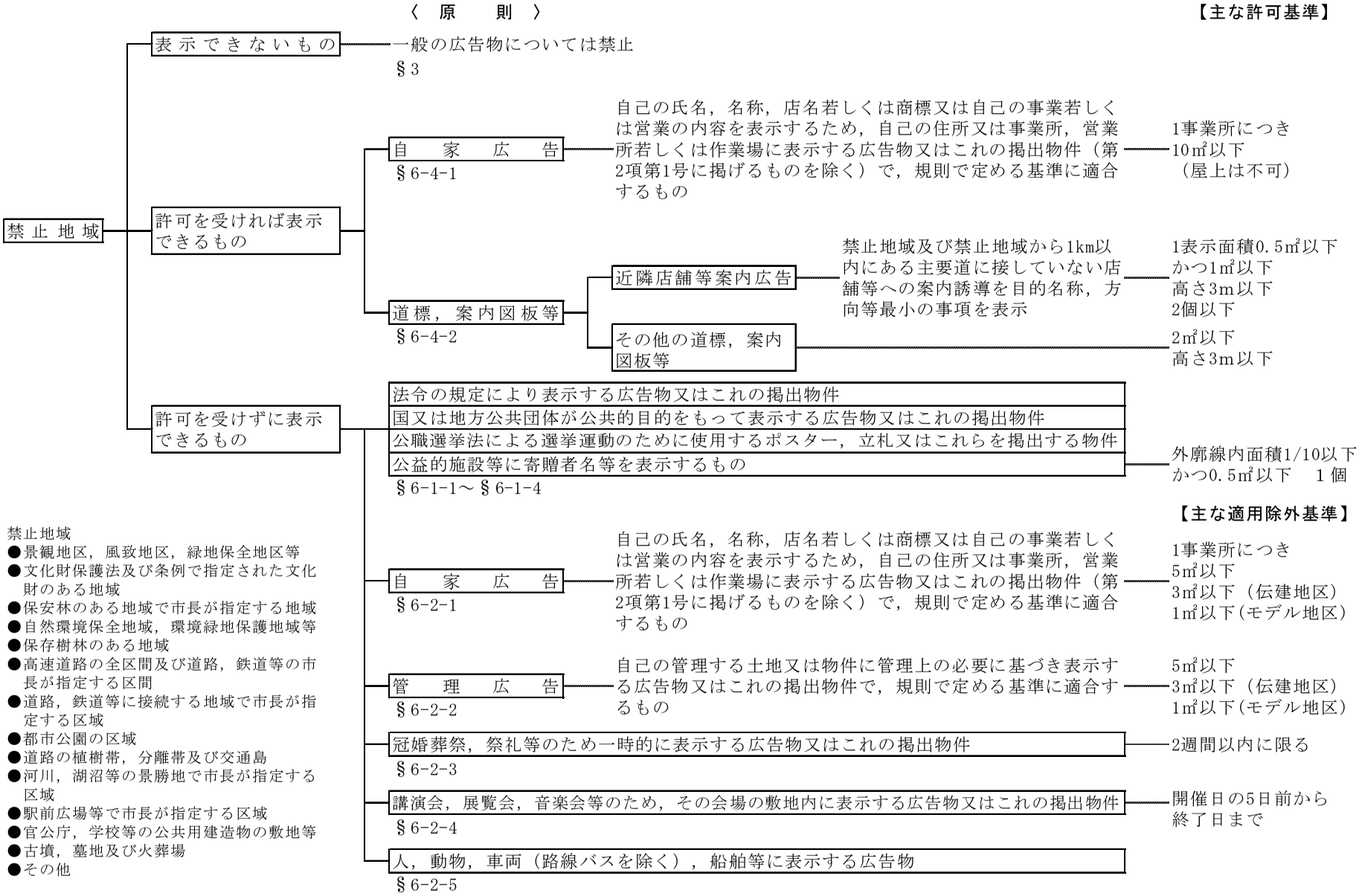
〈 原 則 〉
【主な許可基準】
禁止地域
表示できないもの
一般の広告物については禁止
§3
許可を受ければ表示できるもの
自家広告
§6-4-1
自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件（第2項第1号に掲げるものを除く）で，規則で定める基準に適合するもの
1事業所につき
10㎡以下
（屋上は不可）
道標，案内図板等
§6-4-2
近隣店舗等案内広告
禁止地域及び禁止地域から1km以内にある主要道に接していない店舗等への案内誘導を目的名称，方向等最小の事項を表示
1表示面積0.5㎡以下
かつ1㎡以下
高さ3m以下
2個以下
その他の道標，案内図板等
2㎡以下
高さ3m以下
許可を受けずに表示できるもの
法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター，立札又はこれらを掲出する物件
公益的施設等に寄贈者名等を表示するもの
§6-1-1～§6-1-4
外廓線内面積1/10以下
かつ0.5㎡以下　1個
【主な適用除外基準】
自家広告
§6-2-1
自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件（第2項第1号に掲げるものを除く）で，規則で定める基準に適合するもの
1事業所につき
5㎡以下
3㎡以下（伝建地区）
1㎡以下(モデル地区)
管理広告
§6-2-2
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で，規則で定める基準に適合するもの
5㎡以下
3㎡以下（伝建地区）
1㎡以下(モデル地区)
冠婚葬祭，祭礼等のため一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件
§6-2-3
2週間以内に限る
講演会，展覧会，音楽会等のため，その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件
§6-2-4
開催日の5日前から
終了日まで
人，動物，車両（路線バスを除く），船舶等に表示する広告物
§6-2-5
禁止地域
●景観地区，風致地区，緑地保全地区等
●文化財保護法及び条例で指定された文化財のある地域
●保安林のある地域で市長が指定する地域
●自然環境保全地域，環境緑地保護地域等
●保存樹林のある地域
●高速道路の全区間及び道路，鉄道等の市長が指定する区間
●道路，鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域
●都市公園の区域
●道路の植樹帯，分離帯及び交通島
●河川，湖沼等の景勝地で市長が指定する区域
●駅前広場等で市長が指定する区域
●官公庁，学校等の公共用建造物の敷地等
●古墳，墓地及び火葬場
●その他

## (3) 禁 止 物 件

〈 原　　則 〉　　【主な適用除外基準】

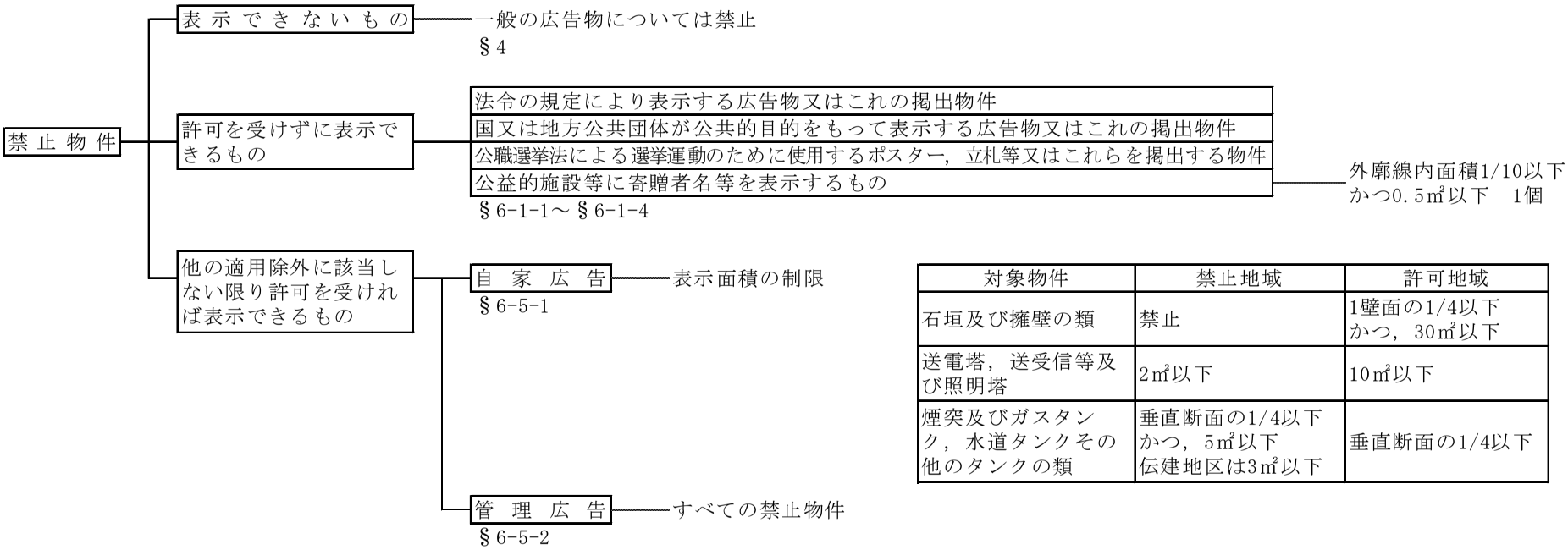


| 対象物件 | 禁止地域 | 許可地域 |
|---|---|---|
| 石垣及び擁壁の類 | 禁止 | 1壁面の1/4以下<br>かつ，30㎡以下 |
| 送電塔，送受信等及び照明塔 | 2㎡以下 | 10㎡以下 |
| 煙突及びガスタンク，水道タンクその他のタンクの類 | 垂直断面の1/4以下<br>かつ，5㎡以下<br>伝建地区は3㎡以下 | 垂直断面の1/4以下 |

禁止物件
- ●橋，トンネル及び高架構造物
- ●石垣及び擁壁の類
- ●街路樹，路傍樹及び指定保存樹
- ●信号機，路上信号機，道路標識，航空標識，道路情報管理施設，カーブ・ミラー，歩道柵，駒止めの類，里程標の類及び地下道上屋
- ●公衆電話ボックス，郵便ポスト，路上変圧器及びこれらに類するもの
- ●送電塔，送受信塔及び照明塔
- ●煙突及びガスタンク，水道タンクその他のタンクの類
- ●彫像及び記念碑の類
- ●パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- ●道路の路面

はり紙，はり札又は立看板を表示してはならないもの ― 許可を受けて表示できるもの ― 政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のためのもの
§6-6～§6-7

- ●電柱，街路灯柱，消火栓標識及びこれらに類するもの
- ●アーチの支柱及びアーケードの支柱

## (4) 許　可　地　域

〈　原　　則　〉　　【主な適用除外基準】

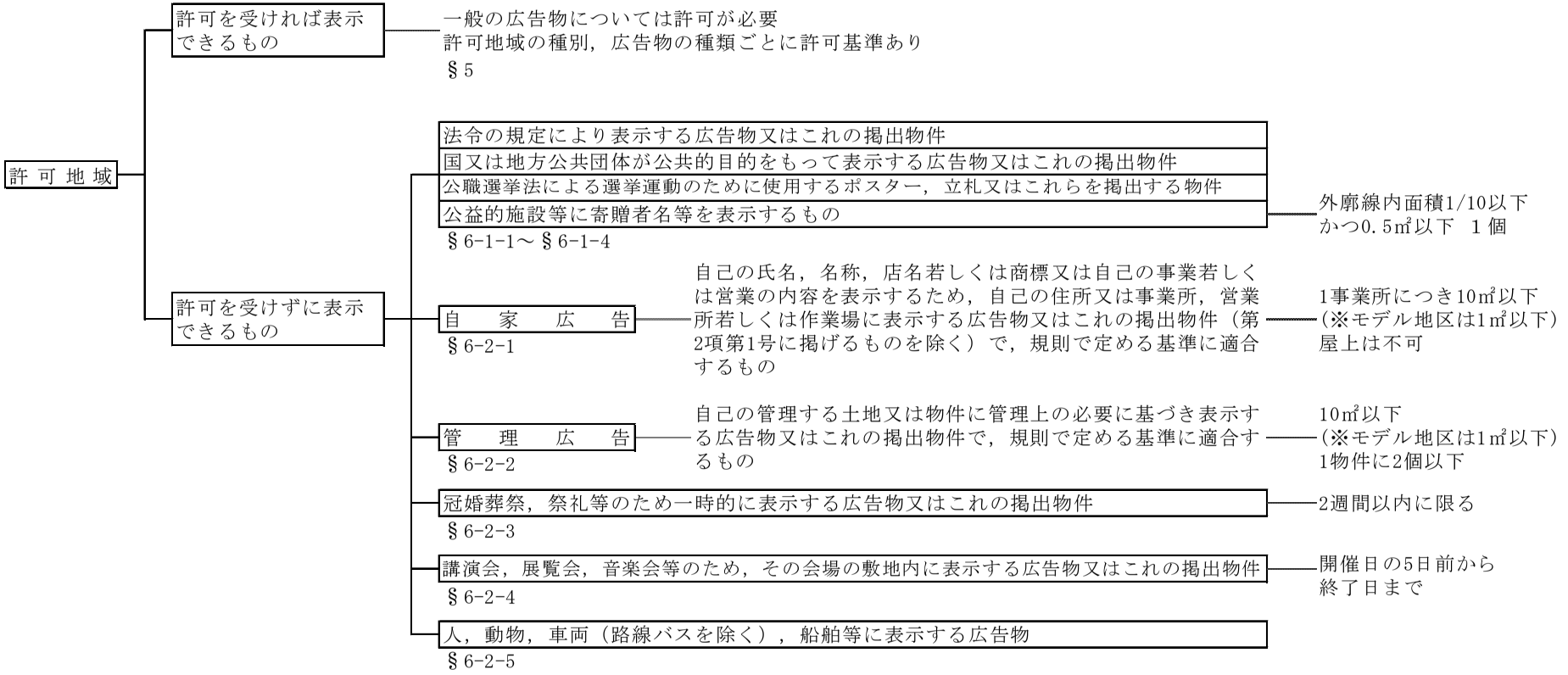


許可地域

〈第1種許可地域〉

●第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域

〈第2種許可地域〉

●新幹線の市長が指定する区間及び当該区間から展望することができる両側各500m以内の区域

●高速道路の本線車道から展望することができる本線車道の両側各500m以内の区域

●市長が指定する道路，鉄道の市長が指定する区間及び当該区間から展望することができる両側各100m以内の区域

〈第3種許可地域〉

●第1種許可地域及び第2種許可地域以外の本市の区域

## 6　屋外広告物の許可手続と受付窓口

屋外広告物を表示し，又は設置しようとするときは，原則として市長の許可を受けることが必要であり，手続の概略は次の通りである。

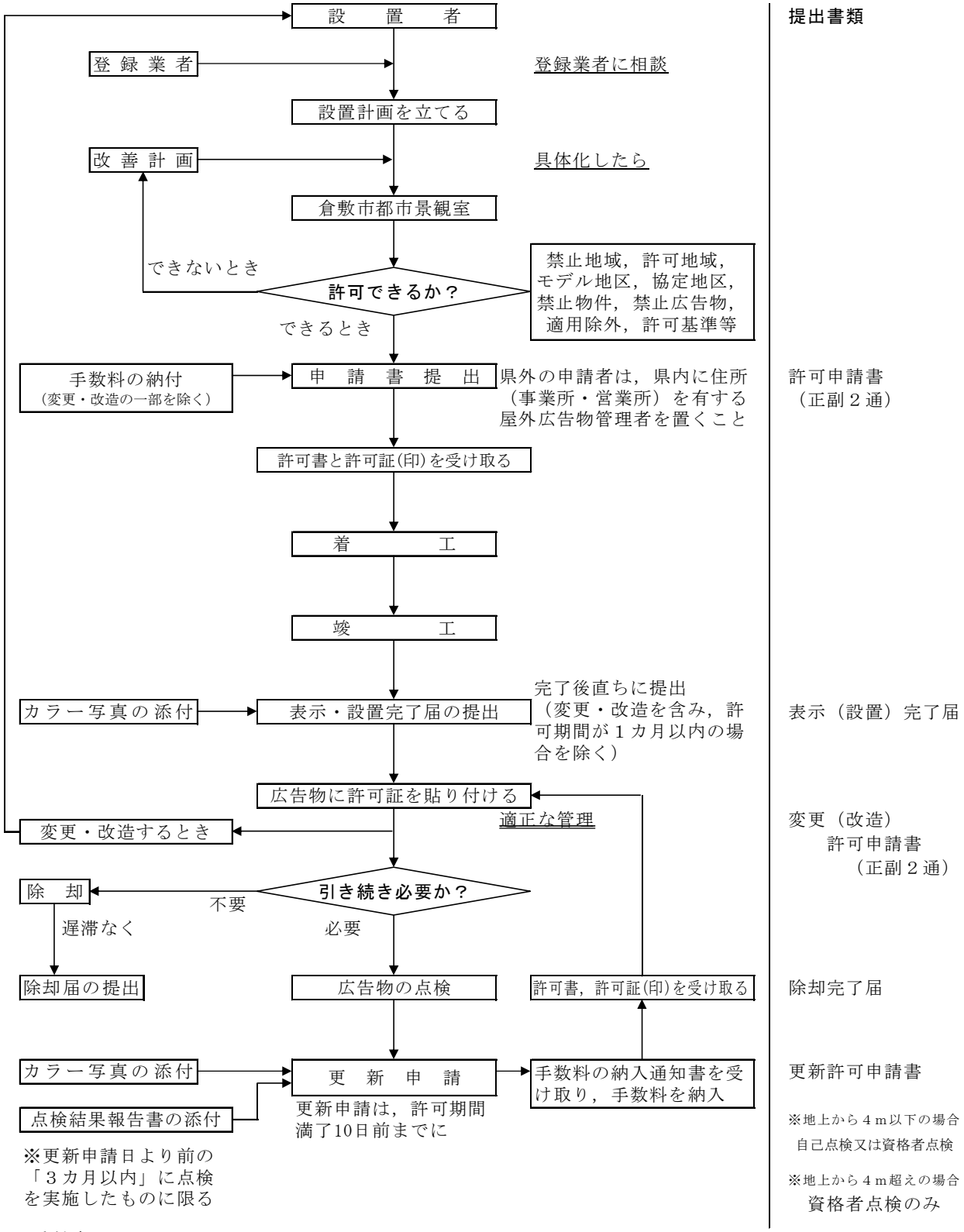


〈受付窓口〉
〒710-8565
倉敷市西中新田640番地
倉敷市建設局都市計画部都市計画課都市景観室
TEL：086-426-3494　FAX：086-421-1600
E-MAIL：keikan@city.kurashiki.okayama.jp

## 7　屋外広告物の主な関係法令等

### (1)　主な関係法令等

| 法　　令 | 主　な　規　制　内　容 | 受け付け窓口 |
|---|---|---|
| 建築基準法 | 工作物の建築確認（第6条，第88条）…高さが4mを超える広告塔，広告板等（施行令第138条） | 倉敷市建築指導課<br>指定確認検査機関 |
| 道路法 | 道路の占用許可（第32条）…広告塔その他これに類するもの，看板，標識，旗ざお，パーキング・メーター，幕及びアーチ（施行令第7条）。道路の上空に突き出す場合にも，許可が必要 | 国土交通省岡山国道事務所<br>岡山県備中県民局<br>倉敷市道路管理課<br>〃　各支所建設課 |
| 道路交通法 | 道路の使用許可（第77条）…広告板，アーチ等 | 所轄警察署 |
| 都市計画法 | 地区計画の区域（地区計画で定められている区域）内において，工作物（屋外広告物で表示面積が1㎡以下でありかつ，高さが3m以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物を除く）の建設の届け出（第58条の2）（施行令第38条の5） | 倉敷市都市計画課 |
| 倉敷市都市景観条例 | 倉敷市都市景観審議会への諮問等（第7条，第12条） | 倉敷市都市景観室 |
| 自然公園法（国立公園，国定公園） | ①特別地域内の広告物の設置許可（第20条）<br>②普通地域内の広告物の設置届（第33条） | 倉敷市公園緑地課 |
| 岡山県立自然公園条例（県立自然公園） | ①特別地域内の広告物の設置許可（第19条）<br>②普通地域内の広告物の設置届（第21条） | |
| 倉敷市風致地区内における建築等の規制に関する条例 | 風致地区内の工作物の設置許可（第2条）…工作物の新築，改築，増築又は移転で，当該建築物等に係る部分の高さが1.5mを超えるもの | |
| 岡山県自然保護条例 | ①特別保全地区及び特別保護地区内の工作物等の設置許可（第12条）<br>②自然環境保全地域（特別保全地区を除く）並びに環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域（特別保護地区を除く）内の工作物等の設置届（第14条） | 倉敷市環境政策課 |
| 岡山県自然海浜保全地区条例 | 自然海浜保全地区内の工作物の設置届（第7条） | 岡山県環境管理課 |
| 倉敷市美観地区景観条例 | 景観地区内における工作物に関する計画の認定（第8条） | 倉敷市文化財保護課 |
| 倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例 | 伝統的建造物群保存地区内の現状変更行為の規制（第4条） | |
| 倉敷市伝統美観保存条例 | 伝統美観保存地区内における行為の届出（第6条） | |
| 倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例 | 背景地区内における行為の規制（第3条） | |
| 公職選挙法 | 選挙運動の際の文書図面の掲示方法，場所等（第143条～第145条，第147条） | 岡山県，倉敷市選挙管理委員会 |

### (2) 土地及び物件の所有者等の承諾

屋外広告物を表示し，又は設置しようとする土地，建築物，工作物等が他人の所有に属するときは，その所有者又は管理者の承諾を得なければ，屋外広告物を表示し又は設置することはできない。

このことは，はり紙，はり札及び立看板の表示についても同じであり，電柱や電話柱等への表示についても，必ず所有者の承諾を得て屋外広告物を設置する必要がある。

## 8　禁止地域（条例第３条）

次の地域及び場所については，広告物等を表示し，又は設置することができない。ただし，条例第６条に該当すれば，適用除外として許可を受けずに（又は許可を受けて）表示し，又は設置できる場合がある。

| 号 | 禁止地域 | 具体例・指定例 |
|---|---|---|
| 1 | ・景観地区(景観法制定前の美観地区)，風致地区，特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区(都市計画法§8) | 倉敷美観地区(景観地区)，酒津(風致地区)<br>倉敷市倉敷川畔(伝統的建造物群保存地区) |
| 2 | ・国指定重要文化財，国宝(文化財保護法§27)の建造物 | 熊野神社本殿(第二殿)，遍照院三重塔，大橋家住宅ほか |
| | ・国指定重要有形民俗文化財(同法§56－10)の建造物 | (該当なし) |
| | ・これらの周囲で市長が指定する区域 | →　文化財指定建造物から20m以内ほか |
| | ・国指定史跡・名勝・天然記念物(同法§109) | 楯築遺跡，下津井鷲羽山，象岩 |
| 3 | ・岡山県指定重要文化財(県文化財保護条例§4)の建造物 | 蓮台寺客殿，(付釣屋等)，蓮台寺多宝塔，清田八幡神社本殿ほか |
| | ・岡山県指定重要有形民俗文化財(同条例§24)の建造物 | (該当なし) |
| | ・これらの周囲で市長が指定する区域 | →　文化財指定建造物から20m以内ほか |
| | ・岡山県指定史跡・名勝・天然記念物(同条例§31) | 王墓山古墳，円通寺公園，阿知の藤ほか |
| 4 | ・市指定重要文化財(市文化財保護条例§3)の建造物 | 宝島寺仁王門，行願院仁王門，地蔵院経堂・輪蔵ほか |
| | ・市指定重要有形民俗文化財(同条)の建造物 | 阿知五輪石塔，釈塔様 |
| | ・これらの周囲で市長が指定する区域 | →　文化財指定建造物から20m以内ほか |
| | ・市指定史跡・名勝・天然記念物(同条) | 廃浅原寺層塔跡，福田貝塚，影向の松，般若院の椿ほか |
| 5 | ・保安林指定された森林のある地域(森林法§25)で，市長が指定する区域 | →　指定なし |
| 6 | ・自然環境保全地域(自然環境保全法4章) | (該当なし) |
| | ・岡山県自然環境保全地域(県自然保護条例3章。以下同じ。) | (　〃　) |
| | ・岡山県環境緑地保護地域 | 田の口地域(19.83ha) |
| | ・岡山県郷土自然保護地域 | 浅原地域(5.22ha)，新熊野蟻峰山地域(133.38ha)，稗田八幡宮(2.08ha)，箭田(5.87ha) |
| | ・郷土記念物 | 柳田八幡の森，下津井祇園神社の社叢 |
| | ・郷土記念物の周囲で市長が指定する区域 | →　指定なし |
| | ・倉敷市自然環境保全地区で市長が指定する区域 | →　指定なし |
| 7 | ・保存樹林のある地域(都市の良好な景観又は風致を維持するための樹木の保存に関する法律§2) | (該当なし) |
| 8 | ・高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間 | 山陽自動車道，瀬戸中央自動車道 |
| | ・道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く)の市長が指定する区間 | (都)大内船穂道口線及び(都)船倉曽原線の各路線の一部区間 |
| | ・鉄道，軌道及び索道(以下「鉄道等」という)の市長が指定する区間 | →　指定なし |
| 9 | ・道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域 | 瀬戸中央自動車道(一部区間)の両側各100ﾒｰﾄﾙ以内の区域，(都)大内船穂道口線及び(都)船倉曽原線の各路線(一部区間)の両側各100ﾒｰﾄﾙ以内の区域(商工業系地域に接続する区間を除く) |
| 10 | ・都市公園(都市公園法§2)及び児童遊園(児童福祉法§40) | 水島中央公園，高梁川緑地等の公園，緑地 |
| 11 | ・道路の植樹帯，分離帯及び交通島 | |
| 12 | ・河川，湖沼，渓谷，海浜，高原，山岳その他の景勝地及びこれらの付近の地域で，市長が指定する区域 | →　指定なし |
| 13 | ・港湾，駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域 | 倉敷駅前広場，倉敷駅北広場，中庄駅南広場，中庄駅北広場，茶屋町駅前広場，児島駅前広場，新倉敷駅前広場，新倉敷駅北広場，水島駅前広場，栄駅前広場 |
| 14 | ・官公署，学校，図書館，公会堂，公民館，博物館，美術館，体育館，病院，公衆便所その他公共用建造物及びその敷地 | |
| | ・これらの付近の地域で市長が指定する区域 | →　指定なし |
| 15 | ・古墳，墓地，火葬場及び葬斎場 | |
| 16 | ・社寺及び教会の建造物 | |
| | ・その境域で市長が指定する区域 | →　指定なし |
| 17 | ・良好な景観又は風致を維持するために必要あるものとして市長が指定する区域 | →　指定なし |

◎　禁止地域の指定（告示）

(1)　文化財指定建造物から20m以内の区域とする。ただし，塀，垣，道路，水路等で囲われている場合は，建造物から20mを超えている敷地もその区域とする。

(2)　次の表の左欄に掲げる道路の右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各100m以内の区域

| 道　路 | 禁止地域 | |
|---|---|---|
| | 始点 | 終点 |
| 瀬戸中央自動車道（国道30号） | 亀山高架橋南端（亀山地内） | 県道玉野福田線との交差点（曽原地内） |
| | 正面山トンネル北入口より500m北の地点（福江地内） | 香川県境（下津井田之浦１丁目地内） |
| （都）大内船穂道口線 | 字境（玉島長尾地内） | 市域境（玉島道口地内） |
| | 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。 | |
| （都）船倉曽原線 | 倉敷川右岸（新田地内） | 県道玉野福田線との交差点（曽原地内） |
| | 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。 | |

(3)　中庄駅北広場，中庄駅南広場，倉敷駅前広場，倉敷駅北広場，新倉敷駅前広場，新倉敷駅北広場，茶屋町駅前広場，児島駅前広場，水島駅前広場及び栄駅前広場

## ９　禁止物件（条例第４条）

次の物件には，市内全域において，広告物を表示し，又は掲出物件を設置することができない。ただし，条例第６条に該当すれば，適用除外として許可を受けずに（又は許可を受けて）表示し，又は設置できる場合がある。

１　表示・設置ともに禁止の物件

(1)　橋（ガードを含む。），トンネル及び高架構造物

(2)　石垣及び擁壁の類

(3)　街路樹，路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第２条第１項の規定により指定された保存樹又は保存樹林

(4)　信号機，路上信号制御機，道路標識，道路情報管理施設，カーブ・ミラー，歩道柵，駒止めの類，里程標の類及び地下道上屋

(5)　消火栓，火災報知機及び火の見やぐら

(6)　公衆電話ボックス，郵便ポスト，路上変圧器及びこれらに類するもの

(7)　送電塔，送受信塔及び照明塔

(8)　煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類

(9)　彫像及び記念碑の類

(10)　パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備

(11)　景観法(平成16年法律第110号)第19条第１項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第１項の規定により指定された景観重要樹木

(12)　前各号に掲げるもののほか，特に良好な景観又は風致の維持に必要なものとして市長が認めるもの

２　次に揚げる物件には，はり紙，はり札等，広告旗又は立看板等を表示してはならない。

(1)　電柱，街路灯柱，消火栓標識及びこれらに類するもの

(2)　アーチの支柱及びアーケードの支柱

３　道路の路面には，広告物を表示してはならない。

## 10　禁止広告物（条例第８条）

次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し，又は設置してはならない。

(1)　著しく汚染し，退色し，又は塗料等のはく離したもの

(2)　著しく破損し，又は老朽したもの

(3)　倒壊又は落下のおそれがあるもの

(4)　信号機，道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げるようなもの

(5)　道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(6)　倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例（平成２年倉敷市条例第28号）第３条第１項第１号に規定する建築物等であって，今橋及び中橋の橋上面並びに今橋から中橋と高砂橋の中間点までの間の倉敷川両岸の道路面から1.5メートルの高さにおいて，著しく視界に入るもの

## 11　許可地域(条例第５条)

本市の区域内では，市長の許可を受けなければ広告物を表示し，又は掲出物件を設置することができない。ただし，条例第６条に該当すれば，適用除外として許可を受けずに表示し，又は掲出物件を設置できる場合がある。

許可地域は３種類に種別指定して，それぞれに許可基準を設定し，地域の特性に応じた規制を行うこととしている。

なお，詳細については，告示（P137～158）を参照のこと。

<table>
<tr><th>区　域　名</th><th colspan="3">指　　定　　地　　域</th></tr>
<tr><td>第１種許可地域</td><td colspan="3">第１種低層住居専用地域及び第２種低層住居専用地域</td></tr>
<tr><td rowspan="6">第２種許可地域</td><td>次の道路の全線の両側各500m以内の区域</td><td colspan="2">山陽自動車道　瀬戸中央自動車道（国道30号）</td></tr>
<tr><td>次の鉄道の指定区間の両側500m以内の区域</td><td colspan="2">山陽新幹線</td></tr>
<tr><td rowspan="3">次の道路の指定区間の両側各100m以内の区域</td><td>国　道</td><td>２号　429号　430号</td></tr>
<tr><td>県　道</td><td>岡山児島線 鷲羽山公園線 早島松島線</td></tr>
<tr><td>市　道</td><td>市道王子ヶ岳登山道</td></tr>
<tr><td>次の鉄道の指定区間の両側各100m以内の区域</td><td colspan="2">山陽本線　宇野線　伯備線　本四備讃線（瀬戸大橋線）</td></tr>
<tr><td>第３種許可地域</td><td colspan="3">許可地域のうち，第１種許可地域及び第２種許可地域以外の区域</td></tr>
<tr><td>屋外広告物モデル地区</td><td>倉敷駅周辺地区</td><td colspan="2">ＪＲ倉敷駅南口駅前広場から駅前古城池霞橋線の中央一丁目交差点までの沿道に面する区域</td></tr>
</table>

## 12　個別地区制度（条例第27条～第31条）

### (1)　屋外広告物モデル地区

①　概要

良好な自然景観や都市景観を保全し，創出していくため，景観の重要な構成要素である屋外広告物について美しく，質が高く，周囲の建築物等と調和のとれたものにする必要が特にあると認める区域を指定する。

モデル地区内の屋外広告物は，許可基準のほか，モデル地区掲出基準にも適合しなければならない。

②　指定手続き

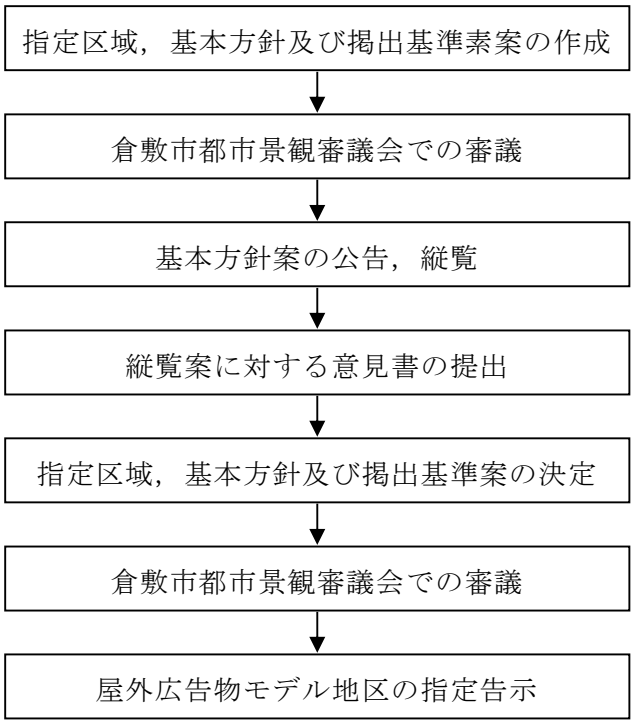


③　モデル地区の指定（P145～158）

令和３年４月１日　倉敷市告示第196号　「倉敷駅周辺地区」の区域

令和３年４月１日　倉敷市告示第197号　「倉敷駅周辺地区」の掲出基準

### (2) 広告物協定地区

① 概要

土地の所有者等が一定の区域を定めて良好な景観を形成し，又は風致を維持するための広告物協定を締結し，広告物協定地区として市長の指定を受ければ，その協定の内容によって広告物等の規制を行う。

② 広告物協定地区の指定（※都市景観室ホームページに内容を公表）

令和３年７月21日　あちてらす倉敷広告物協定（北館）
倉敷市阿知３丁目９番１号（3,511㎡）

令和３年７月21日　あちてらす倉敷広告物協定（南館）
倉敷市阿知３丁目13番１号（6,957㎡）

## 13 許 可 基 準

### (1) 共通基準（規則別表第２）

① 一般基準

ア　周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあっては，当該建造物又は景観を遮へいすることなく，かつ，周囲の景観に調和していること。

イ　裏面，側面及び脚部は，原則として塗装その他の装飾により良好な景観を整えたものであること。

ウ　ネオン管その他の照明を使用する広告物等は，昼間においても良好な景観又は風致を害さないこと。

② 第１種許可地域共通許可基準

| 区　　域 | 共 通 許 可 基 準 |
|---|---|
| 第１種許可地域全域 | １　ネオン管その他の広告物等の照明は，点滅しないこと。<br>２　回転灯を使用していないこと。<br>３　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |

③　新幹線，高速道路等沿線区域共通許可基準

| 区　　域 | 共　通　許　可　基　準 |
|---|---|
| 高速道路又は県道鷲羽山公園線（旧鷲羽山有料道路の区間に限る。）から展望することができる両側各100ｍ以内の区域 | 1　ネオン管その他の広告物等の照明は，点滅しないこと。<br>2　回転灯を使用していないこと。<br>3　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |
| 1　山陽新幹線又は高速道路から展望することができる両側各500ｍ以内の区域（第３種許可地域を除く。）<br>2　県道鷲羽山公園線（旧鷲羽山有料道路の区間に限る。）から展望することができる両側各100ｍ以内の区域（第３種許可地域を除く。） | 建物利用広告物及び建物敷地内広告物を表示し，又は設置してはならない。ただし，次に掲げる広告物等又は地域については，この限りでない。<br>1　自家広告<br>2　商工業系用途地域<br>3　山陽新幹線，高速道路等から全く展望することができない建物の壁面に表示する広告物等 |

備考

1　高速道路……山陽自動車道及び瀬戸中央自動車道（国道30号）

2　商工業系用途地域……近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域

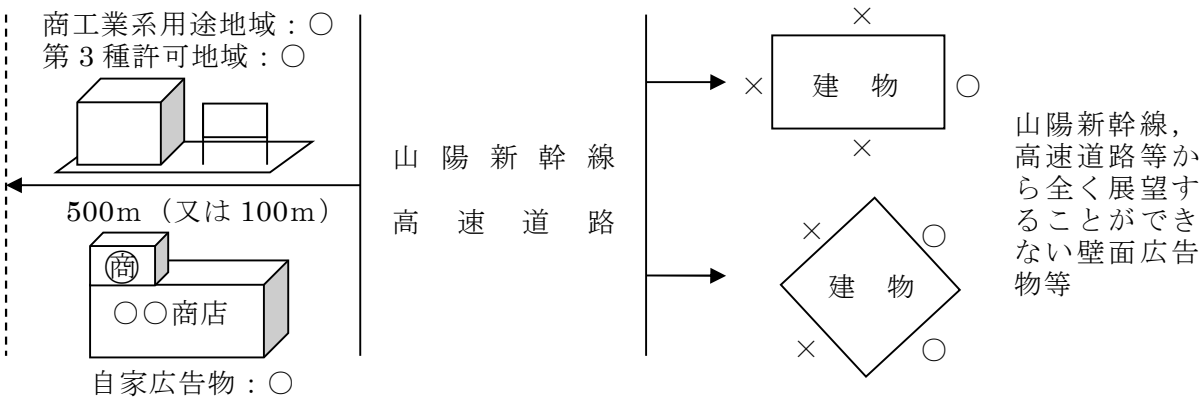


※ＬＥＤ（発光ダイオード）その他これらに類する材料の取扱いについて

広告物の表示面（パネル）が発光するものは，許可基準の発光を伴う材料に該当する。

ただし，可変・点滅しない照明光源等は，これに該当しない。

### (2) 総量規制（規則別表第３）

| 区　　域 | 総　量　規　制　の　基　準 |
|---|---|
| 禁　止　地　域<br>及　び<br>許　可　地　域 | 建築物に表示し，又は設置する広告物等（建物利用広告物に限る。）の総表示面積は，当該建築物の総壁面面積（壁面のうち，地上から51mまでの高さの壁面の面積の合計をいう。）の２分の１以下であること。 |

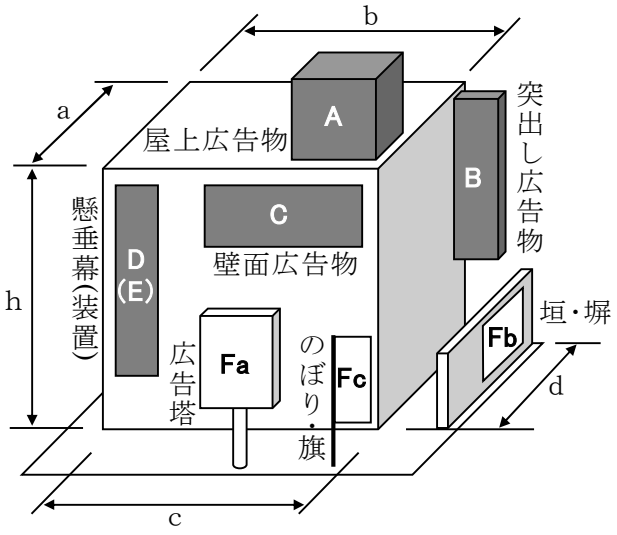


総壁面面積（W）
＝（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ）×ｈ（最高 51m）

広告物の総表示面積
＝A＋B＋C＋D(E) ≦ W×１/２

●防火地域※1における注意事項

建築基準法【抜粋】
(看板等の防火措置)
第 64 条　防火地域内にある看板，広告塔，装飾塔その他これらに類する工作物で，建築物の屋上に設けるもの又は高さ３ｍを超えるものは，その主要な部分を不燃材料で造り，又は覆わなければならない。

※1　防火地域は「倉敷市統合型 GIS」を参照のこと。

### (3) 色彩規制（規則別表第１，第２）

景観との調和を図り，交通事故等の危害の発生を防止するため，広告物の色彩の規制を行う。規制する色を具体的に示すため，ＪＩＳ（日本産業規格）で採用されている色を数値で表わすマンセル表色系を用いる。

マンセル表色系は，１つの色を三属性に分けて表記する方法である。

| 三属性 | 表現する内容 | 例 |
|---|---|---|
| 色　　相 | 色味 | 赤　黄赤　黄　黄緑　緑　青緑　青　青紫　紫　赤紫 |
| 明　　度 | 明るさ | 明るい　暗い |
| 彩　　度 | あざやかさ | けばけばしい　落ち着いている |

暖色系　・・・・・・・・・・・・・・・・・　色相が10ＲＰ（０Ｒ）から10Ｙ（０ＧＹ）の範囲

けばけばしい色　・・・・・・・・・・　彩度が８以上の色

暗色　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　明度が３未満の色

刺激的な配色　・・・・・・・・・・・・　「純色と補色」又は「純色と暗色」が並ぶ状態

（純色：彩度が最大の色
補色：マンセル色相環上の反対位置にある色）

## 色彩等の規制一覧表

| 規制項目 | | 規制事項 | 地域又は屋外広告物の種類 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 禁止地域(自家広告，管理広告，道標，案内板等) | 第1種許可地域 | 高速道路等沿線の両側各100m以内 | 建物敷地内広告物(自家広告，商業地域及びのぼり・旗を除く。) | 野立広告物，道標，案内図板等（商業地域及びのぼり・旗を除く。) | 電柱類広告物，消火栓標識利用広告物 | 停留所標識利用広告物 | 寄贈者名表示（禁止地域) | 車体広告物(路線バス)寄贈者名表示（許可地域) |
| 色彩 | 地色 | けばけばしい色(彩度8以上の色)使用禁止 | ○ | — | — | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ |
| | | 比較的けばけばしい色(彩度5以上の色)の使用禁止 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| | | 暗色(明度3未満の色)の使用禁止 | ○ | — | — | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ |
| | | 白色に限る。 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — |
| | 図柄の色 | けばけばしい色（彩度8以上の赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）の使用禁止 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | — | — |
| | 全体の色 | 表示面積の2分の1を超えて，けばけばしい色（彩度8以上の色）の使用禁止 | ○ | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ○ |
| | 色数 | 使用する色は3色（無彩色を含む。）以下 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | — | — |
| ネオン管 | | 使用禁止 | ○ | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | 点滅禁止 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — |
| その他の照明 | | 点滅禁止 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — |
| 回転灯 | | 使用禁止 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — |
| 蛍光塗料 | | 使用禁止 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考　1　○印をつけた部分が規制する事項である。

2　色彩の規制は，広告物等の表示面の塗装，フィルム，プラスチックその他これらに類する物の色についてのみ行い，光の色は対象外とする。

3　地色とは，文字その他の具象的な図柄以外の地の色をいう。

4　建物利用広告物や許可地域内の管理広告（許可不要の適用除外のものに限る。）については，色彩等の規制の対象としない。

① 地色の取扱いについて

●広告全面から文字・図柄等を全て除外し，1/2以上の色を地色とする。

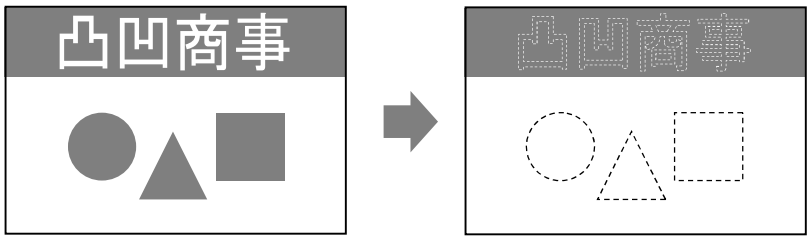


広告全面の 1/2 以上が
地色となる(左図白部)

●広告の背景色が複数の場合は，1/2以上の色を地色とする。

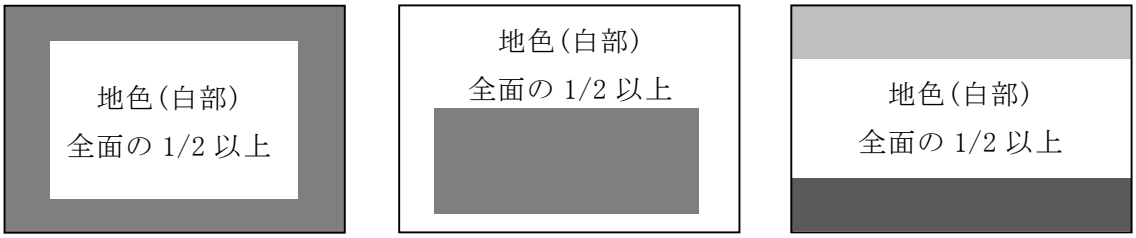


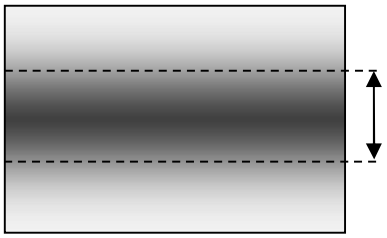

グラデーションの場合は，
彩度 8 以上又は明度 3 未満の範囲が，
全面の 1/2 以下であること。

（注）許可申請書に添付する図面には，地色の
範囲がわかる寸法を必ず記入すること。

●写真は図柄とするが，写真の背景が無地の場合は地色とする。

② 建築物のアクセント色について

● 建築物のアクセント色と一体化し，屋外広告物の申請寸法以上に大きくしないこと。

（注）「屋外広告物の表示面積基準」及び「倉敷市景観計画の色彩基準」に不適合となる可能性がある。

## (4) 広告物の種類ごとの許可基準（規則別表第２）（P130～136）

広告物の種類ごとの許可基準の概要は次のとおり。(※モデル地区の許可基準は, P145～158)

共通事項：広告物等の高さ(H)を算出する場合，広告物専用の外照式照明装置を含む。

### A　屋上広告物

① 表示面積

- １種…禁止
- ２種…60㎡以下（木造建築物不可）
- ３種…特に定めない（木造建築物不可）

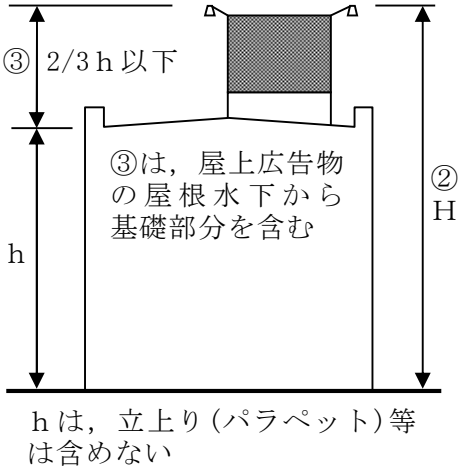


② 広告物等の地上からの高さ

- １種…禁止
- ２種…46ｍ以下
- ３種…51ｍ以下

③ 広告物等の高さ

- １種……禁止
- ２，３種…地上から広告物等を設置する箇所までの高さの３分の２以下（最高20ｍ）

④ 広告物の上端の地上からの高さの特例

自己の氏名，名称，店名，商標又はビル名を表示するため，自己の住所，事業所，営業所，作業場又は建築物に表示する広告物で，次の各号に該当するものについては，広告物の上端の地上からの高さの限度を超えて表示することができる。

（１）屋上構造物（階段室，昇降機塔，物見塔，その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。）の壁面に文字，数字又は商標を縦３ｍ以下の箱文字により表示していること。

（２）ネオン管を使用していないこと。

（３）広告物の照明は，点滅しないこと。

（４）高さの限度を超えて表示する広告物は，１壁面に１個であること。

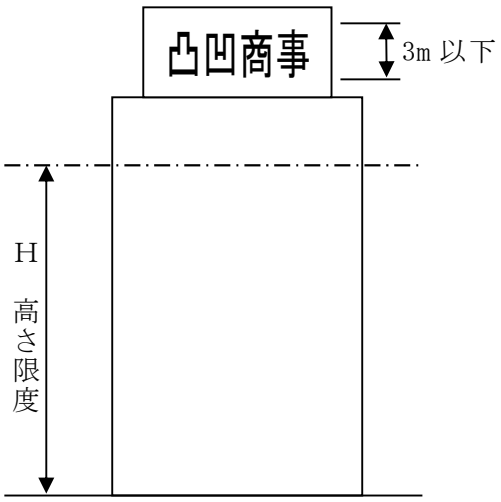

⑤　広告物の高さの特例

屋上構造物の上に設置する場合は，屋上構造物の高さは，地上から広告物を設置する箇所までの高さに含めず,広告物の高さに含めるものとする。ただし，屋上構造物の水平投影面積の合計が建築物の建築面積の８分の１を超える場合で，屋上構造物の壁面の延長面から突き出していないときは，この限りでない。

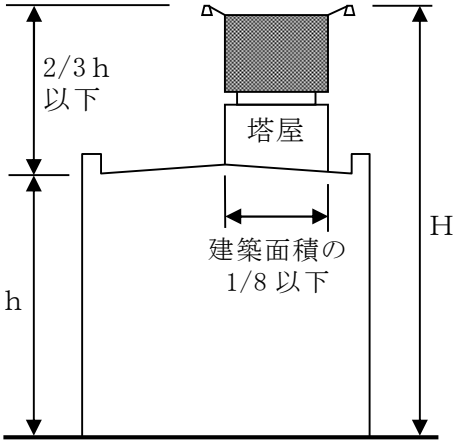


⑥　建物の壁面の延長線上から突き出さないこと。

⑦　支柱・骨組みが露出しないようにルーバー等により遮へいしていること。

⑧　屋上構造物に設置する場合，屋上構造物の壁面の延長面から突き出すときは，突き出た部分と屋上との間をルーバー等により遮へいしていること。

⑨　屋根に直接描出するもの又は広告物の裏面全部を屋根に密着させるものについては，壁面広告物の基準も満たすこと。

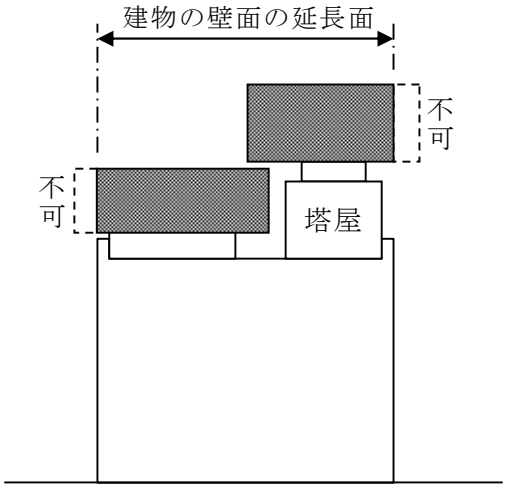


⑩　新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。

⑪　建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。

（注）建物の壁面と屋上構造物の壁面の双方にまたがって表示される広告物は，屋上広告物の基準を満たすとともに，壁面広告物の基準（１壁面の利用割合限度など）も満たすこと。

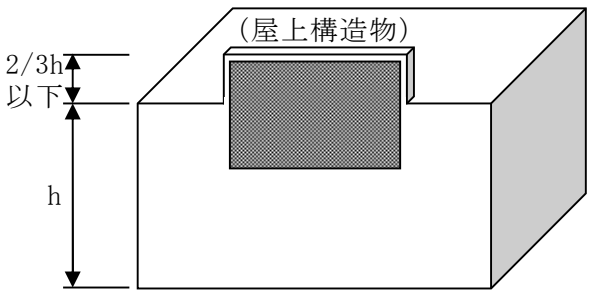

## B　突出し広告物

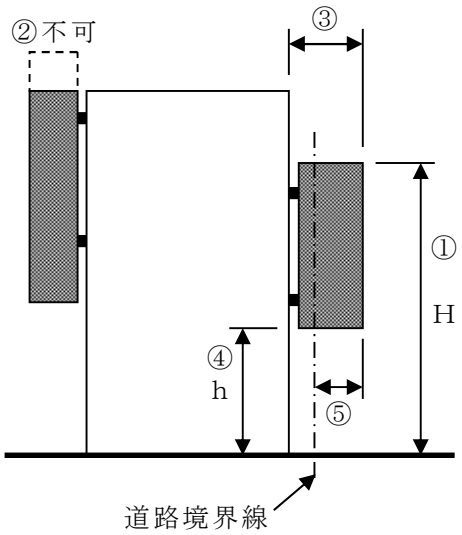


① 広告物の上端の地上からの高さ（H）

- １種……10ｍ以下
- ２種……46ｍ以下
- ３種……51ｍ以下

② 建築物の上端から突き出さないこと

③ 壁面からの出幅 1.5m以下

④ 道路面からの広告物の下端の高さ（ｈ）

歩道上 2.5m以上，歩車道の区別のない道路上又は車上 4.5m以上

⑤ 道路上に突き出す場合は，道路の境界線から 0.6m未満（歩道上は１ｍ未満）

⑥ １壁面に２列以下。ただし，一方の面が 0.5 ㎡以下のものは，この限りではない。

⑦ 同じ列に設置するものは，その出幅が同じであること。

⑧ 新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。

⑨ 建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。

## C　壁面広告物

① １壁面の利用割合限度

| 地域 | １　壁　面　の　面　積 | | |
|---|---|---|---|
| | 100 ㎡未満 | 100 ㎡以上 200 ㎡未満 | 200 ㎡以上 |
| １種 | １／４以下 | １／５以下又は 25 ㎡以下 | １／６以下又は 40 ㎡以下 |
| ２種 | １／３以下 | １／４以下又は 34 ㎡以下 | １／５以下又は 50 ㎡以下 |
| ３種 | １／２以下 | １／３以下又は 50 ㎡以下 | １／４以下又は 67 ㎡以下 |

② 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。

③ 窓その他の開口部をふさがないこと。

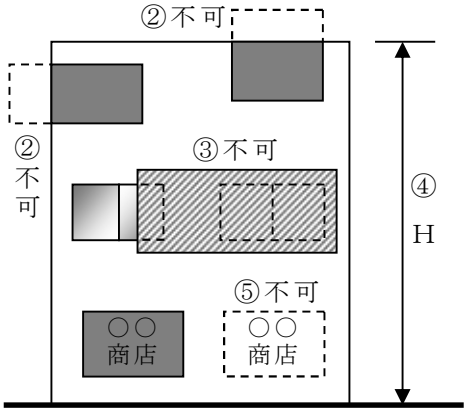


④ 広告物の上端の地上からの高さ

- １種……10ｍ以下
- ２種……46ｍ以下
- ３種……51ｍ以下

⑤ 意匠及び広告文が同一のものは，１壁面に１個

⑥　広告物の上端の高さの特例がある（屋上広告物の許可基準を参照）

⑦　新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。

⑧　建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。

（注）外照式照明装置が建物壁面の演出と兼用の場合は，高さ（H）に含まれない。
ただし，管理義務と点検義務は生じる。

（注）１壁面に複数の店舗が個別に広告表示する場合，各店舗が専有する壁面ごとに利用割合限度を遵守することが望ましい。（※後に広告表示できない店舗が発生する恐れあり。）

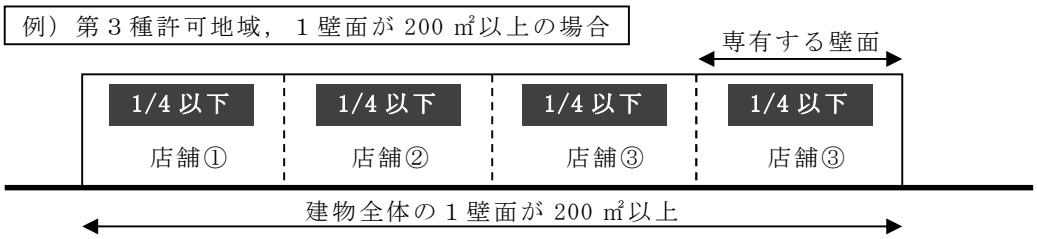


## D　壁面利用懸垂幕

①　規格

- １種……長さ 10ｍ以下，幅 2.0ｍ以下
- ２種，３種……長さ 15ｍ以下，幅 2.0ｍ以下

②　１壁面に表示することができる個数

- １種……１個
- ２種……２個以下（ただし，意匠及び広告文が同一のものは，１個）
- ３種……４個以下（ただし，意匠及び広告文が同一のものは，１個）

③　１壁面の利用割合限度，広告物の上端の地上からの高さ…壁面広告物の基準を参照

④　許可期間……１箇月以内

⑤　新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。

⑥　建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。

## E　懸垂幕掲出装置

①　自己の店舗，事業所等の建築物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。

②　許可期間……１年以内

③　その他については，壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。

## F　建物敷地内広告物

※建物と合わせて広告物が日常管理できることが前提であり，移動・移設が可能な仮設建物，利用実態のない空家・廃屋，これらに類する建物は該当しない。

### a　広告板，広告塔

①　表示面積（集合広告の場合を含む。）

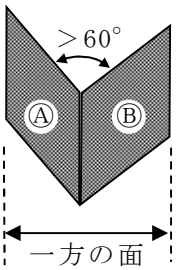


３種地域の場合
Ⓐ＋Ⓑ≦35 ㎡

- １種……一方の面５㎡以下かつ 10 ㎡以下
- ２種……一方の面 25 ㎡以下かつ 50 ㎡以下
- ３種……一方の面 35 ㎡以下かつ 70 ㎡以下

（注）接続する２面の内角が 60° を超える場合は，同時に視認できるため，一方の面とする。

②　高さ

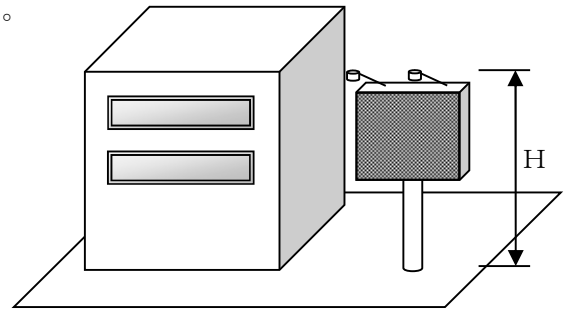


- １種……６ｍ以下
- ２種……10ｍ以下
- ３種……15ｍ以下

（注）表示面が広告板や広告塔の上端より低い場合でも，上端の高さが広告板や広告塔の高さとなる。（高さには，外照式照明装置などの付属設備を含む。）

### b　垣，塀広告物

突出し広告物及び壁面広告物の基準を満たすこと。

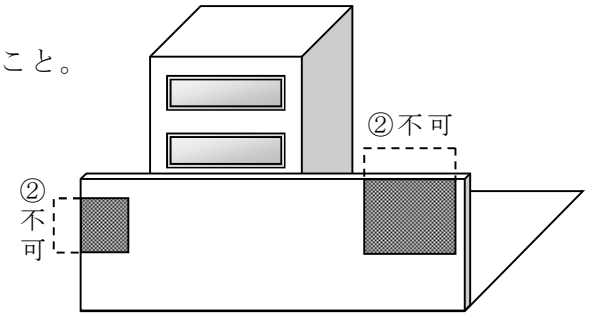


### c　のぼり，旗

①　道路の路肩から５ｍ以内に設置する場合は，相互の間隔を５ｍ以上とすること。（３本以下の場合は除く。）

②　許可期間……１箇月以内

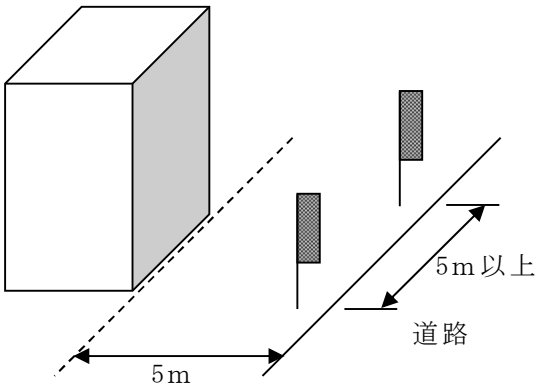


a，b　共通……色彩規制の基準を満たすこと。

a，b，c 共通……新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。

## G　野立広告物

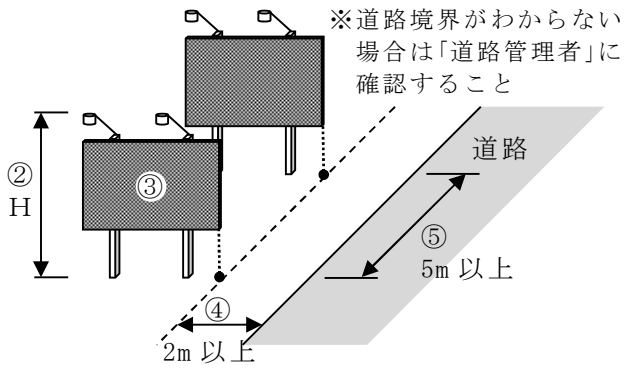


①　許可する地域

- 1種……禁止
- 2種……商工業系用途地域に限る。
- 3種……全域

②　広告物等の高さ……10m以下

③　表示面積（集合広告の場合を含む。）……　一方の面が 25 ㎡以下かつ，50 ㎡以下

（注）接続する２面の内角が 60° を超える場合は，同時に視認できるため一方の面とする。

④　道路から２m以上離れていること。（商業地域を除く）

⑤　野立広告物間の距離が５m以上であること。（商業地域を除く）

⑥　色彩規制の基準を満たすこと。（商業地域を除く）

## H　近隣店舗等案内広告

①　表示内容等

近隣（本市又は本市に隣接する市町村の区域をいう。）の店舗，工場，事業所等の案内誘導を目的とするもので，当該店舗，工場，事業所等が主要な道路に接していない等の場合で，その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合に限る。

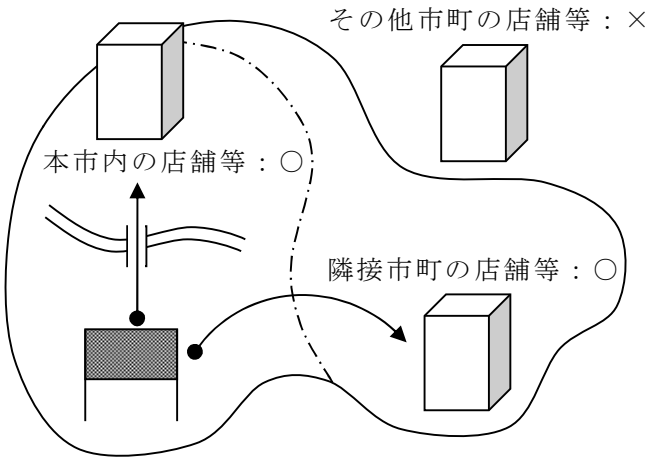


(注) 例えば，高速道路やそのインターチェンジに近い場所に設置する広告物の場合，その表示又は設置が特にやむを得ないものとは，原則認められない。

②　表示内容

名称，事業内容，方向，距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。

③　上端の高さ……３m以下

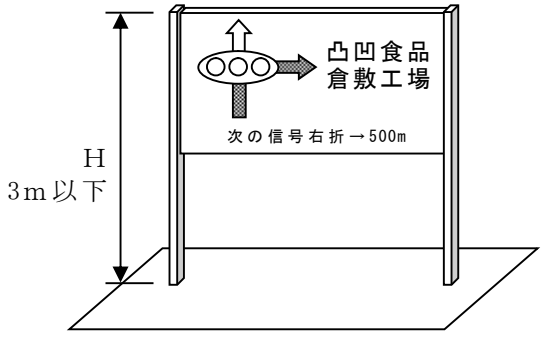

④　形状……長方形に限る

⑤　表示面積

| 区分 | 1　　種 | 2　　種 | 3　　種 |
|---|---|---|---|
| 単独 | 一方の面 0.5 ㎡以下<br>かつ１㎡以下 | 一方の面１㎡以下<br>かつ２㎡以下 | 一方の面２㎡以下<br>かつ４㎡以下 |
| 集合 | 一方の面１㎡以下<br>かつ２㎡以下 | 一方の面２㎡以下<br>かつ４㎡以下 | 一方の面３㎡以下<br>かつ６㎡以下 |

⑥　色彩規制の基準を満たすこと。

## I　その他の道標案内図板

①　表示内容

商業広告その他営利を目的とするものでないこと。

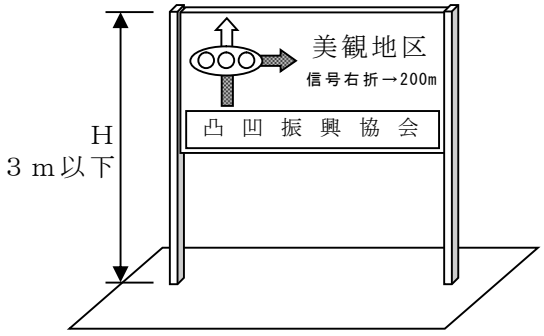


②　表示面積：１種……４㎡以下

２，３種……６㎡以下

③　寄贈者名等の表示割合

１面の 10 分の１以下

④　上端の高さ……道路面から３ｍ以下

⑤　色彩規制の基準を満たすこと。

## J　はり紙，はり札等

①　表示内容

１，２種……政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。

３種……制限なし

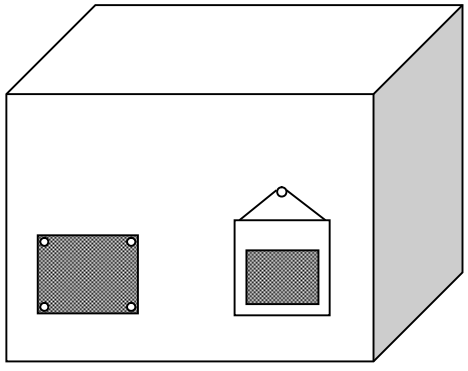

②　表示面積……１㎡以下

③　はり紙は，糊ばりしないこと。押しピン，セロテープ等でとめること。

④　許可期間……１箇月以内

## K　立看板等

①　表示内容

１，２種……政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。

３種……制限なし

② 規格……縦２ｍ以下，横１ｍ以下，
脚部の長さ 0.5m以下

③ 許可期間……1 箇月以内

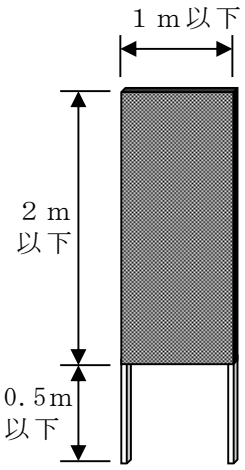


## L　電柱類広告物

a　袖付け

①　規格……縦 1.2m以下，横 0.5m以下

②　個数……１本につき１個

③　下端の高さ……車道，歩車道の区別のない道路
4.5m以上
歩道，道路以外の場所
2.5m以上

④　歩車道の区別のある道路にあっては，車道上に突き出さないこと。

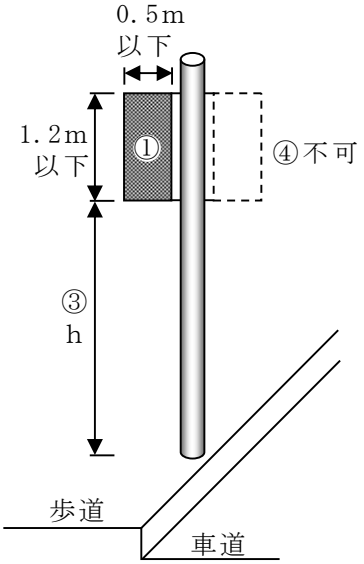


b　巻付け

①　規格……上下幅 1.5m以下

②　個数……１本につき１個
（１㎡以下で２枚に分けて表示可）

③　下端の高さ……1.2m以上 2.0m以下

④　面積……１㎡以下

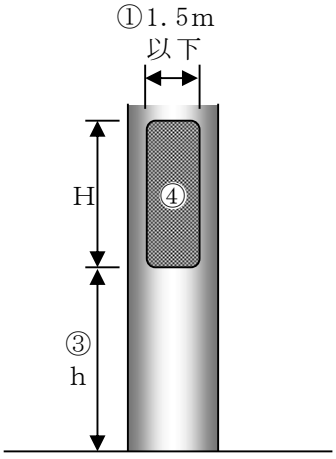

c　袖付け，巻付けの共通基準

①　許可する地域

｛１種……禁止
｛２種，３種……全域

②　材料……木製，金属製その他これらに類するものに限る。

③　交差点から 10m以上離れていること。

④　色彩規制の基準を満たすこと。

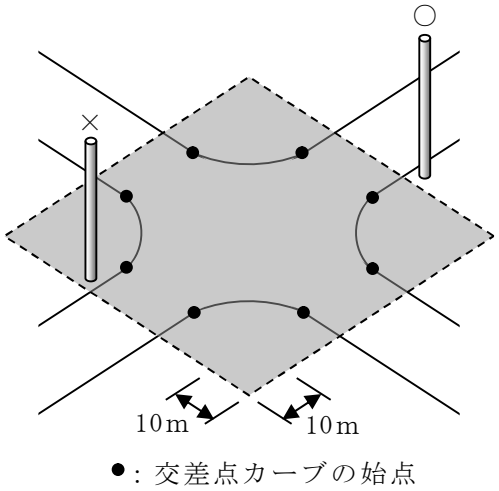

●：交差点カーブの始点

M　停留所標識利用広告物

①　規格……縦 0.45m以下，横 0.45m以下

②　個数……１個

③　色彩規制の基準を満たすこと。

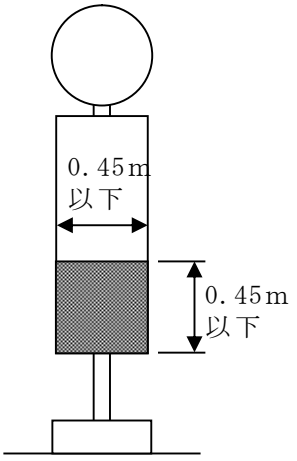


N　消火栓標識利用広告物

①　規格……縦 0.4m以下，横 0.8m以下

②　許可する地域……｛１，２種……禁止
｛３種……全域

③　種類及び個数……袖付け１個

④　下端の高さ……車道，歩車道の区別のない道路

4.5m以上

歩道，道路以外の場所

2.5m以上

⑤　色彩規制の基準を満たすこと。

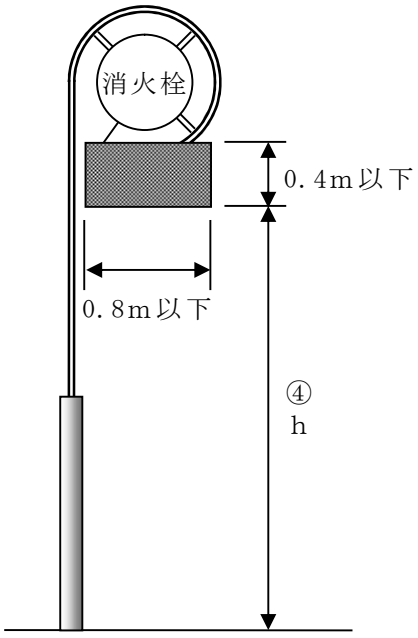

## O　車体広告物（路線バス）

a　全面広告

① 色彩……地色及び表示面積の２分の１を超えて，けばけばしい色（赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）及び暗色を使用していないこと。

② 前面，屋根及び窓，ドア等のガラス部分に表示しないこと。

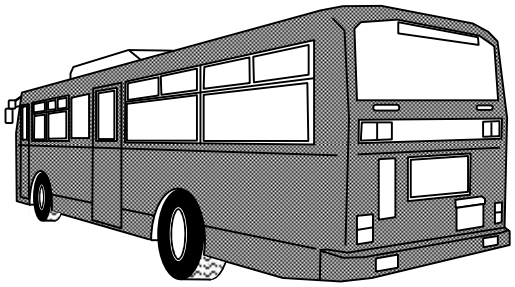

b　その他広告

① １車体の表示合計面積……3.6㎡以下

② 個数……前後面各１個，側面各２個以下

③ 規格……縦 0.6m以下，横 3.0m以下

④ 窓の下端より上に表示しないこと。

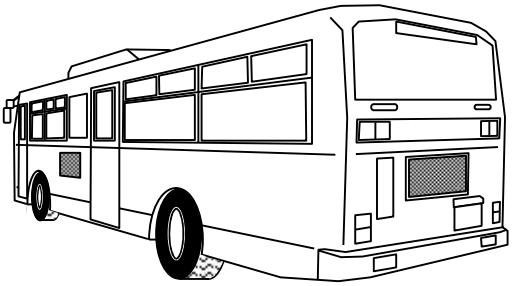

a，b共通……蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

## P　横断幕

① 許可する地域……
- １，２種……禁止
- ３種……全域

② 下端の高さ……4.5m以上

③ 設置場所……幅９m以下の道路

④ 表示内容……公共的な目的のものに限る。

⑤ 表示期間……２週間以内

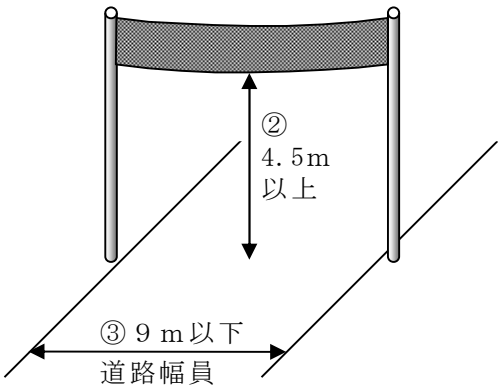

## Q　アーチ

① 許可する地域……｛１，２種……禁止
　　３種……全域

② 下端の高さ……4.5m以上

③ 設置場所……幅９ｍ以下の道路

④ 表示内容……町名，商店街名その他これらに類するものに限る。

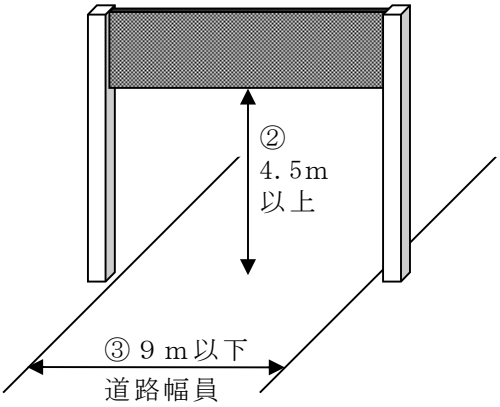


## R　アドバルーン

① 許可する地域……｛１，２種……禁止
　　３種……全域

② 気球は，倉敷市火災予防条例の規格及び基準に適合し，直径３ｍ以下，高度 45m以下であること。

③ 広告物は，縦 15m以下の鋼網に布片で表示し，主網に十分連結すること。

④ 許可期間……１箇月以内

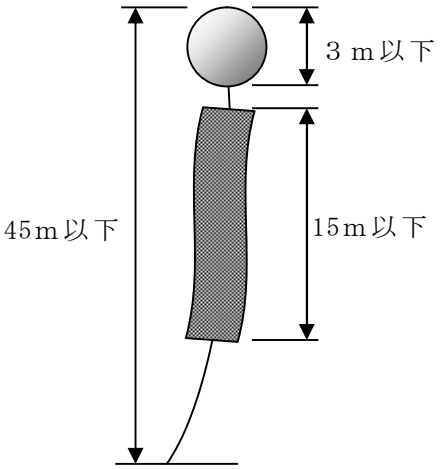

## 14 適用除外（条例６条）

### (1) 概要

社会生活を営む上で最小限必要な広告物等，一定の範囲内で許可手続を省略することができる制度である。○印が適用除外される規定であり，例えば「法令の規定により表示する広告物」は，禁止地域，禁止物件及び許可地域に許可を受けずに表示することができる。

| 番号（項-号） | 広告物の種類 | 例 | 適用除外される規定 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 禁止地域 | 禁止物件 | 許可地域（許可） |
| 1-1 | 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件 | 道路標識，建築確認の表示 | ○ | ○ | ○ |
| 1-2 | 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件 | 交通安全標語，避難場所表示 | ○ | ○ | ○ |
| 1-3 | 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター，立札等又はこれらを掲出する物件 | 選挙ポスター | ○ | ○ | ○ |
| 1-4 | 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物 基準あり | 公園のベンチ等に寄贈者名を表示 | ○ | ○ | ○ |
| 2-1 | 自家広告（自己の氏名，名称，店名，若しくは商標又は自己の事業，若しくは営業の内容を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所，若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件） 基準あり | 表札，○○商店，○△株式会社，会社のマーク，取扱商品名 | ○ | － | ○ |
| 2-2 | 管理広告（自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件） 基準あり | ○○会社所有地，危険につき立入禁止 | ○ | － | ○ |
| 2-3 | 冠婚葬祭，祭礼等のため，一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件 基準あり | ○○神社祭礼<br>○△家→ | ○ | － | ○ |
| 2-4 | 講演会，展覧会，音楽会等のため，その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件 基準あり | ○○コンサート会場 | ○ | － | ○ |
| 2-5 | 人若しくは動物又は現に日常の運行の用に供されている車両，船舶等に表示される広告物（路線バスを除く） | タクシーやトラックの車体に表示した会社名 | ○ | － | ○ |
| 2-6 | 倉敷市以外が本拠地の営業用自動車で，倉敷市以外の条例に従って表示される広告物 | ２市以上にまたがって走る路面バスの車体の会社名，マーク等 | ○ | － | ○ |
| 4-1 | 自家広告 基準あり | ○○商店 | 要許可 | | |
| 4-2 | 道標，案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件 基準あり | 観光地案内図板 | 要許可 | | |
| 5-1 | 自家広告 基準あり | ○○商店 | | ○（§4①） | － |
| 5-2 | 管理広告 | 危険登るな！ | － | ○（§4①） | － |
| 6 | 政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するはり紙，はり札等，広告旗又は立看板等については第４条第２項の規定は適用しない | | － | ○（§4②） | － |
| 7 | 政治資金規正法第６条の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示するはり紙，はり札等，広告旗又は立看板等については，第5条の規定は適用しない 基準あり | 明示すべき事項<br>※１カ月以内の表示期間（始期～終期）<br>※表示者又は管理者の氏名と連絡先 | － | － | ○（§5） |

（注）屋外広告物条例では適用除外で許可手続きが不要でも，他法令等の手続きが必要な場合がある。屋外広告物の主な関係法令（P14）を参照のこと。

## (2) 適用除外の基準（規則別表第１）（P125～130）

適用除外の基準の概要は，次のとおりである。

| １－４ | 公益的施設等への寄贈者名等表示広告の禁止地域，禁止物件及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第１の１） |
|---|---|

① 個数……１個

② 表示面積……外郭線内面積の 10 分の１以下
かつ，0.5 ㎡以下

③ 色彩……色彩規制の基準を満たすこと

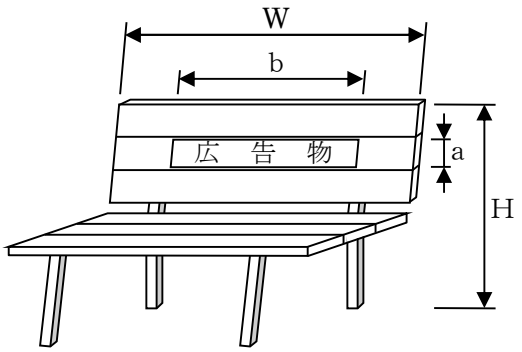


ベンチ（塗書きサイン）

表示面積＝ａ×ｂ（外郭線内面積＝Ｈ×Ｗ）

| ２－１，２ | 自家広告及び管理広告の景観地区（P142）における適用除外・許可不要基準（規則別表第１の２） |
|---|---|

### (1) 表示原則

① 歴史的景観を害さないものであること。

※歴史的景観とは，伝統的な建築様式による建築物，工作物，遺跡等が周囲の自然環境と一体となって形成されている景観をいう。また，美観地区が守るべき時代風景は，「江戸時代後期から明治時代」の風景を基本とし，この時代風景に調和することを原則とする。

② 位置，規模，形態，意匠及び色彩が，伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわないものであること。

※本瓦葺の屋根，漆喰塗の外壁，倉敷格子の窓など，美観地区固有の意匠形態により，本地区の時代風景が形成されるため，これらの特性を傷つけたり，覆い隠さないことを原則とする。

### (2) １事業所当たりの表示面積

① 伝統的建造物群保存地区（伝建地区）……３㎡以下

② 景観地区のうち伝統的建造物群保存地区以外（伝美地区）……５㎡以下

(3)　**設置場所**

①　屋上広告物……１事業所当たり１個（1 階部分の屋根上に限る）

②　突出し広告物……１事業所当たり１個（1 階部分の壁面に限る）

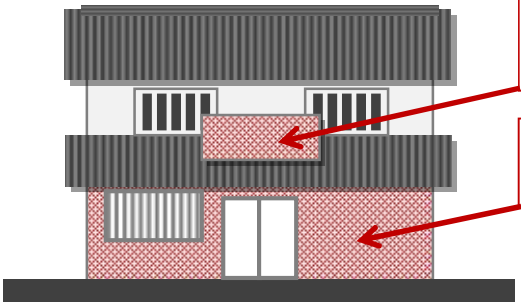


（注）１建物に複数の事業所がある場合でも，
１階壁面の１／２以下を超えられない。

建物に設置できる部分は，▨の範囲内で上記の基準による。

（注）建築物に固定設置する場合などは，下記の条例による申請等が必要となるため，「文化財保護課」と協議すること。（P14 参照）

※伝建地区は「倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例による許可」

※伝美地区は「倉敷市伝統美観保存条例による同意」

※広告塔の新設は「倉敷美観地区景観条例による認定」

(4)　**色彩**

①　伝統的な建築物の特性を損なわない色（白，無彩色等）を原則とし，つやの無いこと。

②　地色は，けばけばしい色（彩度８以上）及び暗色（明度３未満）を使用しないこと。

③　けばけばしい色（彩度８以上）は，表示面積の２分の１以下とすること。

④　図柄や文字等のデザインは，「純色（彩度最大）と補色（マンセル色相環上の反対位置にある色)」，「純色（彩度最大）と暗色（明度３未満)」を配色しないこと。

(5)　**表示方法**

①　屋上広告物の文字は，漢字と平仮名による日本語を原則とすること。

※英数字・カタカナ・写真などは，建物に固定しないもの（暖簾・立看板など）を原則とする。

②　材質は木など，伝統的な建築物の特性を損なわないものを原則とすること。

※本地区の時代風景に存在しないもの，容易に化学素材とわかるものは禁止とする。

③　伝統的な形態又は意匠によるもの（行燈・灯籠など）を除き，照明を使用しないこと。

④　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

⑤　別表第２の一般基準及び第１種許可地域の許可基準を満たすこと。

### (6)　屋外広告物の表示合計面積に含めないことができるもの

伝統的な建築様式による建築物と調和した屋外広告物は，美観地区の時代風景を再現するために大切な要素であり，市が認める屋外広告物については，表示合計面積に含めないこととする。（※新設の看板であっても，素材や色彩，表示方法などに配慮することで，屋外広告物の表示合計面積に含めないことができる。）

例）建築物に固定するもの

例）建築物に固定されないもの

２－１　自家広告の禁止地域（景観地区を除く。）及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第１の３）

①　１事業所当たりの表示合計面積

- 禁止地域…５㎡以下（景観地区を除く。）
- 許可地域…10 ㎡以下

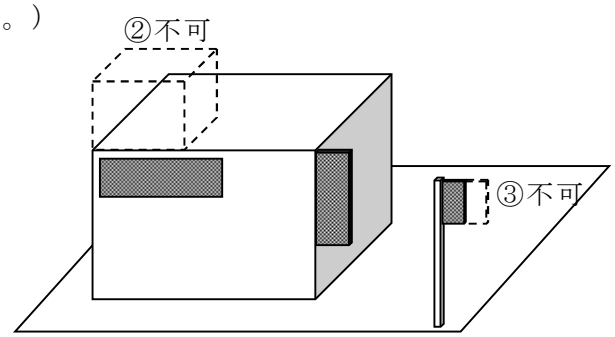


②　屋上広告物……不可

③　敷地外への突き出し……不可

④　突出し広告物の個数

- 禁止地域……1 事業所当たり１個
- 許可地域……1 事業所当たり３個以下

⑤　１壁面の利用割合限度…２分の１以下

⑥　色彩規制の基準を満たすこと

⑦　以上に掲げる基準のほか，別表第２（禁止地域にあっては第１種許可地域の基準）を満たすこと。

⑧　学校及び病院については特例あり（倉敷市では該当なし）

## ２－２　管理広告の禁止地域（景観地区を除く。）及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第１の４）

(1)　土地又は建築物の管理のために必要な広告物

①　表示合計面積

- 禁止地域……５㎡以下（景観地区を除く。）
- 許可地域……10 ㎡以下

②　個　数

- 禁止地域……１個
- 許可地域……２個以下

③　設置場所……建物（屋上を除く。）及び敷地内，敷地の外に突き出さないこと。

④　広告物の上端の高さ……３ｍ以下（建築物の壁面に表示するものを除く。）

⑤　色彩規制の基準を満たすこと。　　⑥　別表第２の一般基準を満たすこと。

(2)　工作物その他の物件の管理のために必要な広告物

①　表示面積

- 禁止地域……外郭線内面積の５分の１以下かつ５㎡以下（景観地区を除く。）
- 許可地域……外郭線内面積の５分の１以下かつ 10 ㎡以下

②　個　数

- 禁止地域……１個
- 許可地域……２個以下

③　色彩規制の基準を満たすこと。　　④　別表第２の一般基準を満たすこと。

## ２－３　冠婚葬祭，祭礼等一時的広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準（規則別表第１の５）

①　表示期間……２週間以内（市長が特にやむをえないと認めるときは，１箇月以内で市長が定める期間）

（注）　冠婚葬祭や祭礼等において，慣例に従って表示するものを適用除外とする。町内会等が主催の営利を目的としない行事(盆踊り,運動会等)で表示する広告物を含む。

２－４　講演会等会場敷地内広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

（規則別表第１の６）

①　広告物等の種類……屋上広告物でないこと。

②　表示内容……催物の名称，開催期日，開催内容，主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）に限る。

③　表示期間……開催される日の５日前から終了する日まで

④　表示方法……のぼり及び旗は，道路の路肩から５ｍ以内に設置する場合には，相互の間隔を５ｍ以上とすること。ただし，設置する本数が３本以下の場合は，この限りでない。

（注）　ア　講演会，展覧会，音楽会，博覧会，展示会，競技会，運動会，サーカスなど，一時的に会場を設けて行う行事のために表示するものをいい，営利目的であるか否かは問わない。

イ　設置場所は，会場の敷地内に限るが，会場が公園，緑地，運動場等の敷地内である場合は，これらの敷地を含む。

４－１　自家広告の禁止地域（景観地区を除く。）における

適用除外・許可基準（規則別表第１の７）

①　１事業所当たりの表示面積合計……10 ㎡以下

（注）　Ⓐについては，２－１の許可不要基準により適用除外となり，表示面積の累計が５㎡を超えるⒷ及びⒸについては，この基準により許可を受ければ，10 ㎡までは表示することができ，禁止地域においても最大累計 15 ㎡までは表示可能である。

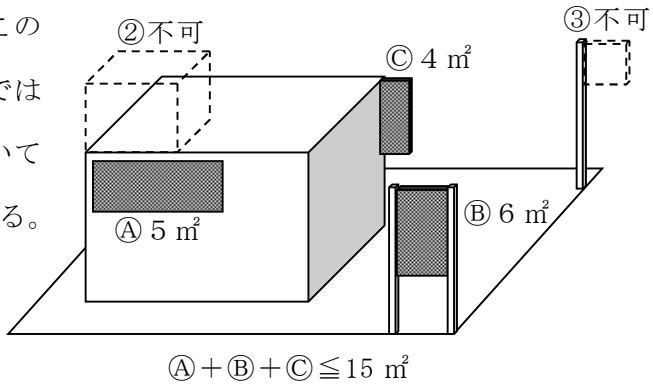


②　屋上広告物……不可

③　敷地外への突き出し……不可

④　１壁面の利用割合限度……２分の１以下

⑤　色彩規制の基準を満たすこと。

⑥　第１種許可地域の基準を満たすこと。

⑦　学校及び病院については特例あり（倉敷市では該当なし）

## ４－２　道標，案内図板等の禁止地域における適用除外・許可基準（規則別表第１の８）

(1)　近隣店舗等案内広告

①　表示内容等の要件

ア　禁止地域及び禁止地域から１ｋｍ以内の区域内にある店舗，工場，事業所等の案内誘導を目的とするもので，当該店舗，工場，事業所等が主要な道路に接していないため，その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合で，良好な景観又は風致を害さないときに限る。

イ　名称，事業内容，方向，距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。

②　表示面積……１方の面 0.5 ㎡以下かつ１㎡以下

（集合広告は，１方の面１㎡以下かつ２㎡以下）

③　個数……当該禁止地域につき２個以下

④　形状……長方形

⑤　上端の高さ……道路面から３ｍ以下

⑥　色彩規制の基準を満たすこと。

⑦　別表第２の一般基準を満たすこと。

(2)　その他の道標，案内図板等

①　表示面積……２㎡以下

②　寄贈者名等の表示割合……１面の 10 分の１以下

③　表示内容……商業広告その他営利を目的とするものでないこと。

④　上端の高さ……道路面から３ｍ以下

⑤　色彩規制の基準を満たすこと。

⑥　別表第２の一般基準を満たすこと。

５－１　自家広告の禁止物件における適用除外の基準（規則別表第１の９）

| 物件名 | | 禁止地域 | 許可地域 |
|---|---|---|---|
| 石垣及び擁壁の類 | 表示面積 | 禁止 | １壁面の４分の１以下かつ 30 ㎡以下 |
| 送電塔，送受信塔及び照明塔の類 | 表示面積 | ２㎡以下 | 10 ㎡以下 |
| 煙突，ガスタンク，水道タンクその他タンクの類 | 表示面積 | 垂直断面の４分の１以下かつ５㎡以下<br>伝建地区は３㎡以下 | 垂直断面の４分の１以下 |

（注）この基準は禁止物件の適用除外を定めているもので，禁止地域及び許可地域の規定まで適用除外するものではない。したがって，タンク類に 10 ㎡を超える広告物を表示する場合などは，許可を受けなければならない。

７　政治団体のはり紙，はり札等，広告旗及び立看板等の許可地域における許可不要基準（規則別表第１の 10）

(1)　共通事項

①　政治資金規正法第６条の規定による届出を行った政治団体であること。

②　表示内容……表示者又は管理者の「氏名・連絡先」を明記

③　表示期間……１箇月以内の「始期・終期」を明記

④　別表第２の一般基準を満たすこと。

(2)　はり紙，はり札等

①　表示面積……１㎡以下

②　表示方法……「糊ばり」は不可

(3)　広告旗

①　規　　格……縦２ｍ以下，横１ｍ以下

②　表示場所……建物敷地内に限る。道路の路肩から５ｍ以内に設置する場合は，相互の間隔を５ｍ以上とすること。（３本以下の場合は除く。）

(4)　立看板等

①　規　　格……縦２ｍ以下，横１ｍ以下，脚部の長さ 0.5ｍ以下

## 15　表示面積の算定

許可基準及び適用除外基準の適用並びに手数料の算出に当たっての広告物の表示面積は次により算定する。

(1)　広告物が独立性を持った工作物である場合は,当該広告物の表示面となっている工作物の面積について算定する。

(2)　１つの広告内容を数個の工作物に分けて表示する場合は,一体となって１つの広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。

(3)　建物の壁面等に塗り書きし，又は取り付ける文字等については，一体となって広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。

(4)　前２号の場合においては,工作物の間の空間や文字等の間の空間部分も表示面積に算入する。ただし，当該空間部分が工作物や文字等の大きさの２倍を超える場合については，この限りでない。

(5)　広告物の表示面積は，当該表示面の外郭線内を単純な幾何学形状（長方形，三角形，円形等）とみなして算定する。

(6)　立体的な広告物の表示面積は，円柱や球として算定する。

(7)　表示面の縁に一体として枠や点滅灯を組み込む場合は,その枠組み等を含めて算定する。

【参考】算定例

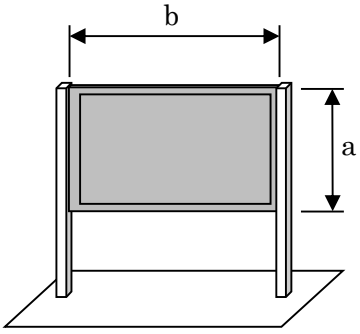


Ｓ＝ａ ｂ
枠組みを含んで算定する。

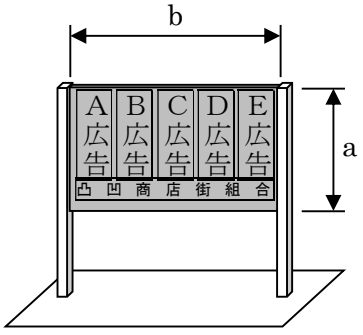


Ｓ＝ａ ｂ
集合広告は一つの広告物として算定する。

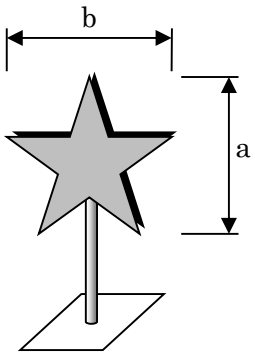


Ｓ＝ａ ｂ
複雑な形状の場合は，矩形として面積を算定する。

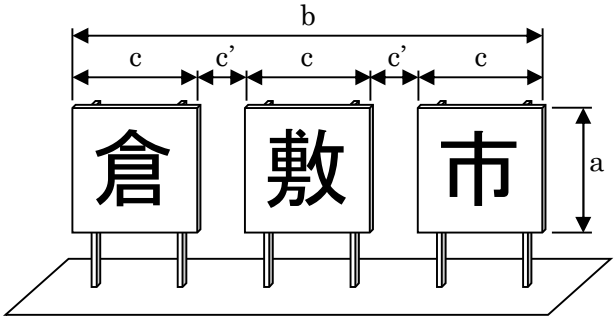


Ｓ＝ａ ｂ
一体として広告内容を表す場合は，空間部分も含めて算定する。
ただし，２ｃ＜ｃ'のときは，Ｓ＝ａ ｃ×３

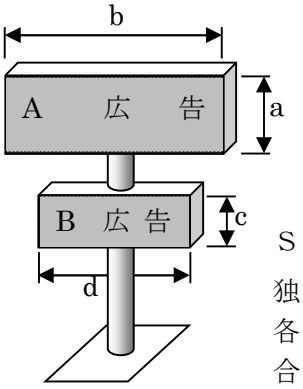


Ｓ＝ａ ｂ＋ｃ ｄ
独立した工作物は，各表示面の面積を合算する。

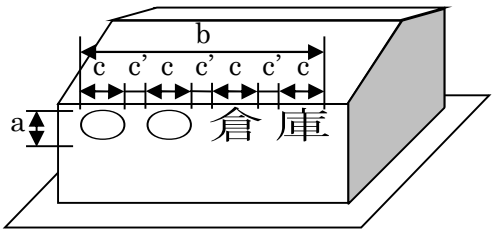


Ｓ＝ａ ｂ
壁面への塗書き又は取付文字についても，一体として広告内容を表す場合は，空間部分も含めて算定する。
ただし，２ｃ＜ｃ'のときは，Ｓ＝ａ ｃ×４

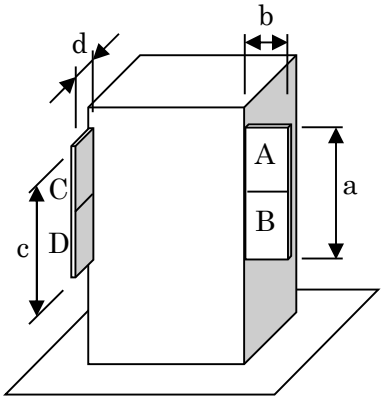


$S_1$＝２ａ ｂ
$S_2$＝２ｃ ｄ
「ＡＢ」「ＣＤ」は合算せず，独立した広告物として取り扱う。

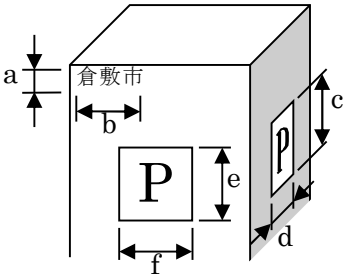


$S_1$＝ａ ｂ
$S_2$＝ｃ ｄ
$S_3$＝ｅ ｆ
一体として広告内容を表すものを各個面積算定し，独立した広告物として取り扱う。

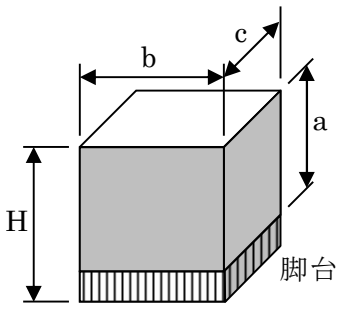


Ｓ＝２ａ ｂ＋２ａ ｃ
（４面表示）
表示面の高さはａであるが，広告塔の高さは脚台を含んだ高さ（Ｈ）である。

【屋上構造物】

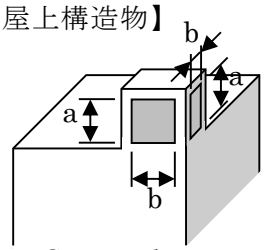


$S_1$＝ａ ｂ
$S_2$＝ｃ ｄ

【屋上工作物】

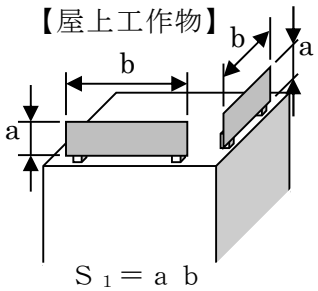


$S_1$＝ａ ｂ
$S_2$＝ｃ ｄ

Ｓ＝２ａ ｂとしない。広告は同一規模，同一表示内容のものであっても，表示内容を合算せずに独立した広告物として取り扱う。

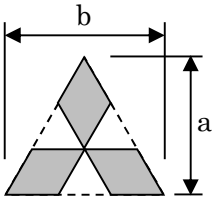


（三角形）
Ｓ＝１／２ａ ｂ

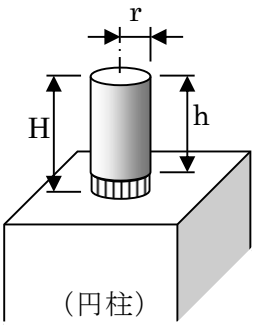


（円柱）
Ｓ＝２π ｒ ｈ

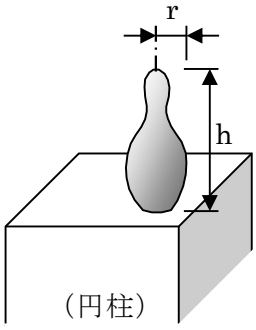


（円柱）
Ｓ＝２π ｒ ｈ

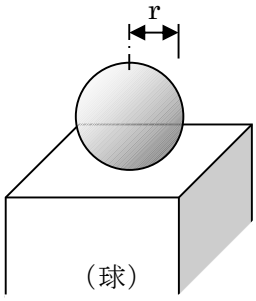


（球）
Ｓ＝４π ｒ$^2$

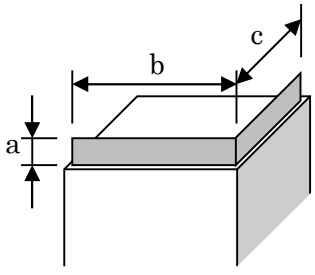


Ｓ＝ａ ｂ＋ａ ｃ
工作物が一体化している場合は合算する。

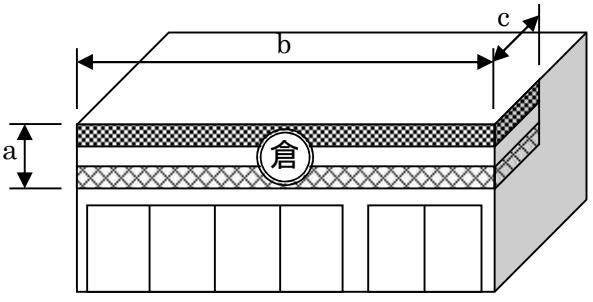


Ｓ＝ａ ｂ＋ａ ｃ
文字・商標と下地部分が一体として広告物と考えられるような場合

## 16　許可手数料と許可期間

屋外広告物及び掲出物件の「新規・変更・更新」の許可を受けるに当たっては，許可手数料を納付しなければならない。手数料は，申請時に交付する納入通知書により，指定期限までに倉敷市都市計画課又は倉敷市が指定する金融機関で納めるものとする。

**手数料及び許可期間一覧表**

<table>
<tr><th colspan="2">種　　別</th><th>単　　位</th><th>金　　額</th><th>許可期間</th></tr>
<tr><td colspan="2">はり紙，はり札等</td><td>100枚までごとに</td><td>400 円</td><td>1箇月以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">立看板等</td><td>1個につき</td><td>400 円</td><td>1箇月以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">アドバルーン</td><td>1個につき</td><td>1,350 円</td><td>1箇月以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">アーチ</td><td>1基につき</td><td>2,700 円</td><td>1年間以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">懸垂幕</td><td>1個につき</td><td>700 円</td><td>1箇月以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">横断幕</td><td>1個につき</td><td>700 円</td><td>2週間以内</td></tr>
<tr><td rowspan="7">広告板，広告塔<br>その他の広告物</td><td>表示面積</td><td></td><td></td><td rowspan="7">※<br>1年以内<br>又は<br>3年以内</td></tr>
<tr><td>1㎡未満</td><td>1基につき</td><td>400 円</td></tr>
<tr><td>1㎡以上3㎡未満</td><td>1基につき</td><td>800 円</td></tr>
<tr><td>3㎡以上5㎡未満</td><td>1基につき</td><td>1,150 円</td></tr>
<tr><td>5㎡以上8㎡未満</td><td>1基につき</td><td>1,450 円</td></tr>
<tr><td>8㎡以上10㎡未満</td><td>1基につき</td><td>1,750 円</td></tr>
<tr><td>10㎡以上</td><td>1基につき</td><td>1,750円＋10㎡を超える1㎡ごとに100円<br>（1㎡未満の端数切り上げ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">のぼり，旗</td><td>広告板と同じ</td><td>1個につき</td><td>広告板と同じ</td><td>1箇月以内</td></tr>
</table>

※許可期間3年以内：①新設の屋外広告物（既設の再利用を除く。）
②資格者点検により安全性が確認された屋外広告物

※許可期間1年以内：上記の許可期間3年以内に該当しない屋外広告物

※掲出物件の手数料：表示面積1㎡未満（400円）とする。ただし，表示する「広告募集」等が1㎡以上の場合は，その表示面積に応じた手数料とする。

## 17　管理義務と点検義務

### 1　管理義務（条例第15条）

良好な状態に保持するため日常的に修理や管理を行う義務が「表示者，設置者，管理者，所有者，占有者」のいずれかに必ず伴う。この管理義務は，許可申請の有無（適用除外など）に関わらず，市内における全ての屋外広告物に生じる。

### 2　点検義務（条例第16条）

劣化や損傷の状況を定期的に点検する義務が「表示者，設置者，管理者，所有者，占有者」のいずれかに必ず伴う。この点検義務は，許可申請の有無（適用除外など）に関わらず，市内における全ての屋外広告物に生じる。

(1)　**資格者点検の対象**（条例第16条第２項，規則第16条の２第２項）

地上から上端までの高さが４ｍを超える屋外広告物又は掲出物件とする。

ただし，外壁への直接塗装やはり紙など，落下のおそれがないものは除く。

(2)　**資格者点検が可能な資格**（条例第16条第２項，規則第16条の２第３項）

| 資格名称 | 資格概要・資格条件 |
|---|---|
| ①屋外広告士 | 屋外広告物条例ガイドラインによる点検資格 |
| ②屋外広告物点検技能講習修了者 | |
| ③建築士（１級・２級） | 建築基準法による特定建築物の点検資格 |
| ④特定建築物調査員 | |
| ⑤１級建築施工管理技士 | 自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者に限る |
| ⑥１級電気工事施工管理技士 | |
| ⑦電気主任技術者（1種・2種・3種） | |

(3)　**点検の報告が不要なもの**（条例第16条第４項，規則第16条の２第６項）

①　地上から上端までの高さが４ｍ以下であり，かつ，表示面積が１㎡未満のもの

※許可申請時に点検の報告は不要だが，自己点検は実施しなければならない。

②　許可期間が１箇月以内のもの（はり紙，立看板，懸垂幕，横断幕，のぼり旗など）

(4)　**許可の期間が３年以内となるもの**（条例第９条，規則第６条の２）

①　新たに表示又は設置する屋外広告物又は掲出物件（※既存の再利用は除く）

※地上から上端までの高さに関わらず，許可期間が３年以内となる。

②　資格者点検により，安全性が確認された屋外広告物又は掲出物件

※「新設として既存を再利用する場合」や「地上から上端までの高さが４ｍ以下のものを更新申請する場合」でも資格者点検により，許可期間が３年以内となる。

(5)　**点検の実施時期**（規則第７条，第16条の２第１項，５項）

①　許可の期間が１年を超える場合，１年に１回以上実施すること。

②　更新申請に伴う点検は，申請日より前の「３箇月以内」に実施すること。

※更新申請は，許可期間満了の10日前までに提出しなければならない。

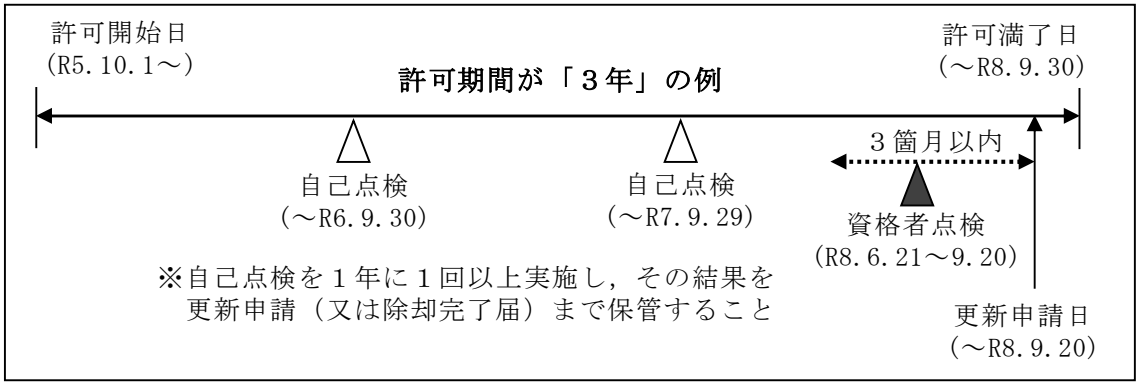


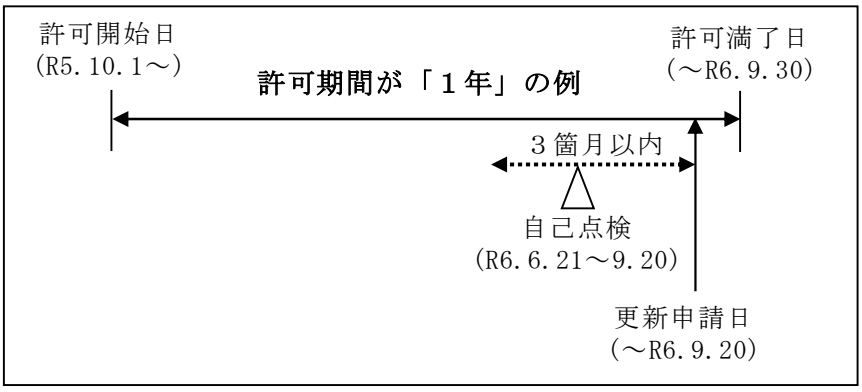


**（注）広告塔本体「Ｃ」と表示者「Ａ・Ｂ」が別々の申請の場合に必要となる点検**

Ａの更新申請時：Ａと構造体であるＣの資格者点検

Ｂの更新申請時：Ｂと構造体であるＣの資格者点検

Ｃの更新申請時：Ｃの資格者点検のみ（※ＡＢの点検不要）

※ＣがＡとＢの申請を統合する，又はＡとＢがＣの許可期間に合わせることで，一斉点検が可能となる。

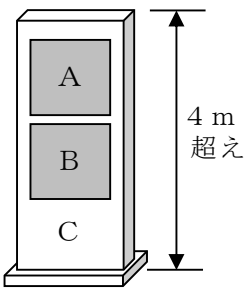

# 屋外広告業の登録

## 1　登録制導入の経緯

従来，屋外広告業については，屋外広告物法に基づいて各地方公共団体の条例で定めることにより，「屋外広告業を営もうとする者についてはその旨の届出を義務づけることができる」とされており，倉敷市においても「倉敷市屋外広告物条例」において，屋外広告業を営もうとする者は市長への届出が必要となっていた。

しかし，平成 16 年 12 月の景観法の制定に伴う関係法令整備の一環として，屋外広告物法についても改正が行われ，良好な景観を形成するための取り組みの一つとして，違反広告物の一つの原因となっている不良業者の排除と業界の健全な育成を目的として，地方公共団体の条例で定めることにより屋外広告業の登録制を導入することが可能となった。

このことに伴い，倉敷市においては平成 17 年 3 月に条例改正を行い，平成 17 年 10 月 1 日より施行している。

## 2　用語の定義

倉敷市屋外広告物条例・規則における主な用語の定義は以下のとおりとする。

（1）「屋外広告物」とは，常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって，看板，立看板，はり紙及びはり札並びに広告塔，広告板，建物その他の工作物等に掲出され，又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

（2）「屋外広告業」とは，屋外広告物の表示または広告物を掲出する物件の設置を行なう営業をいう。（屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負い，屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいう。この場合，元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わない。また，単に屋外広告物の印刷，製作等を行うだけで，現実に屋外広告物を表示したり，屋外広告物を掲示する物件の設置を行わないものも屋外広告業には該当しない。）

（3）「屋外広告業者」とは，条例第 32 条第１項又は第３項の規定による登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。

## 3　屋外広告業の登録制度について

倉敷市内で屋外広告業を営もうとする場合は，市内に営業所があるか否かを問わず，屋外広告業の登録を受けることが必要である。

また，登録申請の際に，一定の要件を満たした業務主任者を選任し，市内で営業を行う営業所ごとに設置しなければならない。

なお，登録制度については，各地方公共団体（都道府県，政令指定都市，中核市）が条例で定めるとされており，営業を行おうとするところの地方公共団体が登録制度を導入している場合は，それぞれの地方公共団体で登録を受けることが必要となる。

※　岡山県又は岡山市の条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が，同様に倉敷市内で屋外広告業を営む場合は，新たに登録を受ける必要はなく，届出をすればよいという特例措置がある。（「９　岡山県又は岡山市の条例に基づく登録を受けたものに関する特例について」を参照）

## 4　屋外広告業の登録フロー

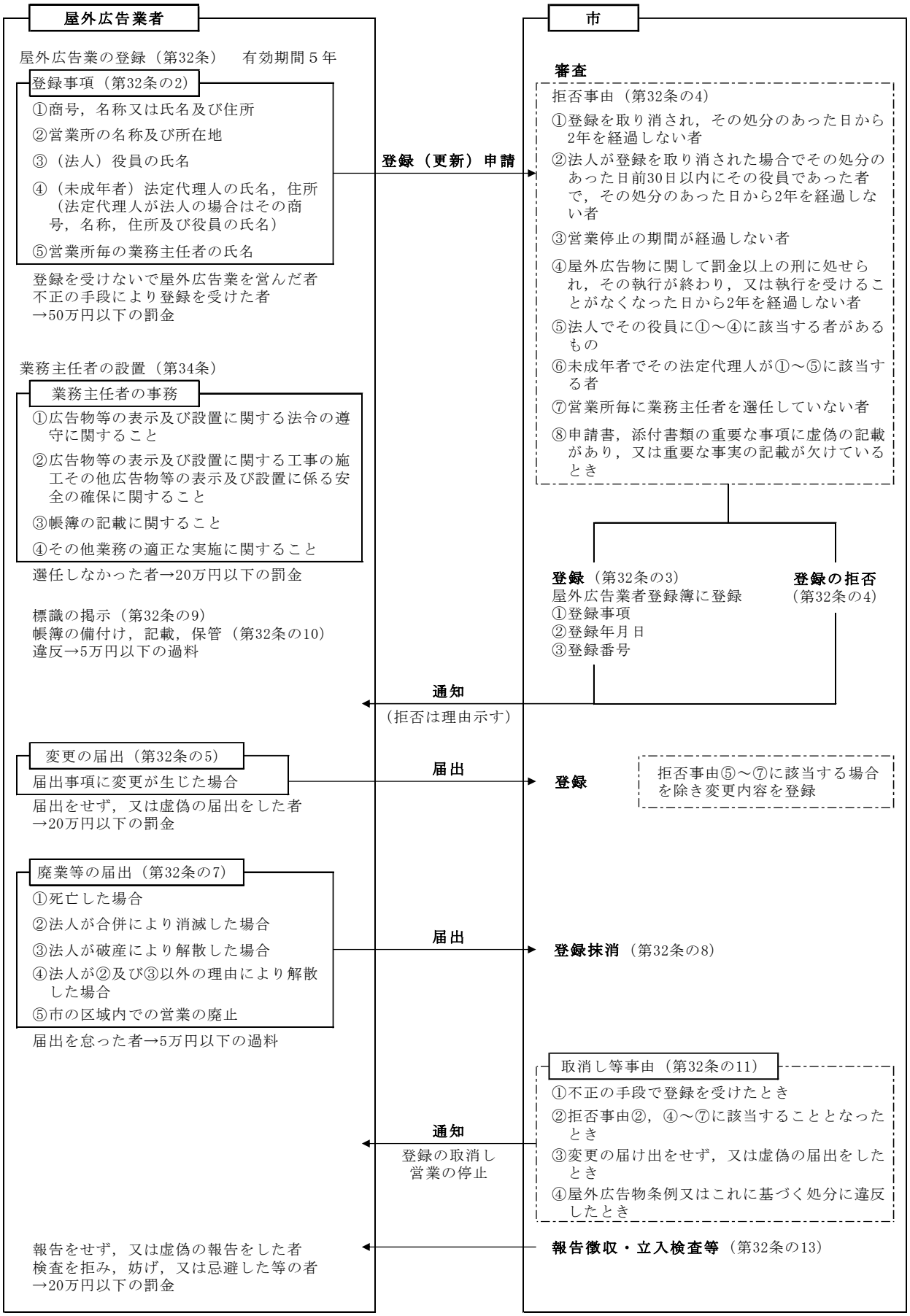

## 5　登録申請手続等について

（1）申請書類一覧

登録を受けようとする場合は，下表に従って所定の登録申請書等に必要事項を記載し，1部提出すること。（条例第 32 条の 2）

**【 屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧表 】**

| 書類の名称 | | 申請者の区分 | | | 備　考 | 根拠条項 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 個人 | 個人（未成年） | 法人 | | |
| 登録申請書 | | ○ | ○ | ○ | 手数料が必要 | 条例第 32 の 2 |
| 誓約書 | | ○ | ○ | ○ | 登録申請者が誓約する。 | 条例第 32 の 2 第 2 項<br>規則第 23 の 2 第 1 項第 1 号 |
| 住民票の抄本 | 申請者 | ○ | ○ | － | 住民票は，6ヶ月以内に発行されたものに限る。（コピーは不可） | 規則第 23 の 2 第 2 項第 1 号 |
| | 法定代理人 | － | ○ | － | | 規則第 23 の 2 第 2 項第 2 号 |
| | 法人役員（全員必要） | － | － | ○ | | |
| | 業務主任者 | ○ | ○ | ○ | | 規則第 23 の 2 第 2 項第 3 号 |
| 登記事項証明書 | | － | － | ○ | 登記事項証明書は，6ヶ月以内に発行されたものに限る。（コピーは不可） | 規則第 23 の 2 第 1 項第 4 号 |
| 略歴書 | 申請者 | ○ | ○ | ○ | 法人の場合，法人自体の略歴書も必要。 | 規則第 23 の 2 第 1 項第 3 号 |
| | 法定代理人 | － | ○ | － | | |
| | 法人役員（全員必要） | － | － | ○ | | |
| 業務主任者となる資格を証する書面の写し | | ○ | ○ | ○ | 屋外広告物講習会終了証書など | 規則第 23 の 2 第 1 項第 2 号 |

注）上記書類が不足している場合，受付ができないため注意すること。

（2）登録審査手数料等

納入書通知書により，登録審査手数料 11,000 円（新規・更新とも）を倉敷市建設局都市計画部都市計画課都市景観室，または倉敷市の指定する金融機関で納入すること。

（３）登録の有効期間

屋外広告業の登録有効期間は５年間である。５年ごとに更新の登録を受けないと登録の効力は失効する。更新の登録を受けるには，現に受けている登録の有効期間が満了する日の 30 日前までに更新の登録申請をしなければならない。

登録の更新がされたとき，更新後の登録の有効期間は現に受けている登録の有効期間の満了の日の翌日から５年間となる。

（例）

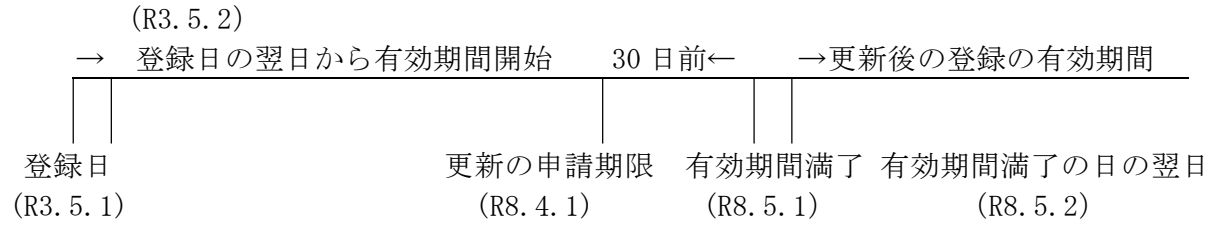


例えば，登録日が令和３年５月１日であった場合の登録の有効期間は、令和３年５月２日から令和８年５月１日までとなり，この登録を更新する場合，令和８年４月１日までに更新の申請を行う必要がある。更新後の登録は令和８年５月２日から令和 13 年５月１日までが有効期間となる。

（４）申請書類の提出先・申請書類のダウンロード

○提出先　　〒710-8565　岡山県倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市建設局都市計画部都市計画課都市景観室（本庁７階）

TEL　086-426-3494　　FAX　086-421-1600

○申請書類のダウンロード

申請書は，都市景観室ホームページの「各種申請書」からダウンロードすることができる。

ＵＲＬ【https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan/】

（５）業務主任者

屋外広告業者は，市内で営業を行う営業所ごとに，業務主任者を設置して法令の規定の遵守に関すること，広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること等の業務に関する総括を行わせなければならない。（条例第 34 条）

【 業務主任者となることができる要件 】

| |
|---|
| ①　地方公共団体が行う講習会の修了者 |
| ②　登録試験機関の試験合格者 |
| ③　職業能力開発促進法に基づき，広告美術に関し，職業訓練指導員免許を受け，技能検定に合格し，または職業訓練を修了した者 |

【業務主任者の責務】

| |
|---|
| ①　倉敷市屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。 |
| ②　広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示または設置に係る安全の確保に関すること。 |
| ③　営業所ごとに備える帳簿のうち，規則で定める事項の記載に関すること。 |
| ④　前 3 号に掲げるもののほか，業務の適正な実施の確保に関すること。 |

※　条例の施行の際，現に旧条例による講習会修了者等である者については，条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなされる。

※　業務主任者については，必ずしもその営業所の専任のものである必要はないが，雇用契約等により通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる者でなければならない。

※　後記「12　登録後（届出後）の注意事項について」を参照すること。

（６）登録の拒否

屋外広告業の登録に当たっては，次に掲げる事項に該当していないことが必要である。

また，登録申請書に虚偽の記載があったり重要な事実の記載がなかった場合には，登録が受けられない。（条例第 32 条の 4）

【 登録の拒否要件 】

| |
|---|
| ①　倉敷市，岡山県又は岡山市の条例に基づき屋外広告業の登録を取り消された日から２年を経過していない者 |
| ②　法人である屋外広告業者が登録を取り消されたときに，その前 30 日以内にその法人の役員であった者で，その取り消された日から２年を経過していない者 |
| ③　屋外広告業の営業停止を命じられ，その停止期間が経過していない者 |
| ④　倉敷市屋外広告物条例または，屋外広告物法に基づく各地方公共団体の屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け，その執行が終わってから２年を経過しない者 |
| ⑤　法人の場合で，その役員のうちに上記①～④に該当する者があるとき |
| ⑥　未成年者の場合で，その法定代理人が上記①～⑤に該当するとき |
| ⑦　営業所ごとに業務主任者を選任していない者 |

（７）屋外広告業者登録簿

登録を受けると，屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され，屋外広告業者登録簿は，一般の閲覧に供される。（条例第 32 条の 6）

## ６　登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は,変更があった日から 30 日以内にその内容を届け出なければならない。あわせて変更事項に応じた添付書類が必要となる。（条例第 32 条の 5，規則第 23 条の 4)

【変更事項と必要な申請書類一覧表】

| 変更事項 | 必要書類 |
|---|---|
| 屋外広告業者（法人）の名称・代表者の氏名 | ・屋外広告業登録事項変更届出書<br>・登記事項証明書（法人の場合） |
| 屋外広告業者（個人）の氏名 | ・屋外広告業登録事項変更届出書<br>・住民票の抄本 |
| 屋外広告業者の住所・所在地 | ・屋外広告業登録事項変更届出書<br>・登記事項証明書（法人の場合）<br>・住民票の抄本（個人の場合） |
| 営業所の名称・所在地の変更 | ・屋外広告業登録事項変更届出書<br>・登記事項証明書（法人で，登記の変更を伴う場合） |
| 役員の氏名（法人）<br>※法定代理人が法人の場合も含む | ・屋外広告業登録事項変更届出書<br>・登記事項証明書<br>・住民票の抄本　※新たに役員に就任した者の分のみ<br>・略歴書　※新たに役員に就任した者の分のみ<br>・誓約書　※法人代表者が誓約する |
| 法定代理人の氏名及び住所 | ・屋外広告業登録事項変更届出書<br>・住民票の抄本<br>・略歴書<br>・誓約書　※屋外広告業者である未成年者本人が誓約する |
| 業務主任者の変更 | ・屋外広告業登録事項変更届出書<br>・業務主任者となる資格を有することを証する書面の写し<br>・新たな業務主任者の住民票の抄本 |
| 倉敷市内で営業を行う営業所の追加 | ・屋外広告業登録事項変更届出書<br>・登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る） |
| 倉敷市内で営業を行う営業所の削除 | ・屋外広告業登録事項変更届出書 |

※　住民票は，６ヶ月以内に発行されたものに限る。（コピーは不可）

※　登記事項証明書は，６ヶ月以内に発行されたものに限る。（コピーは不可）

## ７　廃業等の届出について

屋外広告業を廃業･廃止した場合にはその日から原則 30 日以内にその旨を届け出なければならない。（条例第 32 条の 7）

必要事項を記載し，屋外広告業廃業等届を 1 部提出すること。

なお，屋外広告業者が下表のいずれかに該当するに至ったときは，屋外広告業者の登録は，その効力を失う。（条例第 32 条の 7 第 2 項）

【廃業等の届出が必要な場合】

| 廃業等の届出事由 | 届け出をする人 |
|---|---|
| ①　死亡した場合 | その相続人 |
| ②　法人が合併により消滅した場合 | その法人を代表する役員であった者 |
| ③　法人が破産により解散した場合 | その破産管財人 |
| ④　法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 | その清算人 |
| ⑤　本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 | 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員 |

※　①については、その事実を知った日から 30 日以内に届け出なければならない。

## ８　登録の取消し等について

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は，登録を取り消すか，６ヶ月以内の期間を定めて，営業の全部または一部の停止を命じる行政処分が科せられる。（条例第 32 条の 11）

【 登録取消し等が行われる場合の要件 】

| |
|---|
| ①　不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。 |
| ②　登録の拒否要件のいずれかに該当することとなったとき。 |
| ③　登録事項の変更の届出をせず，または虚偽の届出をしたとき。 |
| ④　上記のほか，倉敷市屋外広告物条例もしくは屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反したとき。 |

## 9　岡山県又は岡山市の条例に基づく登録を受けた者に関する特例について

（1）届出書類一覧

岡山県又は岡山市の条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでる者が，同様に倉敷市内で屋外広告業を営む場合は，新たに登録を受ける必要はなく，所定の届出様式に必要事項を記載し，１部提出すること。（条例第32条の15）

**【 特例措置による屋外広告業届出書（新規・更新）提出書類一覧表 】**

| 書類の名称 | 申請者の区分 | | | 備　考 | 根拠条項 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 個人 | 未成年 | 法人 | | |
| 届出申請書 | ○ | ○ | ○ | | 条例第 32 条の 15 第 3 項<br>規則第 23 条の 9 第 1 項 |
| 岡山県，岡山市の登録を受けたことを証する書面 | ○ | ○ | ○ | | |
| 業務主任者となる資格をする書面の写し | ○ | ○ | ○ | 屋外広告物講習会修了証書など | 規則第 23 条の 9 第 1 項第 2 号<br>規則第 23 条の 2 第 1 項第 2 号 |

なお，この特例により倉敷市内で屋外広告業を営んでいる者は，５年ごとの更新手続きの際にも，上記の届出が再度必要となる。

（2）届出手数料

必要なし。

（3）屋外広告業届出簿

特例屋外広告業届を提出すると，屋外広告業届出簿へ届出事項が記載され，一般の閲覧に供される。(条例第 32 条の 15)

（４）届出事項の変更及び業の廃止について

特例措置による届出に係る事項について変更があったとき，又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときは，岡山県又は岡山市に届出を行ったときから 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。（条例第 32 条の 15 第 3 項）

【変更事項と必要な申請書類一覧表】

| 変更事項 | 必要書類 |
|---|---|
| 屋外広告業者（法人）の名称・代表者の氏名 | ・特例屋外広告業届出事項変更届<br>・岡山県または岡山市の登録を受けたことを証する書面（新たに発行された場合に限る） |
| 屋外広告業者（個人）の氏名 | ・特例屋外広告業届出事項変更届<br>・岡山県または岡山市の登録を受けたことを証する書面（新たに発行された場合に限る） |
| 屋外広告業者の住所・所在地 | ・特例屋外広告業届出事項変更届<br>・岡山県または岡山市の登録を受けたことを証する書面（新たに発行された場合に限る） |
| 営業所の名称・所在地の変更 | ・特例屋外広告業届出事項変更届<br>・岡山県または岡山市の登録を受けたことを証する書面（新たに発行された場合に限る） |
| 業務主任者の変更 | ・特例屋外広告業届出事項変更届<br>・業務主任者となる資格を有することを証する書面の写し |

（５）営業の停止

他都市の屋外広告物条例，岡山県又は岡山市などの屋外広告物条例に違反したときは，６ヶ月以内の期間を定めて，営業の全部又は一部の停止を命ずることがある。（条例第 32 条の 15）

なお，上記処分がなされたときは，屋外広告業者監督処分簿にその内容が記載され，公衆の閲覧に供される。（条例第 32 条の 12）

（６）届出の効力について

岡山県又は岡山市の条例に基づく登録がその効力を失ったときは，屋外広告業者届出簿から当該屋外広告業者に係る記載を抹消する。（条例第 32 条の 15）

（７）廃業等の届出について

前記「７　廃業等の届出について」を参照すること。（条例第 32 条の 15）

## 10　立入検査等について

市長は，市の区域内で屋外広告業を営む者に対して，特に必要があると認めるときは、その営業につき，必要な報告をさせ，又はその命じた者をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り，帳簿，書類その他の物件を検査し，若しくは関係者に質問させることができる。（条例第 32 条の 13）

## 11　罰則について

屋外広告業の登録に関し，条例に違反した場合，罰則が科せられる。（条例第 38 条の 2 から第 42 条の 2）

【 登録（届出）に関する罰則 】

| | |
|---|---|
| ①　登録を受けないで屋外広告業を営業した場合 | 1 年以下の懲役<br>または<br>50 万円以下の罰金 |
| ②　不正の手段によって登録（更新登録含む）を受けた場合 | |
| ③　営業の停止命令に違反した場合 | |
| ④　登録事項の変更の届出をせず，または虚偽の届出をした場合 | 30 万円以下の罰金 |
| ⑤　業務主任者を選任しなかった場合 | |
| ⑥　報告や立入検査を拒んだり妨げる等の行為を行った場合 | 20 万円以下の罰金 |
| ⑦　廃業の届出を怠った場合 | 5 万円以下の過料 |
| ⑧　標識を掲示しなかった場合 | |
| ⑨　帳簿を備え置かなかったり，虚偽の記載をしたり，保存しなかった場合 | |
| ⑩　特例に基づき市へ届出をしている者が，その届出に係る事項について変更があった場合又は廃止をしたときに，その届出を怠った場合 | |

## 12　登録後（届出後）の注意事項について

（１）標識の掲示

屋外広告業者は，営業を行う営業所ごとに，公衆の見やすい場所に所定の標識を掲示しなければならない。（条例第 32 条の 9）

【標識に掲げる事項】

| |
|---|
| ①　商号，氏名又は名称 |
| ②　法人である場合にあっては，その代表者の氏名 |
| ③　登録番号及び登録年月日又は届出番号及び届出年月日 |
| ④　業務主任者の氏名 |
| ⑤　前３号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項 |

（２）帳簿の備付け

屋外広告業者は，広告物の表示または設置の契約ごとに帳簿を作成し，これを営業所に備え置かなければならない。

帳簿に記載すべき事項が，電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク，ＣＤロム等により確実に記録しておくことができ，かつ，必要に応じて営業所において明確に紙面に表示されるときは，当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

帳簿は事業年度の末日で閉鎖し，その後５年間保存しなければならない。（条例第 32 条の 10，規則第 23 条の 7）

【帳簿の記載事項等】

| |
|---|
| ①　注文者の氏名又は名称及び住所 |
| ②　広告物の表示又は掲出物件の設置の場所 |
| ③　表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量 |
| ④　表示した広告物の内容 |
| ⑤　当該表示又は設置の年月日 |
| ⑥　請負金額 |

（3）その他

登録（届出）事項に変更があった場合や屋外広告業を廃業・廃止した場合，届出が必要である。前記「6　登録事項の変更の届出について」，「7　廃業等の届出について」，「9（4）届出事項の変更及び業の廃止について」または「9（7）廃業等の届出について」を参照すること。

# 資　　料

## 屋　外　広　告　物　法

（参照）

# 屋外広告物法

（昭和 24 年 6 月 3 日　法律第 189 号）

改正　令和 2 年 6 月 10 日　法律第 43 号

目次

第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　広告物等の制限（第 3 条―第 6 条）
第 3 章　監督（第 7 条・第 8 条）
第 4 章　屋外広告業
　第 1 節　屋外広告業の登録等（第 9 条―第 11 条）
　第 2 節　登録試験機関（第 12 条―第 25 条）
第 5 章　雑則（第 26 条―第 29 条）
第 6 章　罰則（第 30 条―第 34 条）
附則　【省略】

## 第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は，良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止するために，屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について，必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条　この法律において「屋外広告物」とは，常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて，看板，立看板，はり紙及びはり札並びに広告塔，広告板，建物その他の工作物等に掲出され，又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2　この法律において「屋外広告業」とは，屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

## 第 2 章　広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第 3 条　都道府県は，条例で定めるところにより，良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは，次に掲げる地域又は場所について，広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(1)　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高

条例第 3 条（P83，84）

（参照）

層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，田園住居地域，景観地区，風致地区又は伝統的建造物群保存地区

(2)　文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で，当該都道府県が定める範囲内にある地域，同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され，又は仮指定された地域及び同法第 143 条第 2 項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

(3)　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

(4)　道路，鉄道，軌道，索道又はこれらに接続する地域で，良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

(5)　公園，緑地，古墳又は墓地

(6)　前各号に掲げるもののほか，当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2　都道府県は，条例で定めるところにより，良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは，次に掲げる物件に広告物を表示し，又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

条例第 4 条（P84，85）

(1)　橋りょう

(2)　街路樹及び路傍樹

(3)　銅像及び記念碑

(4)　景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木

(5)　前各号に掲げるもののほか，当該都道府県が特に指定する物件

3　都道府県は，条例で定めるところにより，公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは，広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第 4 条　都道府県は，条例で定めるところにより，良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは，広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について，都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

条例第 5 条（P85）

（広告物の表示の方法等の基準）

（参照）

第 5 条　前条に規定するもののほか，都道府県は，良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは，条例で，広告物（第 3 条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状，面積，色彩，意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

条例第 6 条
第 8 条
第 9 条
第 12 条
第 13 条
(P85～89)

（景観計画との関係）

第 6 条　景観法第 8 条第 1 項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては，当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第 7 条第 1 項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前 3 条の規定に基づく条例は，当該景観計画に即して定めるものとする。

## 第 3 章　監督

（違反に対する措置）

第 7 条　都道府県知事は，条例で定めるところにより，第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し，若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し，又はこれらを管理する者に対し，これらの表示若しくは設置の停止を命じ，又は相当の期限を定め，これらの除却その他良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

条例第 19 条～第 21 条
(P90，91)

2　都道府県知事は，前項の規定による措置を命じようとする場合において，当該広告物を表示し，若しくは当該掲出物件を設置し，又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは，これらの措置を自ら行い，又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし，掲出物件を除却する場合においては，条例で定めるところにより，相当の期限を定め，これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは，自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3　都道府県知事は，第 1 項の規定による措置を命じた場合において，その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき，履行しても十分でないとき，又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは，行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条から第 6 条までに定めるところに従い，その措置を自ら行い，又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ，その費用を義務者から徴収することができる。

（参照）

4　都道府県知事は，第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が，はり紙，はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。），広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ，又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ，又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは，その違反に係るはり紙，はり札等，広告旗又は立看板等を自ら除却し，又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし，はり紙にあつては第 1 号に，はり札等，広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1)　条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき，条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき，その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2)　管理されずに放置されていることが明らかなとき。

（除却した広告物等の保管，売却又は廃棄）

第 8 条　都道府県知事は，前条第 2 項又は第 4 項の規定により広告物又は掲出物件を除却し，又は除却させたときは，当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし，除却し，又は除却させた広告物がはり紙である場合は，この限りでない。

条例第 21 条の 2　～　第 21 条の 7　(P91，92)

2　都道府県知事は，前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは，当該広告物又は掲出物件の所有者，占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため，条例で定めるところにより，条例で定める事項を公示しなければならない。

3　都道府県知事は，第 1 項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し，若しくは破損するおそれがあるとき，又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い

（参照）

当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において，条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し，その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは，条例で定めるところにより，当該広告物又は掲出物件を売却し，その売却した代金を保管することができる。

(1)　前条第4項の規定により除却された広告物2日以上で条例で定める期間

(2)　特に貴重な広告物又は掲出物件3月以上で条例で定める期間

(3)　前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件2週間以上で条例で定める期間

4　都道府県知事は，前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において，同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき，又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは，当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5　第3項の規定により売却した代金は，売却に要した費用に充てることができる。

6　前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却，保管，売却，公示その他の措置に要した費用は，当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7　第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは，当該広告物又は掲出物件の所有権は，当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

## 第4章　屋外広告業

### 第1節　屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第9条　都道府県は，条例で定めるところにより，その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

条例第32条（P95，96）

第10条　都道府県は，前条の条例には，次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　登録の有効期間に関する事項

条例第32条 ～ 第32条の15（P95～100）

（参照）

(2)　登録の要件に関する事項

(3)　業務主任者の選任に関する事項

(4)　登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項

(5)　その他登録制度に関し必要な事項

条例第 34 条

（P100，101）

2　前条の条例は，前項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項について，次に掲げる基準に従つて定めなければならない。

(1)　前項第 1 号に規定する登録の有効期間は，5 年であること。

(2)　前項第 2 号に掲げる登録の要件に関する事項は，登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき，又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録を拒否しなければならないものとすること。

イ　当該条例の規定により登録を取り消され，その処分のあつた日から 2 年を経過しない者

ロ　屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあつた日前 30 日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しない者

ハ　当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者

ニ　この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

ホ　屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

ヘ　法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　業務主任者を選任していない者

(3)　前項第 3 号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は，登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし，登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保ため必要な業務を行わせるものとすること。

イ　国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

（参照）

ロ　広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

(4)　前項第 4 号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は，登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは，その登録を取消し，又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとすること。

イ　不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ　第 2 号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ　この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（屋外広告業を営む者に対する指導，助言及び勧告）

第 11 条　都道府県知事は，条例で定めるところにより，屋外広告業を営む者に対し，良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導，助言及び勧告を行うことができる。

条例第 35 条
(P101)

## 第 2 節　登録試験機関

（登録）

第 12 条　第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録は，同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第 13 条　次の各号のいずれかに該当する法人は，第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けることができない。

(1)　この法律の規定に違反して，刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者であること。

(2)　第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され，その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であること。

(3)　その役員のうちに，第 1 号に該当する者があること。

（登録の基準）

第 14 条　国土交通大臣は，第 12 条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは，第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしなければならない。この場合において，登録に関して必要な手続は，国土交通省令で定める。

（参照）

(1)　試験を別表の上欄に掲げる科目について行い，当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

(2)　試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ　試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ　試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ　ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3)　債務超過の状態にないこと。

（登録の公示等）

第 15 条　国土交通大臣は，第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしたときは，当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2　登録試験機関は，その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは，変更しようとする日の 2 週間前までに，その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3　国土交通大臣は，前項の規定による届出があつたときは，その旨を公示しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第 16 条　登録試験機関は，役員を選任し，又は解任したときは，遅滞なく，その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（試験委員の選任及び解任）

第 17 条　登録試験機関は，第 14 条第 1 号の試験委員を選任し，又は解任したときは，遅滞なく，その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（秘密保持義務等）

第 18 条　登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は，試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は，刑法（明治 4 法律第 45 号）その他の罰則の適用については，法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験事務規程）

第 19 条　登録試験機関は，国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め，国土交通大臣の認可を受けなければ

ならない。これを変更しようとするときも，同様とする。

2　国土交通大臣は，前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは，登録試験機関に対して，これを変更すべきことを命ずることができる。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第 20 条　登録試験機関は，毎事業年度経過後 3 月以内に，その事業年度の財産目録，貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第 33 条において「財務諸表等」という。）を作成し，5 年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2　試験を受けようとする者その他の利害関係人は，登録試験機関の業務時間内は，いつでも，次に掲げる請求をすることができる。ただし，第 2 号又は第 4 号の請求をするには，登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1)　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは，当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2)　前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3)　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは，当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4)　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（帳簿の備付け等）

第 21 条　登録試験機関は，国土交通省令で定めるところにより，試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え，しなければならない。

（適合命令）

第 22 条　国土交通大臣は，登録試験機関が第 14 条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは，その登録試験機関に対し，これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第 23 条　国土交通大臣は，試験事務の適正な実施を確保するため必要があ

（参照）
条例第 32 条の 13
（P99）

（参照）

ると認めるときは，登録試験機関に対して，試験事務の状況に関し必要な報告を求め，又はその職員に，登録試験機関の事務所に立ち入り，試験事務の状況若しくは設備，帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人の請求があつたときは，これを提示しなければならない。

3　第 1 項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（試験事務の休廃止）

第 24 条　登録試験機関は，国土交通大臣の許可を受けなければ，試験事務の全部又は一部を休止し，又は廃止してはならない。

2　国土交通大臣は，前項の規定による許可をしたときは，その旨を公示しなければならない。

（登録の取消し等）

第 25 条　国土交通大臣は，登録試験機関が第 13 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたときは，当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2　国土交通大臣は，登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは，当該登録試験機関に対して，その登録を取り消し，又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)　第 15 条第 2 項，第 16 条，第 17 条，第 20 条第 1 項，第 21 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。

(2)　正当な理由がないのに第 20 条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。

(3)　第 19 条第 1 項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(4)　第 19 条第 2 項又は第 22 条の規定による命令に違反したとき。

(5)　不正な手段により第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録けたとき。

3　国土交通大臣は，前 2 項の規定により登録を取り消し，又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは，その旨を公示しなければならない。

## 第 5 章　雑則

（特別区の特例）

第 26 条　この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で

（参照）

政令で定めるものは，特別区においては，政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては，この法律中都道府県知事に関する規定は，特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

（大都市等の特例）

第27条　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては，政令で定めるところにより，指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては，この法律中都道府県に関する規定は，指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（景観行政団体である市町村の特例等）

第28条　都道府県は，地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか，第3条から第5条まで，第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を，条例で定めるところにより，景観行政団体である市町村，地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に同条第2項第5号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては，都道府県知事は，あらかじめ，当該市町村の長に協議しなければならない。

（適用上の注意）

第29条　この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては，国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならな

## 第6章　罰則

第30条　第18条第1項の規定に違反した者は，1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条　第25条第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは，その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は，1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条　次の各号のいずれかに該当するときは，その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は，30万円以下の罰金に処する。

（参照）

(1)　第 21 条の規定に違反して帳簿を備えず，帳簿に記載せず，若しくは帳簿に虚偽の記載をし，又は帳簿を保存しなかつたとき。

(2)　第 23 条第 1 項の規定による報告を求められて，報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避したとき。

(3)　第 24 条第 1 項の規定による許可を受けないで，試験事務の全部を廃止したとき。

第 33 条　第 20 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず，財務諸表等に記載すべき事項を記載せず，若しくは虚偽の記載をし，又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだ者は，20 万円以下の過料に処する。

第 34 条　第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には，罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附則　【省略】

# 倉　敷　市　屋　外　広　告　物　条　例

（参照）

# 倉敷市屋外広告物条例

（平成 13 年 12 月 27 日 条例第 55 号）

改正　令和 3 年 3 月 23 日 条例第 26 号

（目的）

第 1 条　この条例は，屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき，屋外広告物(法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」という。）及び屋外広告業（法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。）について必要な規制を行い，もって良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物等の在り方）

第 2 条　広告物及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は，その形状，面積，色彩，意匠その他表示の方法が公衆にとって快適であり，かつ，周囲の環境に調和しているとともに，公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。また，本市の豊かな自然環境と文化的で美しい景観形成に十分に配慮されたものでなければならない。

（禁止地域等）

第 3 条　次に掲げる地域又は場所においては，広告物を表示し，又は掲出物件を設置してはならない。

(1)　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた景観地区，風致地区，特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区

(2)　文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条若しくは第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物又は同法第 57 条の規定により登録された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定され，又は同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された地域　地域指定告示（P139）

(3)　岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第 4 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された地域　地域指定告示（P139）

(4)　倉敷市文化財保護条例（昭和 52 年倉敷市条例第 34 号）第 3 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域並びに同項第 5 号の規定により指定された地域　地域指定告示（P139）

(5)　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる　指定なし

| | （参照） |
|---|---|
| 目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で市長が指定する区域 | |
| (6)　自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 4 章の規定により指定された自然環境保全地域並びに岡山県自然保護条例（昭和 46 年岡山県条例第 63 号）第 3 章の規定により指定された岡山県自然環境保全地域，環境緑地保護地域，郷土自然保護地域，郷土記念物及びその周囲並びに倉敷市自然環境保全条例（昭和 49 年倉敷市条例第 29 号）第 13 条の規定により指定された自然環境保全地区で市長が指定する区域 | 指定なし |
| (7)　都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された保存樹林のある地域 | |
| (8)　高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間，道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の市長が指定する区間並びに鉄道，軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の市長が指定する区間 | 地域指定告示（P139） |
| (9)　道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域 | 地域指定告示（P139） |
| (10)　都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定する児童遊園 | |
| (11)　道路の植樹帯，分離帯及び交通島 | |
| (12)　河川，湖沼，渓谷，海浜，高原，山岳その他の景勝地及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域 | 指定なし |
| (13)　港湾，駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域 | 地域指定告示（P139） |
| (14)　官公署，学校，図書館，公会堂，公民館，博物館，美術館，体育館，病院，公衆便所その他公共用建造物及びその敷地並びにこれらの付近の地域で市長が指定する区域 | 指定なし |
| (15)　古墳，墓地，火葬場及び葬斎場 | |
| (16)　社寺及び教会の建造物並びにその境域で市長が指定する区域 | 指定なし |
| (17)　前各号に掲げるもののほか，良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する区域 | 指定なし |
| 2　市長は，前項の規定による指定をし，又はこれを変更し，若しくは廃止したときは，その旨を告示するものとする。 | |
| （禁止物件） | |
| 第 4 条　次に掲げる物件に広告物を表示し，又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| (1)　橋（ガードを含む。），トンネル及び高架構造物 | |

（参照）

(2)　石垣及び擁壁の類
(3)　街路樹，路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林
(4)　信号機，路上信号制御機，道路標識，道路情報管理施設，カーブ・ミラー，歩道柵，駒止めの類，里程標の類及び地下道上屋
(5)　消火栓，火災報知機及び火の見やぐら
(6)　公衆電話ボックス，郵便ポスト，路上変圧器及びこれらに類するもの
(7)　送電塔，送受信塔及び照明塔
(8)　煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類
(9)　彫像及び記念碑の類
(10)　パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
(11)　景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
(12)　前各号に掲げるもののほか，特に良好な景観又は風致の維持に必要なものとして市長が認めるもの　　指定なし

2　次に掲げる物件には，はり紙，はり札等，広告旗又は立看板等を表示してはならない。
(1)　電柱，街路灯柱，消火栓標識及びこれらに類するもの
(2)　アーチの支柱及びアーケードの支柱

3　道路の路面には，広告物を表示してはならない。

（許可地域等）

第5条　前2条及び第8条の規定により広告物を表示し，又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き，本市の区域内において広告物を表示し，又は掲出物件を設置しようとする者は，規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。　　規則第4条（P110，111）

2　市長は，前項により許可を要する地域を，その特性に応じ区分し，規則で定めるところにより種別指定することができる。　　規則第3条（P109，110）

（適用除外）

第6条　次に掲げる広告物又は掲出物件については，前3条の規定は適用しない。　　規則第5条（P111）
(1)　法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
(2)　国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件

| | （参照） |
|---|---|
| (3)　公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター，立札等又はこれらを掲出する物件 | |
| (4)　公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物で，規則で定める基準に適合するもの | 規則別表 1-1（P125） |
| 2　次に掲げる広告物又は掲出物件については，第 3 条及び前条の規定は，適用しない。 | |
| (1)　自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件で，規則で定める基準に適合するもの | 規則別表 1-2，3（P125，126） |
| (2)　前号に掲げるもののほか，自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で，規則で定める基準に適合するもの | 規則別表 1-2，4（P125～127） |
| (3)　冠婚葬祭，祭礼等のため，一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件で，規則で定める基準に適合するもの | 規則別表 1-5（P127） |
| (4)　講演会，展覧会，音楽会等のため，その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件で，規則で定める基準に適合するもの | 規則別表 1-6（P128） |
| (5)　人若しくは動物又は現に日常の運行の用に供されている車両，船舶等に表示される広告物。ただし，道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき免許又は許可を受けて運行される路線バスで，その使用の本拠の位置が本市の区域内に存するものの車体に表示される広告物については，当該路線バスの所有者又は管理者が自己の名称，商標等を表示するもの以外のものを除く。 | |
| (6)　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく登録を受けた営業用自動車で，その使用の本拠の位置が本市以外の区域内に存するものに，本市以外の当該地方公共団体の法に基づく条例の規定に従って表示される広告物 | |
| 3　路線バスの車体に表示される広告物で市長の許可を受けたものについては，第 3 条の規定は適用しない。 | |
| 4　次に掲げる広告物又は掲出物件については，規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し，又は設置する場合に限り，第 3 条の規定は，適用しない。 | 規則第 4 条（P110，111） |
| (1)　自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件（第 2 項第 1 号に掲げるものを除く。）で，規則で定める基準に適合するもの | 規則別表 1-7（P128） |

（参照）

(2)　道標，案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件で，規則で定める基準に適合するもの　規則別表 1-8（P129）

5　次に掲げる広告物又は掲出物件については，第 4 条第 1 項の規定は，適用しない。

(1)　第 4 条第 1 項第 2 号，第 7 号，第 8 号又は第 11 号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表すため表示する広告物で，規則で定める基準に適合するもの　規則別表 1-9（P129）

(2)　前号に掲げるもののほか，第 4 条第 1 項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

(3)　前 2 号に掲げる掲出物件

6　政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するはり紙，はり札等，広告旗又は立看板等については，第 4 条第 2 項の規定は適用しない。

7　政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示するはり紙，はり札等，広告旗又は立看板等で，規則で定める基準に適合するものについては，前条の規定は，適用しない。　規則別表 1-10（P130）

（経過措置）

第 7 条　第 3 条に規定する地域又は場所になった際，当該地域又は場所に現に適法に表示され，又は設置されている広告物又は掲出物件(以下この条において「既存広告物等」という。）については，同条に規定する地域又は場所になった日から 1 年間（規則で定める堅固な既存広告物等で，規則で定めるところにより許可を受けたものにあっては，規則で定める期間）は，同条の規定は適用しない。当該期間内に，この条例の規定による許可の申請があった場合において，当該期間が経過したときは，その申請に対する処分がある日まで，また同様とする。　規則第 6 条 第 11 条 第 12 条 (P111，112)

（禁止広告物）

第 8 条　次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し，又は設置してはならない。

(1)　著しく汚染し，退色し，又は塗料等のはく離したもの

(2)　著しく破損し，又は老朽したもの

(3)　倒壊又は落下のおそれがあるもの

(4)　信号機，道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げるようなもの

（参照）

(5)　道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(6)　倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例（平成2年倉敷市条例第28号）第3条第1項第1号に規定する建築物等であって，今橋及び中橋の橋上面並びに今橋から中橋と高砂橋の中間点までの間の倉敷川両岸の道路面から1.5メートルの高さにおいて，著しく視界に入るもの

（許可条件等）

第9条　市長は，広告物の表示又は掲出物件の設置を許可する場合においては，許可の期間を定めるほか，良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2　前項の許可の期間は，1年（規則で定めるものについては，3年）を超えることができない。　規則第6条の2（P111）

（許可の更新）

第10条　この条例の規定による許可を受けた者が，当該許可の期間満了後，更に継続して広告物を表示し，又は掲出物件を設置しようとするときは，規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。　規則第7条（P111）

2　前条の規定は，前項の規定による許可について準用する。

（変更等の許可）

第11条　この条例の規定による許可を受けた者が，当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し，又は改造しようとするときは，規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。ただし，規則で定める軽微な変更又は改造については，この限りでない。　規則第8条　第9条（P111，112）

2　第9条第1項の規定は，前項の規定による許可について準用する。

（許可の基準等）

第12条　この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可基準は，規則で定める。　規則第10条（P112）

2　前項の許可基準は，次に掲げる事項が確保されるものとして定めなければならない。　規則別表第2（P130～136）

(1)　広告物又は掲出物件の形状，面積，色彩，意匠その他表示の方法が良好な景観又は風致を害さず，公衆にとって快適であるようにすること。

(2)　広告物又は掲出物件の形状，面積，色彩，意匠その他表示の方法がその表示され，又は設置される場所の周囲の環境に調和するようにすること。

(3)　広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼさず，又はその形状

その他表示の方法が不安定でないようにすること。

3　市長は，広告物の表示又は掲出物件の設置が第1項の基準に適合しない場合においても，特にやむを得ないと認めるときは，倉敷市都市景観条例（平成21年倉敷市条例第40号）第7条に規定する倉敷市都市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の議を経て，許可することができる。

（広告物等の総表示面積の規制）

第13条　建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物で，地上に設置されるもの（門及び塀を除く。）をいう。）に表示され，又は設置される広告物又は掲出物件の表示面積の合計は，当該建築物の壁面の面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

規則第13条（P112）
規則別表第3（P136）

（許可証等の表示）

第14条　この条例の規定による許可を受けた者は，当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票を貼付しておかなければならない。ただし，許可の打刻印を受けたものについては，この限りでない。

規則第16条（P113）

（管理義務）

第15条　広告物を表示し，若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理し，所有し，若しくは占有する者（次条において「広告物の表示者等」という。）は，これらに関し補修，除却その他必要な管理を怠らないようにし，良好な状態に保持しなければならない。

（点検義務等）

第16条　広告物の表示者等は，広告物又は掲出物件について，取付け部分，主要部材及び固定金具の腐食等の有無の確認その他の安全性に関する項目についての点検を実施しなければならない。

2　前項の規定によるもののほか，広告物の表示者等は，規則で定める広告物又は掲出物件について，法第10条第2項第3号イに規定する者その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者による広告物及び掲出物件の本体，接合部，支持部分等の劣化及び損傷の有無及びその程度についての点検を実施しなければならない。

規則第16条の2（P113，114）

3　広告物又は掲出物件について，規則で定める許可を受けようとする者は，前項（同項の規定の適用を受けず，第1項の規定の適用を受ける広告物及び掲出物件については，同項）の規定による点検により作成された規則で定める点検結果を市長に報告しなければならない。

規則第16条の2（P114）

4　前項の規定は，報告の必要がないものとして規則で定める広告物又は掲出物件については，適用しない。

規則第16条の2（P114）

（参照）

（除却義務）

第 17 条　広告物を表示し，又は掲出物件を設置する者は，許可の期間が満了したとき，若しくは第 19 条の規定により許可が取り消されたとき，又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは，遅滞なく，当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

２　この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は，遅滞なく，規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

規則第 17 条（P114）

第 18 条　削除

（許可の取消し）

第 19 条　市長は，この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消すことができる。

(1)　第 9 条第 1 項（第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。

(2)　第 11 条第 1 項の規定に違反したとき。

(3)　次条第 1 項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4)　虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

（違反に対する措置）

第 20 条　市長は，この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については，当該広告物を表示し，若しくは当該掲出物件を設置し，又はこれらを管理する者に対し，これらの表示若しくは設置の停止を命じ，又は 5 日以上の期限を定め，これらの除却その他良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

２　市長は，前項の規定による措置を命じようとする場合においては，当該広告物を表示し，又は当該掲出物件を設置し，又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは，これらの措置を自ら行い，又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし，掲出物件を除却する場合においては，5 日以上の期限を定めて，その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは，自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

（違反広告物等である旨の表示）

第 21 条　市長は，前条第 1 項の規定により広告物又は掲出物件の除却を命じた場合において，当該除却を命じられた者が，特別の理由がなく，

（参照）

これらの除却に必要とされる相当の期間（除却すべき期限を定めて命じた場合においては，当該期限）を経過しても除却しないときは，当該広告物又は掲出物件に，規則で定めるところにより，この条例に違反する旨の表示をすることができる。 規則第18条（P114）

（広告物等を保管した場合の公示事項）

第21条の2　法第8条第2項の条例で定める事項は，次に掲げるものとする。

(1)　保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(2)　保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日時

(3)　その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所

(4)　前3号に掲げるもののほか，保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

（広告物等を保管した場合の公示の方法）

第21条の3　法第8条第2項の規定による公示は，次に掲げる方法により行わなければならない。

(1)　前条各号に掲げる事項を，保管を始めた日から起算して14日間，規則で定める場所に掲示すること。 規則第18条の2（P114）

(2)　法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については，前号の公示の期間が満了しても，なおその広告物又は掲出物件の所有者，占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下第21条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは，その公示の要旨をインターネットの本市ホームページに登載すること。

2　市長は，所定の保管物件1覧簿を規則で定める場所に備え付け，関係者に閲覧させることにより，前項第1号の規定による掲示に代えることができる。 規則第18条の3（P114）

（広告物等の価額の評価の方法）

第21条の4　法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は，取引の実例価格，当該広告物又は掲出物件の使用期間，損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において，市長は，必要と認めるときは，広告物又は掲出物件の価額の評価に関し，専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第21条の5　法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の

（参照）

売却は，倉敷市財務規則（昭和 42 年倉敷市規則第 22 号）又は倉敷市工事執行規則（昭和 49 年倉敷市規則第 16 号）に準じ，競争入札に付して行わなければならない。ただし，競争入札に付しても入札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については，随意契約により売却することができる。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第 21 条の 6　法第 8 条第 3 項各号で定める期間は，次のとおりとする。

(1)　法第 7 条第 4 号の規定により除却された広告物 2 日

(2)　特に貴重な広告物又は掲出物件 3 月

(3)　前 2 号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2 週間

（広告物等を返還する場合の手続）

第 21 条の 7　市長は，保管した広告物又は掲出物件（法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは，返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ，かつ，所定の受領書と引換えに返還するものとする。

（立入検査）

第 22 条　市長は，この条例の規定を施行するため必要な限度において，広告物を表示し，若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め，又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り，広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人の請求があったときは，これを提示しなければならない。

規則第 19 条（P115）

３　第 1 項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（処分，手続等の効力の承継）

第 23 条　広告物を表示し，若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては，この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は，新たにこれらの者となった者がしたものとみなし，従前のこれらの者に対してした処分，手続その他の行為は，新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

（参照）

（管理者の設置義務）

第 24 条　この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し，又は掲出物件を設置する者で，県内に住所（法人にあっては，事務所又は営業所の所在地。以下同じ。）を有しないものは，広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。

２　前項の広告物又は掲出物件を管理する者は，県内に住所を有する者でなければならない。

（管理者等の届出）

第 25 条　この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し，又は設置する者が，これらを管理する者を置いたときは，遅滞なく，規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

規則第 20 条（P115）

２　この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し，若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは，新たにこれらの者となった者は，遅滞なく，規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

３　この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し，若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは，遅滞なく，規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

（手数料）

第 26 条　この条例の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可を受けようとする者は，別表第 1 に定める許可手数料を納付しなければならない。ただし，政治資金規正法第 6 条の届出を経た政治団体がはり紙，はり札等，広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは，この限りでない。

条例別表第 1（P106）

２　市長は，特に必要があると認めるときは，規則で定めるところにより，前項の許可手数料を減額し，又は免除することができる。

規則第 20 条の 2（P115）

３　既納の手数料は，還付しない。

（モデル地区の指定）

第 27 条　市長は，都市の良好な景観又は風致を維持するために，特に必要と認める地域を屋外広告物モデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定することができる。

２　市長は，モデル地区の指定をし，若しくはこれを解除し，又はモデル地区の区域を拡張し，若しくは縮小したときは，その旨を告示するものとする。

（参照）

（モデル地区基本方針）

第 28 条　市長は，モデル地区を指定するときは，当該モデル地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針（以下「モデル地区基本方針」という。）を定めるものとする。

2　モデル地区基本方針には，次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　良好な景観を形成し，又は風致を維持するための広告物及び掲出物件に関する基本構想

(2)　広告物又は掲出物件の形状，面積，色彩，意匠その他表示の方法の禁止又は制限に関する基本的事項

(3)　前 2 号に掲げるもののほか，良好な景観を形成し，若しくは風致を維持するために必要な広告物又は掲出物件に関する基本的事項

3　市長は，モデル地区基本方針を定めようとするときは，あらかじめ規則で定めるところにより，その旨を公告し，その案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

規則第 21 条（P115）

4　前項の規定による公告があったときは，当該モデル地区内の住民及び当該モデル地区内において広告物を表示し，若しくは掲出物件を設置し，又はこれらを管理する者は，同項の縦覧期間満了の日までに，縦覧に供された案について，市長に意見書を提出することができる。

5　前 2 項の規定は，モデル地区基本方針の変更について準用する。

（モデル地区掲出基準）

第 29 条　市長は，モデル地区基本方針に基づき，当該モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置の基準（以下「モデル地区掲出基準」という。）を定めるものとする。

2　市長は，モデル地区掲出基準を定め，又は変更したときは，その旨を告示するものとする。

3　モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置は，モデル地区掲出基準に適合していなければならない。

4　市長は，モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置がモデル地区掲出基準に適合していると認める場合に限り，この条例の規定による許可をすることができる。

5　第 1 項の規定によりモデル地区掲出基準が定められた際，当該モデル地区内に現に適法に表示され，又は設置されている広告物又は掲出物件（以下この条及び次条において「既存広告物等」という。）については，第 3 項及び前項の規定は，当該モデル地区掲出基準に定める日までの間は，適用しない。ただし，既存広告物等を変更し，又は改造するときは，この限りでない。

（参照）

（モデル地区における指導等）

第 30 条　市長は，既存広告物等が周辺の環境と不調和で，当該モデル地区の良好な景観又は風致を維持する上において著しく支障があると認めるときは，当該既存広告物等を表示し，若しくは設置する者又は当該既存広告物等を管理する者に対し，モデル地区掲出基準に基づき，必要な措置を講ずるよう指導し，助言し，又は勧告することができる。

（広告物協定地区）

第 31 条　土地（道路，河川，公園等公共の用に供する土地を除く。以下この条において同じ。）の所有者及び建築物，広告物，掲出物件その他工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（当該土地及び建築物，広告物，掲出物件その他工作物を管理する者を含むものとし，国及び地方公共団体を除く。）は，当該土地について一定の区域を定め，その区域の良好な景観を形成し，又は風致を維持するため，広告物又は掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結したときは，規則で定めるところにより，当該区域を広告物協定地区として指定するよう市長に申請することができる。

規則第 22 条（P115，116）

2　広告物協定には，次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　広告物協定の名称及びその対象となる土地の区域に関する事項

(2)　広告物及び掲出物件の形状，面積，色彩，意匠その他表示の方法の基準に関する事項

(3)　広告物協定の有効期間に関する事項

(4)　広告物協定の変更及び廃止の手続に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか，広告物協定の実施に関する事項

3　市長は，第 1 項の規定による申請があった場合において，当該広告物協定が良好な景観又は風致の維持に資するものであると認めるときは，当該区域を広告物協定地区として指定し，当該広告物協定の内容を公表するものとする。

（屋外広告業の登録）

第 32 条　屋外広告業を営もうとする者は，市長の登録を受けなければならない。

2　前項の登録の有効期間は，5 年とする。

3　前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は，更新の登録を受けなければならない。

規則第 23 条（P116）

4　前項の更新の登録の申請があった場合において，第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは，従前の登録は，同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は，なお効

（参照）

力を有する。

5　前項の場合において，更新の登録がなされたときは，その登録の有効期間は，従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第32条の2　前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は，市長に次に掲げる事項を記載した所定の登録申請書を提出しなければならない。

(1)　商号，名称又は氏名及び住所

(2)　本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3)　法人である場合においては，その役員の氏名

(4)　未成年者である場合においては，その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は，その名称及び住所並びにその役員の氏名）

(5)　第2号の営業所ごとに選任される第34条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

(6)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

2　前項の登録申請書には，登録申請者が第32条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

規則第23条の2（P116，117）

（登録の実施）

第32条の3　市長は，前条の規定による書類の提出があったときは，次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか，遅滞なく，次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1)　前条第1項各号に掲げる事項

(2)　登録年月日及び登録番号

2　市長は，前項の規定による登録を行ったときは，遅滞なく，その旨を登録申請者に通知しなければならない。

規則第23条の3（P117）

（登録の拒否）

第32条の4　市長は，登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第32条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録を拒否しなければならない。

(1)　第32条の11第1項の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から2年を経過しない者

(2)　屋外広告業者（第32条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告

（参照）

業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 32 条の 11 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

(3)　第 32 条の 11 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者

(4)　この条例又はこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(5)　法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(6)　屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(7)　第 32 条の 2 第 1 項第 2 号の営業所ごとに第 34 条第 1 項に規定する業務主任者を選任していない者

2　市長は，前項の規定により登録を拒否したときは，遅滞なく，その理由を示して，その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第 32 条の 5　屋外広告業者は，第 32 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは，その日から 30 日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

規則第 23 条の 4 (P117)

2　市長は，前項の規定による届出を受理したときは，当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き，届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3　第 32 条の 2 第 2 項の規定は，第 1 項の規定による届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第 32 条の 6　市長は，屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第 32 条の 7　屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては，当該各号に定める者は，その日（第 1 号の場合にあっては，その事実を知った日）から 30 日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

規則第 23 条の 5 (P117)

(1)　死亡した場合　その相続人

（参照）

(2)　法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3)　法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4)　法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

(5)　本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2　屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは，屋外広告業者の登録は，その効力を失う。

（登録の抹消）

第32条の8　市長は，屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第32条の11第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは，屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

（標識の掲示）

第32条の9　屋外広告業者は，規則で定めるところにより，第32条の2第1項第2号の営業所ごとに，公衆の見やすい場所に，商号，名称又は氏名，登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

規則第23条の6（P117）

（帳簿の備付け等）

第32条の10　屋外広告業者は，規則で定めるところにより，第32条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え，その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し，これを保存しなければならない。

規則第23条の7（P117，118）

（登録の取消し等）

第32条の11　市長は，屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは，その登録を取り消し，又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)　不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

(2)　第32条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3)　第32条の7第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をしたとき。

(4)　法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2　第32条の4第2項の規定は，前項の規定による処分をした場合に準用する。

（監督処分簿の備付け等）

第32条の12　市長は，屋外広告業者監督処分簿を備え，これを規則で定

規則第23条の8（P118）

（参照）

める閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

2　市長は，前条第1項又は第32条の15第5項の規定による処分をしたときは，前項の屋外広告業者監督処分簿に，当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

（報告及び検査）

第32条の13　市長は，本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して，特に必要があると認めるときは，その営業につき，必要な報告をさせ，又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り，帳簿，書類その他の物件を検査し，若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録手数料等）

第32条の14　第32条第1項の登録又は同条第3項の登録の更新を受けようとする者は，1件につき11,000円の手数料を納付しなければならない。

2　既に納付した手数料は，返還しない。

（岡山県又は岡山市の登録を受けた者に関する特例）

第32条の15　第32条から第32条の8まで，第32条の11及び前条の規定は，岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号。以下「県条例」という。）又は岡山市屋外広告物条例（平成7年岡山市条例第51号。以下「岡山市条例」という。）の登録を受けている者には，適用しない。

2　前項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについては，同項に掲げる規定を除き，第32条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3　第1項に規定する者は，本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは，規則で定めるところにより，その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときも同様とする。

規則第23条の9
第23条の10
第23条の11
(P118，119)

4　屋外広告業者が県条例第21条の2又は岡山市条例第33条の登録を受けたときは，その者に係る第32条第1項又は第3項の登録は，効力を失う。

5　市長は，第1項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営

（参照）

むものが，第 32 条の 11 第 1 項各号のいずれかに該当するときは，その者に対し，6 月以内の期限を定めて本市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6　第 32 条の 4 第 2 項の規定は，前項の規定による処分をした場合に準用する。

（講習会等）

第 33 条　市長は，規則で定めるところにより，広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会を開催するものとする。　規則第 24 条（P119，120）

2　市長は，規則で定めるところにより講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3　第 1 項の講習会を受けようとする者は，別表第 2 に定める講習手数料を納付しなければならない。　条例別表 2（P106）

4　既納の手数料は，還付しない。

（業務主任者の設置）

第 34 条　屋外広告業者は，本市の区域内で営業を行う営業所ごとに，次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し，次項に定める業務を行わせなければならない。

(1)　登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2)　前条第 1 項の講習会の課程を修了した者

(3)　他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4)　職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく職業訓練指導員免許所持者，技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

2　市長は，業務主任者の置かれていない営業所について，当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し，期限を定めて，業務主任者の設置を命ずることができる。

3　業務主任者は，次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

(1)　この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2)　広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

(3)　第 32 条の 10 に規定する帳簿のうち，規則で定める事項の記載に

（参照）

関すること。

(4)　前3号に掲げるもののほか，業務の適正な実施の確保に関すること。

（屋外広告業を営む者に対する指導，助言及び勧告）

第35条　市長は，本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し，良好な景観を形成し，若しくは風致を維持し，又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導，助言及び勧告を行うことができる。

（景観審議会への諮問等）

第36条　市長は，次に掲げる場合においては，景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1)　第3条第1項の規定による指定をし，又はこれを変更しようとするとき。

(2)　第5条第2項の規定による種別指定をし，又はこれを変更しようとするとき。

(3)　第6条第1項第4号，第2項第1号から第4号まで，第4項各号及び第5項第1号，第12条第1項並びに第13条に規定する基準を定め，又はこれらを変更しようとするとき。

(4)　第27条第1項の規定によるモデル地区の指定をし，若しくはこれを解除し，又はモデル地区の区域を拡張し，若しくは縮小しようとするとき。

(5)　第28条第1項の規定によるモデル地区基本方針を定め，又は変更しようとするとき。

(6)　第29条第1項の規定によるモデル地区掲出基準を定め，又は変更しようとするとき。

(7)　第30条の規定により，モデル地区の良好な景観又は風致を維持する上で特に必要な事項について指導し，助言し，又は勧告しようとするとき。

（委任）

第37条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（罰則）

第38条　次の各号のいずれかに該当する者は，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)　第32条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2)　不正の手段により第32条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3)　第32条の11第1項又は第32条の15第5項の規定による営業の

（参照）

停止の命令に違反した者

第 39 条　第 20 条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者は，50 万円以下の罰金に処する。

第 40 条　次の各号のいずれかに該当する者は，30 万円以下の罰金に処する。

(1)　第 3 条第 1 項，第 4 条又は第 5 条第 1 項の規定に違反して広告物を表示し，又は掲出物件を設置した者

(2)　第 11 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し，又は改造した者

(3)　第 17 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者

(4)　第 32 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者

(5)　第 34 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第 41 条　次の各号のいずれかに該当する者は，20 万円以下の罰金に処する。

(1)　第 22 条第 1 項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者

(2)　第 32 条の 13 第 1 項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，若しくは質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第 42 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して第 38 条から前条までの違反行為をした場合においては，行為者を罰するほか，その法人又は人に対し，各本条の罰金刑を科する。

第 42 条の 2　次の各号のいずれかに該当する者は，5 万円以下の過料に処する。

(1)　第 32 条の 7 第 1 項又は第 32 条の 15 第 3 項の規定による届出を怠った者

(2)　第 32 条の 9 の規定による標識を掲げない者

(3)　第 32 条の 10 の規定に違反して帳簿を備えず，帳簿に記載せず，若しくは虚偽の記載をし，又は帳簿を保存しなかった者

（適用上の注意）

第 43 条　この条例の適用に当たっては，国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（参照）

附　則

（施行期日）

1　この条例は，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 3 条第 2 項，第 27 条第 2 項，第 29 条第 2 項，第 36 条及び第 37 条の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に適法に表示され，若しくは設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で，この条例の規定に適合しないこととなるものについては，この条例の規定にかかわらず，平成 14 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から 1 年間（岡山県屋外広告物条例（昭和 41 年岡山県条例第 29 号。以下「県条例」という。）の規定により許可を受けていたものにあっては，当該許可を受けた期間）は，当該広告物を表示し，又は広告物を掲出する物件を設置することができる。

3　施行日前に県条例の規定（第 21 条の 2 を除く。）により岡山県知事その他の機関が行った許可，処分その他の行為又はこれらの機関に対して行われた申請その他の行為で，この条例の施行の際現に効力を有するものは，この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4　施行日前に県条例第 21 条の 2 に規定する届出をしている屋外広告業者は，平成 14 年 9 月 30 日までの間に限り，第 32 条第 1 項に規定する届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

（関係条例の一部改正）

5　特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 42 年倉敷市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

| | | |
|---|---|---|
| 国土利用計画審議会委員 | 日額 7,100 円 | 同上 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 国土利用計画審議会委員 | 日額 7,100 円 | 同上 |
| 屋外広告物審議会委員 | 日額 7,100 円 | 同上 |

」に改める。

（船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置）

6　船穂町及び真備町（以下「両町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に両町の区域内の広告物又は掲出物件について，県条例の規定（第 21 条の 2 を除く。）により岡山県知事その他の機関が行った許可等の処分その他の行為又はこれらの機関に対して行われた申請その他の行為で，編入日において現に効力を有するものは，この条例の相

（参照）

当規定によりなされたものとみなす。

7　編入日において現に県条例の規定により適法に表示され，又は設置されている広告物又は掲出物件で，この条例の規定に適合しないこととなるものについては，これらを変更し，又は改造するときまでは，なお従前の例による。

8　編入日前に県条例第21条の2に規定する届出をして屋外広告業を営んでいる者は，両町の区域内においては，平成17年9月30日までの間に限り，第32条第1項に規定する届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

9　附則第6項の場合において，県条例第11条本文の規定により表示された許可証票及び同条ただし書の規定による押印又は打刻印は，それぞれ第14条本文の規定によりちょう付された証票及び同条ただし書の規定による打刻印とみなす。

10　編入日前に両町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については，県条例の例による。

附　則（平成16年12月17日条例第48号）

この条例は，規則で定める日から施行する。

（平成16年12月規則第85号で，同16年12月17日から施行。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行）

(1)　第3条第1項第1号の改正規定中「美観地区」を「景観地区」に改める部分　景観法（平成16年法律第110号）附則ただし書に規定する日

(2)　第3条第1項第2号の改正規定　平成17年4月1日

附　則（平成17年3月25日条例第21号）

（施行期日）

1　この条例は，平成17年10月1日から施行する。ただし，第4条第2項，第6条第6項，第14条及び第26条第1項の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の倉敷市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第32条の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については，この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間（当該期間内にこの条例による改正後の倉敷市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第32条の4第1項の規定による登録の拒否の処分があったときは，その日までの間）は，なお従前の例による。この場合において，その者がその期間内に当該登録の申請をし

（参照）

た場合において，その期間を経過したときは，その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も，また同様とする。

3　この条例の施行の際現に旧条例第34条第1項に規定する講習会修了者等である者については，新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

附　則（平成17年6月29日条例第76号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成17年7月27日条例第149号）

この条例は，平成17年8月1日から施行する。

附　則（平成18年6月30日条例第52号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成24年6月29日条例第44号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成26年3月26日条例第15号）

（施行期日）

1　この条例は，平成26年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2　特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表屋外広告物審議会委員の項を削る。

附　則（平成30年12月26日条例第73号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月23日条例第26号)

（施行期日）

1　この条例は，令和3年4月1日から施行する。ただし，第2条及び次項の規定は，令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2　令和3年4月1日において現にこの条例による改正前の倉敷市屋外広告物条例の規定による許可を受けて表示され，又は設置されている広告物又は掲出物件については，令和5年9月30日までの間，第2条の規定による改正後の倉敷市屋外広告物条例第16条の規定は，適用しない。

別表第1（第26条関係）

| 区分及び種別 | | 単位 | 金額 |
|---|---|---|---|
| はり紙又ははり札等 | | 100枚までごとに | 400円 |
| 立看板等 | | 1個につき | 400円 |
| アドバルーン | | 1個につき | 1,350円 |
| アーチ | | 1基につき | 2,700円 |
| 懸垂幕又は横断幕 | | 1個につき | 700円 |
| 広告板，広告塔その他の広告 | 表示面積1㎡未満のもの | 1基につき | 400円 |
| | 表示面積1㎡以上3㎡未満のもの | 1基につき | 800円 |
| | 表示面積3㎡以上5㎡未満のもの | 1基につき | 1,150円 |
| | 表示面積5㎡以上8㎡未満のもの | 1基につき | 1,450円 |
| | 表示面積8㎡以上10㎡未満のもの | 1基につき | 1,750円 |
| | 表示面積10㎡以上のもの | 1基につき | 1,750円に10㎡を超える部分が1㎡に達するまでごとに100円を加算した額 |

別表第2（第33条関係）

| 区分 | 単位 | 金額 |
|---|---|---|
| 講習手数料 | 1人につき | 3,650円 |

# 倉敷市屋外広告物条例施行規則

（参照）

# 倉敷市屋外広告物条例施行規則

（平成 14 年 3 月 29 日 規則第 48 号）

改正　令和 3 年 9 月 24 日 規則第 89 号

（趣旨）

第 1 条　この規則は，倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条　この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　禁止地域 条例第 3 条第 1 項各号に掲げる地域及び場所をいう。

(2)　許可地域 本市の区域のうち，禁止地域以外の区域をいう。

(3)　第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域又は工業専用地域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域又は工業専用地域をいう。

(4)　色 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示面の塗装，フィルム，プラスチックその他これらに類する物の色をいう。

(5)　地色 文字その他の具象的な図柄以外の地の色をいう。

(6)　赤，黄赤，黄，紫又は赤紫 日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。次号において同じ。）のマンセル表色系の色相の赤，黄赤，黄，紫又は赤紫をいう。

(7)　彩度又は明度　日本産業規格のマンセル表色系の彩度又は明度をいう。

(8)　けばけばしい色　彩度が 8 以上の色をいう。

(9)　純色　彩度が最大の色をいう。

(10)　暗色　明度が 3 未満の色をいう。

(11)　補色　マンセル色相環（色相を光の波長の順序で環状に配置したものをいう。）上の反対位置にある色をいう。

(12)　刺激的な配色　純色と補色又は純色と暗色が並ぶ状態をいう。

（許可地域の種別）

第 3 条　条例第 5 条第 2 項の規定による許可地域の種別及び当該種別に含む地域は，次のとおりとする。

(1)　第 1 種許可地域 許可地域のうち，次に掲げる地域で市長が指定する区域

ア　第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域

（参照）

イ　禁止地域，第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域に準ずる地域で，特に良好な環境及び優れた景観を維持すべき地域

(2)　第 2 種許可地域 許可地域のうち，次に掲げる地域（第 1 種許可地域を除く。）で市長が指定する区域

ア　道路及び鉄道等の区間

イ　道路及び鉄道等に接続する地域

ウ　その他良好な環境及び優れた景観を維持すべき地域

(3)　第 3 種許可地域 許可地域のうち，第 1 種許可地域及び第 2 種許可地域以外の区域

2　市長は，前項の規定による指定をし，又はこれを変更したときは，その旨を告示するものとする。

地域指定告示（P139～141）

（許可の申請）

第 4 条　条例第 5 条第 1 項又は第 6 条第 4 項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は，所定の屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書を正副 2 通市長に提出しなければならない。

様式（P165～169）

2　前項の申請書には，次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)　広告物等を表示し，又は設置する場所及びその付近の状況を明らかにした見取図及び広告物等を表示し，又は設置する場所の状況が分かるカラー写真（申請の日前 3 箇月以内に撮影したものに限る。以下同じ。）

(2)　広告物等の形状，材料及び構造に関する仕様書並びに構造図

(3)　広告物の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図

(4)　建築物を利用する広告物等にあっては，当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに当該建築物の壁面及び屋上に表示され，又は設置されている広告物等（以下「既存広告物等」という。）の位置関係）を明らかにした図面，既存広告物等（掲出物件を除く。）の形状及び表示面積を明らかにした模写図並びに既存広告物等のカラー写真

(5)　道路及び鉄道等の区間から展望できる地域に表示し，又は設置する広告物等にあっては当該広告物等を表示し，又は設置する場所から当該道路及び鉄道等の区間までの距離並びに他の広告物等までの距離並びに交通信号機又は踏切までの距離を明らかにした図面

(6)　自己以外の者が所有し，若しくは管理する土地若しくは物件に表示し，又は設置する広告物等にあっては，当該土地若しくは物件を所有し，若しくは管理する者の許可又は承諾があったことを証する書面

(7)　既設の広告物等の再利用による広告物等にあっては，条例第 16 条

（参照）

第3項の規定による点検により作成された所定の点検結果報告書

(8)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書

3　市長は，第1項の許可の申請がはり紙，はり札等，立看板等，広告旗，懸垂幕その他の簡易な広告物等に関する場合において，当該申請書に添付すべき書類の全部又は一部を不要と認めるときは，当該書類の提出を省略させることができる。

（適用除外の基準）

第5条　条例第6条の適用除外の基準及び許可基準は，別表第1のとおりとする。

規則別表第1（P125～130）

（新たに禁止地域になった場合に関する特例）

第6条　条例第7条の規則で定める堅固な既存広告物等は，鉄骨造り，石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板，広告塔その他これらに類するもので，かつ，建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと市長が認めたものとする。

2　条例第7条の規定による許可を受けようとする者は，新たに禁止地域になった日から1年以内に市長に申請しなければならない。この場合においては，第4条又は第7条の規定を準用する。

3　条例第7条の規則で定める期間は，3年間とする。

（許可の期間）

第6条の2　条例第9条第2項の規則で定めるものは，次のいずれかに該当する広告物等とする。

(1)　新たに表示し，又は設置する広告物等（既設の広告物等の再利用によるものを除く。）

(2)　条例第16条第2項に規定する点検の結果，安全性が確認された広告物等

（更新の許可申請）

第7条　条例第10条第1項の規定により許可期間の更新の許可を受けようとする者は，当該許可期間満了の10日前までに所定の屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可申請書を市長に提出しなければならない。

様式（P170，171）

2　前項の申請書には，条例第16条第3項の規定による所定の点検結果報告書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

様式（P172，173）

（変更等の許可申請）

第8条　条例第11条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は，所定の屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書に当該許可に係る広告物等のカラー写真その他市長が必要と認める書類を添え

様式（P174～177）

（参照）

て，正副 2 通を市長に提出しなければならない。

2　第 15 条の規定は，広告物等の変更又は改造を完了した場合について準用する。

様式（P178）

（許可を要しない軽微な変更等）

第 9 条　条例第 11 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は，次に掲げるとおりとする。

(1)　既設の広告物等の表示内容，意匠若しくは色彩又は特に付された条件に変更を加えない程度の修繕，補強又は塗替え

(2)　劇場，映画館等の常設興行場が掲出物件の位置及び形状を変更することなく行う，興行内容を表示する広告物の短期かつ定期的な変更

(3)　掲示板の位置及び形状を変更することなく行う，当該掲示板に表示される新聞，ポスター等の広告物の短期かつ定期的な変更

(4)　店舗，事業所等が自己の店舗，事業所等の建物の壁面に設けた懸垂幕を掲出する装置の位置及び形状を変更することなく行う，当該装置に表示される自己の営業内容等を表示する懸垂幕の短期かつ定期的な変更

(5)　路線バスの車体に設けた掲出装置の位置及び形状を変更することなく行う，当該装置に表示される広告物の変更

（許可の基準）

第 10 条　条例第 12 条第 1 項の規定による許可基準は，別表第 2 のとおりとする。

規則別表第 2（P130～136）

（許可地域の種別に変更があった場合に関する特例）

第 11 条　許可地域の種別（第 1 種許可地域，第 2 種許可地域又は第 3 種許可地域のいずれかの区分をいう。）に変更があった際，当該地域又は場所に現に適法に表示され，又は設置されている広告物等についての前条の許可の基準の適用については，なお従前の例による。ただし，当該広告物等を変更し，又は改造するときは，この限りでない。

（新たに用途地域が定められた場合に関する特例）

第 12 条　都市計画法第 15 条第 1 項の規定により，同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた際（同法第 21 条第 1 項の規定により用途地域が変更された場合を含む。），当該地域又は場所に現に適法に表示され，又は設置されている広告物等についての第 10 条の許可の基準の適用については，なお従前の例による。ただし，当該広告物等を変更し，又は改造するときは，この限りでない。

（広告物等の総表示面積の規制の基準）

第 13 条　条例第 13 条の基準は，別表第 3 のとおりとする。

規則別表 3（P136）

（参照）

（許可の通知）

第 14 条　市長は，条例第 5 条第 1 項，第 6 条第 3 項又は第 11 条第 1 項の規定により許可するときは，申請書の 1 通に許可の旨を表示して申請者に交付するものとし，条例第 10 条第 1 項の規定により許可するときは，所定の更新許可書を交付するものとする。　様式（P179）

（表示又は設置の完了の届出）

第 15 条　広告物等の表示又は設置の許可を受けた者は，その表示又は設置を完了したときは直ちに，所定の屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届に当該許可に係る広告物等のカラー写真を添付して，これを市長に提出しなければならない。ただし，当該許可の期間が 1 箇月以内の場合は，この限りでない。　様式（P178）

（許可証等）

第 16 条　条例第 14 条に規定する許可の証票並びに押印及び打刻印は，所定の様式によるものとする。　様式（P180）

（点検義務等）

第 16 条の 2　広告物を表示し，若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理し，所有し，若しくは占有する者は，条例第 9 条第 1 項の規定により定められた許可の期間が 1 年を超える場合は，条例第 16 条第 1 項の規定による点検を 1 年に 1 回以上実施し，その結果を条例第 10 条第 1 項の規定による許可を受けるとき，又は当該広告物等の除却が完了するときまで保管しなければならない。

2　条例第 16 条第 2 項の規則で定める広告物又は掲出物件は，地上から広告物又は掲出物件のいずれか高い方の上端までの高さが 4 メートルを超えるものであって，次のいずれにも該当しないものとする。

(1)　はり紙又ははり札等

(2)　建築物の壁面等に直接塗装して表示するもの

(3)　前 2 号に掲げるもののほか，落下のおそれがないものとして市長が認めるもの

3　条例第 16 条第 2 項の規則で定める者は，次に掲げる者とする。ただし，第 1 号及び第 4 号に掲げる者については，法第 10 条第 2 項第 3 号ロに規定する講習会の過程を修了した者に限る。

(1)　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の技術検定（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条第 1 項に規定する検定種目のうち，建築施工管理又は電気工事施工管理の 1 級の区分に係るものに限る。）に合格した者

(2)　建築基準法第 12 条の 2 第 1 項の規定により特定建築物調査員資格

（参照）

者証の交付を受けている者

(3)　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者（木造建築士を除く。）

(4)　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第 1 種電気主任技術者免状，第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(5)　前各号に掲げる者のほか，屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了した者その他広告物等の点検を実施するために必要な知識及び技能を有すると市長が認める者

4　条例第 16 条第 3 項の規則で定める許可は，次に掲げる許可とする。

(1)　条例第 5 条第 1 項又は条例第 6 条第 4 項の規定による許可（既設の広告物等の再利用によるものに限る。）

(2)　条例第 10 条第 1 項の規定による許可

5　条例第 16 条第 3 項の規則で定める点検結果は，許可の申請の日前 3 月以内に実施した点検により作成されたものとする。

6　条例第 16 条第 4 項の規則で定める広告物又は掲出物件は，次のいずれかに該当する広告物等とする。

(1)　地上から広告物又は掲出物件のいずれか高い方の上端までの高さが 4 メートル以下であり，かつ，広告物の表示面積が 1 平方メートル未満であるもの

(2)　許可の期間が 1 月以内となる広告物等

（除却届）

第 17 条　条例第 17 条第 2 項の規定による届出は，所定の屋外広告物（掲出物件）除却完了届により行うものとする。　様式（P181）

（違反広告物等である旨の表示）

第 18 条　条例第 21 条の規定による違反広告物等である旨の表示は，所定の表示書を当該違反広告物等にはり付けて行うものとする。　様式（P182）

（保管物件の公示場所）

第 18 条の 2　条例第 21 条の 3 第 1 号の規定による掲示場所は，倉敷市公告式条例（昭和 42 年倉敷市条例第 1 号）に規定する掲示場によるものとする。

（保管物件一覧簿の閲覧場所等）

第 18 条の 3　条例第 21 条の 3 第 2 項の規定による保管物件一覧簿の備付場所及び閲覧場所は，倉敷市役所本庁舎の所管課とする。

（身分証明書）

（参照）

第 19 条　条例第 22 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は，所定の様式によるものとする。　様式（P183）

（管理者等の届出）

第 20 条　条例第 25 条の規定による届出は，所定の屋外広告物管理者設置届又は屋外広告物設置者（管理者）変更届により行うものとする。　様式（P184，185）

（許可手数料の減免）

第 20 条の 2　条例第 26 条第 2 項の規定により許可手数料を減免する場合の減免率は，次のとおりとする。

(1)　本市内で大規模な災害（暴風，豪雨，洪水，地震等の自然災害及び火災等をいう。）により被災した者が表示し，又は設置する広告物等（被災していない店舗に係る広告物等その他の市長が別に定める広告物等を除く。）につき，当該災害の発生以後に行う最初の申請（広告物等の表示若しくは設置の許可又は許可期間の更新の許可の申請であって，市長が相当と認める期間内に行われるものをいう。次項において同じ。）であるとき　100 パーセント

(2)　前号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき　市長が相当と認める率

2　条例第 26 条第 2 項の規定により許可手数料の減免を受けようとする者は，申請を行う際に，所定の減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出しなければならない。　様式（P186）

（モデル地区基本方針の公告）

第 21 条　条例第 28 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定によるモデル地区の公告は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　名称

(2)　区域又は予定区域

(3)　基本方針の名称

(4)　基本方針の決定又は変更の案の概要

(5)　基本方針の決定又は変更の案の縦覧場所

（広告物協定地区の指定）

第 22 条　条例第 31 条第 1 項の規定により広告物協定地区の指定を受けようとする者は，広告物協定書を作成し，その代表者により市長に申請しなければならない。　様式（P187，188）

2　条例第 31 条第 3 項の規定による広告物協定地区の指定は，広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合について行うものとする。　様式（P189）

(1)　広告物協定の内容が広告物協定地区の景観及び環境に適合してい

（参照）

ること。

(2)　この規則に基づく基準及び許可基準と食い違わないこと。

(3)　町内会，商店街等の区域その他相当規模の一団の土地又は相当の区間にわたる土地の区間を対象としていること。

(4)　有効期間が 5 年以上であること。

(5)　広告物協定に係る土地の区域内における土地の所有者及び建築物，広告物等その他工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（当該土地及び建築物，広告物等その他工作物を管理する者を含む。）の 3 分の 2 以上の合意によるものであること。

（登録の更新の申請期限）

第 23 条　屋外広告業者は，条例第 32 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとするときは，その者が現に受けている登録の有効期間満了日の 30 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。　様式（P190～194）

（登録申請書の添付書類）

第 23 条の 2　条例第 32 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める書類は，次のとおりとする。

(1)　屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。），営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法人である場合にあっては，その役員を含む。以下この条において同じ。）が条例第 32 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であることを誓約する書面　様式（P195）

(2)　登録申請者が選任した業務主任者が条例第 34 条第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

(3)　登録申請者（法人である場合にあってはその役員を，営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面　様式（P196）

(4)　登録申請者が法人である場合にあっては，登記簿謄本

2　市長は，次に掲げる者に係る本人の確認については，登録申請者に対し住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させて行うものとする。

(1)　登録申請者が個人である場合にあっては，当該登録申請者

(2)　登録申請者が法人である場合にあっては，その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては，当該役員及びその法定代理人）

(3)　登録申請者が選任した業務主任者

（参照）

3　第1項第1号及び第3号並びに条例第32条の2第2項に規定する書面は，所定の様式とする。　様式（P195，196）

（屋外広告業者の通知）

第23条の3　条例第32条の3第2項の規定による通知は，所定の屋外広告業登録済証の交付により行うものとする。　様式（P197）

（変更の届出）

第23条の4　条例第32条の5第1項の規定により変更の届出をするときは，次の各号の変更に応じて，当該各号に掲げる書面を添えて所定の屋外広告業者登録事項変更届出書により行うものとする。　様式（P198）

(1)　条例第32条の2第1項第1号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。）　登記簿謄本

(2)　条例第32条の2第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）　登記簿謄本

(3)　条例第32条の2第1項第3号に掲げる事項の変更　登記事項証明書並びに第23条の2第1項第1号及び第3号の書面

(4)　条例第32条の2第1項第4号に掲げる事項の変更　第23条の2第1項第1号及び第3号の書面

(5)　条例第32条の2第1項第5号に掲げる事項の変更　第23条の2第1項第2号の書面

2　市長は，第23条の2第2項各号に掲げる者に係る本人の確認については，変更の届出をした者に対し，住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させて行うものとする。

（廃業等の手続）

第23条の5　条例第32条の7の規定による届出は，所定の屋外広告業廃業等届出書により行うものとする。　様式（P199）

（標識の掲示）

第23条の6　条例第32条の9に規定する規則で定める事項は，次のとおりとする。

(1)　法人の場合にあっては，その代表者の氏名

(2)　登録番号及び登録年月日

(3)　業務主任者の氏名

2　条例第32条の9の規定により屋外広告業者が掲げる標識は，所定の屋外広告業登録票とする。　様式（P200）

（帳簿の記載事項等）

第23条の7　条例第32条の10の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は，次のとおりとする。　様式（P201）

（参照）

(1)　注文者の商号，名称又は氏名及び住所

(2)　広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

(3)　表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

(4)　当該表示又は設置の年月日

(5)　請負金額

2　前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され，必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは，当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

3　第 1 項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は，広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4　屋外広告業者は，第 1 項の帳簿（第 2 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし，閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（監督処分簿の備付け等）

第 23 条の 8　条例第 32 条の 12 に規定する屋外広告業者監督処分簿は，所管課において公衆の閲覧に供するものとする。

2　条例第 32 条の 12 第 2 項の規則で定める事項は，次のとおりとする。

(1)　処分を行った者

(2)　処分を受けた屋外広告業者の商号，名称又は氏名及び住所

(3)　処分を受けた営業所の名称及び所在地

(4)　処分を受けた屋外広告業者の登録番号

(5)　処分の根拠となる条例の条項

(6)　処分の原因となった事実

(7)　前各号に掲げるもののほか，参考となる事項

3　屋外広告業者監督処分簿は，処分 1 件ごとに作成するものとし，その保存期間は，それぞれ当該処分の日から 5 年間とする。

（特例屋外広告業届出書の提出等）

第 23 条の 9　条例第 32 条の 15 第 3 項の規定による営業の届出は，所定の特例屋外広告業届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

様式（P202，203）

(1)　岡山県屋外広告物条例（昭和 41 年岡山県条例第 29 号。以下「県条例」という。）又は岡山市屋外広告物条例（平成 7 年岡山市条例第 51

（参照）

号。以下「岡山市条例」という。）に基づく登録を受けたことを証する書面

(2)　第23条の2第1項第2号に掲げる書面

2　市長は，前項の届出書を受け付けたときは，当該届出を行った屋外広告物業者に所定の特例屋外広告業届出済証の交付を行うものとする。　様式（P204）

3　条例第32条の15の規定に基づく屋外広告業者が掲げる標識は，所定の屋外広告業届出票とする。　様式（P205）

（特例屋外広告業者届出事項変更届出書の提出）

第23条の10　条例第32条の15第3項の規定による変更の届出は，次の各号のいずれかの事項に変更があったときに限り，県条例又は岡山市条例に基づく登録の変更の届出を行った日から30日以内に，所定の特例屋外広告業者届出事項変更届出書により行わなければならない。　様式（P206，207）

(1)　商号，名称又は氏名及び住所

(2)　法人にあっては，その代表者の氏名

(3)　本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(4)　前号の営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名

2　前項の場合において，当該変更が前項第3号に掲げる事項の変更であるときは，前条第1項第2号に掲げる書面を変更届出書に添付しなければならない。

（特例屋外広告業廃業届出書の提出）

第23条の11　条例第32条の15第3項の規定による廃業の届出は，県条例又は岡山市条例に基づく廃業の届出を行った日から30日以内に所定の特例屋外広告業廃業届出書により行わなければならない。　様式（P208）

（講習会）

第24条　条例第33条第1項の講習会（以下「講習会」という。）を受けようとする者は，所定の屋外広告物講習会受講申込書を市長に提出しなければならない。　様式（P209）

2　市長は，講習会を開催する日時，場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

3　次に掲げる者は，次項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において，講習会を受けようとする者は，第1項に規定する申込書に，その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。

(1)　建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2)　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者

(3)　電気事業法第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状，

（参照）

第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4)　職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員の免許を受け，技能検定に合格し，又は職業訓練を修了した者

4　講習科目は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　法，条例その他屋外広告物に関する関係法令

(2)　屋外広告物の表示の方法

(3)　屋外広告物の施工

5　市長は，講習会修了者に所定の屋外広告物講習会修了書を交付するものとする。　様式（P210）

6　講習会の運営に関する事務は，第 2 項の公告及び講習会修了の判定を除き，他の者に委託することができる。

（屋外広告物除却員）

第 25 条　法第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定により，条例第 3 条から第 5 条まで及び第 8 条の規定に違反した広告物等を除却させるため，屋外広告物除却員を置く。

2　前項の屋外広告物除却員は，違反広告物等を除却しようとする場合にあっては，その身分を示す所定の証明書を携帯し，関係人の請求があったときは，これを提示しなければならない。　様式（P183）

附　則

（施行期日）

1　この規則は，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に岡山県屋外広告物規則（昭和 41 年岡山県規則第 27 号。以下「県規則」という。）に規定する基準に，適法に表示され，又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件のうち，この規則の規定する基準に適合しなくなるものについては，この規則の施行の日から起算して 1 年間は従前の例による。ただし規則第 6 条第 1 項で定める堅固な既存広告物等については，県規則で定めるところにより，許可を受けたものにあっては，この規則の施行の日から起算して 3 年間は従前の例による。

3　この規則の施行の際現に県規則に規定する基準に，適法に表示され又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件のうち，条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定により定められた美観地区及び伝統的建造物群保存地

（参照）

区に存する建築物，工作物等に固定された既存広告物等は，これらを変更し，又は改造するときまでは，なお従前の例による。

4　この規則の施行の際現に県規則の規定及び様式により提出されている申請書等は，この規則の相当する規定により提出された申請書等とみなす。

（船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置）

5　船穂町及び真備町の編入の日（以下「編入日」という。）前に船穂町及び真備町の区域内において，現に県規則に規定する基準に，適法に表示され，又は設置されている広告物又は掲出物件のうち，編入日以後この規則に規定する基準に適合しなくなるものについては，これらを変更し，又は改造するときまでは，なお従前の例による。

6　編入日前に県規則の規定により提出されている申請書等は，この規則の相当規定により提出された申請書等とみなす。

附　則（平成 14 年 12 月 11 日規則第 110 号）

（施行期日）

1　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際限に適法に表示され，又は設置されている広告物のうち，改正後の倉敷市屋外広告物条例施行規則別表第 2 の規定による基準に適合しなくなるものについては，これらを変更し，又は改造するときまでは，なお従前の例による。

附　則（平成 16 年 12 月 17 日規則第 86 号）

この規則は，公布の日から施行する。ただし，別表第 1 の 6 の項の表備考第 1 号の改正規定は，景観法（平成 16 年法律第 110 号）附則ただし書に規定する日から施行する。

附　則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 61 号）

この規則は，平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし，第 4 条第 3 項，別表第 1 の 5 の項の表及び別表第 2 の 4 の項の表の改正規定は，公布の日から施行する。

附　則（平成 17 年 6 月 29 日規則第 88 号）

この規則は，平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年 7 月 28 日規則第 149 号）

この規則は，平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年 9 月 30 日規則第 172 号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年 4 月 4 日規則第 43 号）

（参照）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 6 月 29 日規則第 60 号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成 30 年 12 月 26 日規則第 81 号）

（施行期日）

1　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成 30 年 7 月豪雨により被災した者に係る改正後の第 20 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については，同号中「当該災害の発生」とあるのは「この規則の施行の日」とする。

附　則（令和元年 5 月 7 日規則第 49 号）

この規則は，令和元年 7 月 1 日から施行する。

附　則（令和 3 年 3 月 23 日規則第 35 号）

（施行期日）

1　この規則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 2 条及び次項の規定は，令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　令和 3 年 4 月 1 日において現に倉敷市屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和 3 年倉敷市条例第 26 号）の規定による改正前の倉敷市屋外広告物条例の規定による許可を受けて表示され，又は設置されている広告物又は掲出物件については，令和 5 年 9 月 30 日までの間，第 2 条の規定による改正後の倉敷市屋外広告物条例施行規則第 7 条第 2 項及び第 16 条の 2 の規定は，適用しない。

附　則（令和 3 年 9 月 24 日規則第 89 号）

この規則は，令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

# 倉敷市屋外広告物条例施行規則別表

別表第1（第5条関係）

適用除外の基準

1　公益的施設等への寄贈者名等表示広告の禁止地域，禁止物件及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区分 | 条例第6条第1項第4号の基準 | |
|---|---|---|
| | 禁止地域 | 許可地域 |
| 個　　数 | 1個 | |
| 表示面積 | 表示の方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の10分の1以下かつ0.5㎡以下 | |
| 色　　彩 | 地色は，けばけばしい色を使用していないこと。 | 特に定めない。 |
| 表示方法 | 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | |

備考　この表に掲げる基準のほか，別表第2の一般基準を満たすこと。

2　自家広告及び管理広告の景観地区における適用除外・許可不要基準

| 区分 | 条例第6条第2項第1号及び第2号の基準 | |
|---|---|---|
| | 伝統的建造物群保存地区 | 伝統的建造物群保存地区以外の景観地区 |
| 表示原則 | 1　歴史的景観（伝統的な建築様式による建築物，工作物，遺跡等が周囲の自然環境と一体となって形成されている景観をいう。以下この表において同じ。）を害さないものであること。<br>2　位置，規模，形態，意匠及び色彩が，伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわないものであること。 | |
| 1事業所当たりの表示合計面積 | 3㎡以下 | 5㎡以下 |
| 上記表示合計面積に含めないことができるもの | 1　位置，規模，形態，意匠，素材及び色彩が，伝統的な建築様式による建築物と調和し，歴史的景観の保全に寄与すると認めるものの表示面積<br>2　その他市長が特に適当と認めるものの表示面積 | |
| 設置場所 | 1　建物の1階部分の壁面<br>2　建物の1階部分の屋根上<br>3　建物の2階部分の軒の高さを超えないこと。<br>4　敷地の外に突き出さないこと。 | |
| 1事業所当たりの屋上広告物の個数 | 1個（1階部分の屋根上に限る。） | |
| 1事業所当たりの突出し広告物の個数 | 1個（1階部分の壁面に限る。） | |
| 1壁面の利用割合限度 | 1　2分の1以下<br>2　1の建物に複数の事業所があるため，当該建物に事業所ごとの広告物を設置しようとする場合は，広告物の面積の合計が前項に規定する基準に適合するものであること。 | |

| | |
|---|---|
| 色　　彩 | 1　伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわない色を原則とし，つやの無いものであること。<br>2　地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。<br>3　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。<br>4　図柄又は文字等が，刺激的な配色となっていないこと。 |
| 表示方法 | 1　屋上広告物の文字は，漢字及び平仮名で表記された日本語を原則とすること。<br>2　材質は，伝統的な建築様式による建築物の特性を損なわないものとすること。<br>3　伝統的な形態又は意匠によるものを除き，照明を使用しないこと。<br>4　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |

備考　この表に掲げる基準のほか，この表に定めのない基準については，別表第2の一般基準及び第1種許可地域の許可基準を満たすこと。

3　自家広告の禁止地域（景観地区を除く。）及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区分 | 条例第6条第2項第1号の基準 | |
|---|---|---|
| | 禁止地域（景観地区を除く。） | 許可地域 |
| 1事業所当たりの表示合計面積 | 5㎡以下 | 10㎡以下 |
| 設置場所 | 1　建物(屋上を除く。)又は敷地内<br>2　敷地の外に突き出さないこと。 | |
| 1事業所当たりの突出し広告物の個数 | 1個 | 3個以下 |
| 1壁面の利用割合限度 | 2分の1以下 | |
| 色　　彩 | 1　地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。<br>2　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 | 特に定めない。 |
| 表示方法 | 1　ネオン管を使用していないこと。<br>2　照明は点滅しないこと。<br>3　回転灯を使用していないこと。<br>4　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | 特に定めない。 |

備考

1　条例第3条第1項第14号の規定のみにより禁止地域とされた学校及び病院については，右欄の基準を適用する。

2　この表に掲げる基準のほか，この表に定めのない基準については，別表第2の許可基準（禁止地域にあっては，第1種許可地域の基準）を満たすこと。

4　管理広告の禁止地域（景観地区を除く。）及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区分 | | 条例第6条第2項第2号の基準 | |
|---|---|---|---|
| | | 禁止地域（景観地区を除く。） | 許可地域 |
| 土地又は建築物の管理のために必要な広告物 | 表示合計面積 | 5㎡以下 | 10㎡以下 |
| | 設置場所 | 1　建物（屋上を除く。）又は敷地内<br>2　敷地の外に突き出さないこと。 | |
| | 広告物等の上端の地上からの高さ | 3m以下。ただし，建築物等の壁面に表示するものについては，この限りでない。 | |
| 工作物その他の物件の管理のために必要な広告物 | 表示面積 | 表示の方向から見た場合における工作物その他の物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の5分の1以下かつ5㎡以下 | 表示の方向から見た場合における工作物その他の物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の5分の1以下かつ10㎡以下 |
| （共通） | 個　　数 | 1個 | 2個以下 |
| | 色　　彩 | 1　地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。<br>2　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 | 特に定めない。 |
| | | 危害防止のためのものについては，この限りでない。 | |
| | 表示方法 | 1　ネオン管を使用していないこと。<br>2　照明は，点滅しないこと。<br>3　回転灯を使用していないこと。<br>4　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | 特に定めない。 |
| | | 危害防止のためのものについては，この限りでない。 | |

備考　この表に掲げる基準のほか，別表第2の一般基準を満たすこと。

5　冠婚葬祭，祭礼等一時的広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区分 | 条例第6条第2項第3号の基準 |
|---|---|
| | 禁止地域，許可地域 |
| 表示期間 | 2週間以内（市長が特にやむを得ないと認めるときは，1箇月以内で市長が定める期間） |

6　講演会等会場敷地内広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区分 | 条例第6条第2項第4号の基準<br>禁止地域・許可地域 |
|---|---|
| 広告物等の種類 | 屋上広告物以外の広告物等であること。 |
| 表示内容 | 催物の名称，開催期日，開催内容，主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示するものであること。 |
| 表示期間 | 開催される日の5日前から終了する日まで |
| 表示方法 | 広告旗は，道路の路肩から5m以内に設置する場合には，相互の間隔を5m以上とすること。ただし，設置本数が3本以下の場合は，この限りでない。 |

7　自家広告の禁止地域（景観地区を除く。）における適用除外・許可基準

| 区分 | 条例第6条第4項第1号の基準<br>禁止地域（景観地区を除く。） |
|---|---|
| 1事業所当たりの表示合計面積 | 10㎡以下 |
| 設置場所 | 1　建物（屋上を除く。）又は敷地内<br>2　敷地の外に突き出さないこと。 |
| 1壁面の利用割合限度 | 2分の1以下 |
| 色　　彩 | 1　地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。<br>2　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 |
| 表示方法 | 1　ネオン管を使用していないこと。<br>2　照明は，点滅しないこと。<br>3　回転灯を使用していないこと。<br>4　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |

備考

1　条例第3条第1項第14号の規定のみにより禁止地域とされた学校及び病院については，別表第2の許可基準を適用する。

2　この表に掲げる基準のほか，この表に定めない基準については，別表第2の第1種許可地域の基準を満たすこと（備考1に該当する広告物等を除く。）。

8　道標，案内図板等の禁止地域における適用除外・許可基準

| 区分 | | 条例第6条第4項第2号の基準 |
|---|---|---|
| | | 禁止地域 |
| 近隣店舗等案内広告 | 表示内容等 | 1　禁止地域及び禁止地域から1㎞m以内の区域内にある店舗，工場，事業所等の案内誘導を目的とするもので，当該店舗，工場，事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合で，良好な景観又は風致を害さないときに限る。<br>2　名称，事業内容，方向，距離等の案内誘導に必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。 |
| | 表示面積 | 一方の面0.5㎡以下かつ1㎡以下 |
| | 表示面積（集合広告の場合に限る。） | 一方の面1㎡以下かつ2㎡以下 |
| | 個　　数 | 当該禁止地域につき2個以下 |
| | 形　　状 | 長方形 |
| その他の道標，案内図板等 | 表示面積 | 2㎡以下 |
| | 寄贈者名等の表示割合 | 1面の10分の1以下 |
| | 表示内容 | 商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。 |
| （共通） | 上端の高さ | 道路面から3m以下 |
| | 色　　彩 | 1　地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。<br>2　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 |
| | 表示方法 | 1　ネオン管を使用していないこと。<br>2　照明は，点滅しないこと。<br>3　回転灯を使用していないこと。<br>4　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |

備考　この表に掲げる基準のほか，別表第2の一般基準を満たすこと。

9　自家広告の禁止物件における適用除外基準

| 区分 | | 条例第6条第5項第1号の基準 | |
|---|---|---|---|
| | | 禁止地域 | 許可地域 |
| 石垣及び擁壁の類 | 表示面積 | 禁止 | 1壁面の4分の1以下かつ30㎡以下 |
| 送電塔，送受信塔及び照明塔の類 | 表示面積 | 2㎡以下 | 10㎡以下 |
| 煙突，ガスタンク，水道タンクその他タンクの類 | 表示面積 | 垂直断面の4分の1以下かつ5㎡以下（伝統的建造物群保存地区は，3㎡以下） | 垂直断面の4分の1以下 |

10　政治団体のはり紙，はり札等，広告旗及び立看板等の許可地域における許可不要基準

| 区分 | | 条例第6条第7項の基準<br>許可地域 |
|---|---|---|
| はり紙及びはり札等 | 表示面積 | 1㎡以下 |
| | 表示方法 | 糊ばりをしないこと |
| 広告旗 | 規　　格 | 縦2m以下かつ横1m以下 |
| | 表示場所 | 1　建物敷地内に限る。<br>2　道路の路肩から5m以内に設置する場合は，相互の間隔を5m以上とすること。ただし，設置する本数が3本以下の場合は，この限りでない。 |
| 立看板等 | 規　　格 | 縦2m以下かつ横1m以下で，脚部の長さ0.5m以下 |
| （共通） | 表示内容 | 1　表示期間の始期及び終期を明示していること。<br>2　表示者又は管理者の氏名及びその連絡先を明示していること。 |
| | 表示期間 | 1月以内 |

備考　この表に掲げる基準のほか，別表第2の一般基準を満たすこと。

別表第2（第10条，別表第1関係）

許可基準

1　一般基準

(1)　周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあっては，当該建造物又は景観を遮へいすることなく，かつ，周囲の景観に調和していること。

(2)　裏面，側面及び脚部は，原則として塗装その他の装飾により良好な景観を整えたものであること。

(3)　ネオン管その他の照明を使用する広告物等は，昼間においても良好な景観又は風致を害さないこと。

2　第１種許可地域共通許可基準

| 区域 | 共通許可基準 |
|---|---|
| 第1種許可地域全域 | 1　ネオン管その他の広告物等の照明は，点滅しないこと。<br>2　回転灯を使用していないこと。<br>3　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |

3　新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準

| 区域 | 共通許可基準 |
|---|---|
| 高速道路又は県道鷲羽山公園線（旧鷲羽山有料道路の区間に限る。）から展望することができる両側各100m以内の区域 | 1　ネオン管その他の広告物の照明は，点滅しないこと。<br>2　回転灯を使用していないこと。<br>3　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |
| 1　山陽新幹線又は高速道路から展望することができる両側各500m以内の区域（第3種許可地域を除く。）<br>2　県道鷲羽山公園線（旧鷲羽山有料道路の区間に限る。）から展望することができる両側各100m以内の区域（第3種許可地域を除く。） | 建物利用広告物及び建物敷地内広告物を表示し，又は設置してはならない。ただし，次に掲げる広告物等又は地域については，この限りでない。<br>1　自家広告（自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場に表示する広告物等をいう。以下同じ。）<br>2　商工業系用途地域（近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域をいう。以下同じ。）<br>3　山陽新幹線又は高速道路等から全く展望することができない壁面（建築物の壁面及び屋上構造物（階段室，昇降機塔，物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。）の壁面に限る。）に表示する広告物等 |

備考　この表において「高速道路」とは，山陽自動車道及び瀬戸中央自動車道（国道30号）をいう。

4　広告物等の種類ごとの基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">広告物等の種類</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">許可基準</th></tr>
<tr><th>第1種許可地域</th><th>第2種許可地域</th><th>第3種許可地域</th></tr>
<tr><td rowspan="4">建物利用広告物</td><td rowspan="4">屋上広告物</td><td>許可する地域</td><td>禁止</td><td>全域。ただし，新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。</td><td>全域</td></tr>
<tr><td>表示面積</td><td>禁止</td><td>60㎡以下</td><td>特に定めない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広告物等の上端の地上からの高さ</td><td>禁止</td><td>46m以下</td><td>51m以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">自己の氏名，名称，店名若しくは商標又はビル名を表示するため，自己の住所若しくは事業所，営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で，次の要件に該当するものについては，高さの限度を超えて表示することができる。<br>1　屋上構造物の壁面に文字，数字又は商標を縦3m以下の箱文字により表示していること。<br>2　ネオン管を使用していないこと。<br>3　広告物等の照明は，点滅しないこと。<br>4　高さの限度を超えて表示する広告物が1壁面に1個であること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">建物利用広告物</td><td rowspan="3">屋上広告物</td><td>広告物等の高さ</td><td colspan="2">禁止</td><td>地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下かつ20m以下</td></tr>
<tr><td colspan="4">屋上構造物の上に設置する場合は，屋上構造物の高さは，地上から広告物等を設置する箇所までの高さに含めず，広告物等の高さに含めるものとする。ただし，屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合で，屋上構造物の壁面の延長面から突き出していないときは，この限りでない。</td></tr>
<tr><td>表示方法等</td><td colspan="4">1　建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面から突き出さないこと。<br>2　支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等により遮へいしていること。<br>3　屋上構造物に設置する場合で，屋上構造物の壁面の延長面から突き出すときは，突き出た部分と屋上との間をルーバー等により遮へいしていること。<br>4　屋根に直接描出し，又は広告物等の裏面全部を屋根に密着させるものについては，壁面広告物の基準も満たすこと。</td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="4">木造建築物の屋上には表示し，又は設置しないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">建物利用広告物</td><td rowspan="5">突出し広告物</td><td>広告物等の上端の地上からの高さ</td><td>10m以下</td><td>46m以下</td><td>51m以下</td></tr>
<tr><td>個　　数</td><td colspan="3">1壁面に2列以下。1方の面が0.5㎡以下のものについては，この限りでない。</td></tr>
<tr><td>壁面からの出幅</td><td colspan="3">1　1.5m以下であること。<br>2　同じ列に設置するものは，その出幅が同じであること。<br>3　道路上に突き出す場合は，道路の境界線から0.6m（歩道上にあっては，1m）未満であること。</td></tr>
<tr><td>道路面からの広告物等の下端の高さ</td><td colspan="3">歩道上にあっては2.5m以上，歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5m以上</td></tr>
<tr><td>その他の表示方法</td><td colspan="3">1　建築物の上端から突き出さないこと。<br>2　交通信号機から距離が10m以下の場合にあっては，ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず，かつ，照明は点滅しないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">壁面広告物</td><td>1壁面の利用割合限度(1壁面の面積)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>100㎡未満</td><td>4分の1以下</td><td>3分の1以下</td><td>2分の1以下</td></tr>
<tr><td>100㎡以上200㎡未満</td><td>5分の1以下<br>又は25㎡以下</td><td>4分の1以下<br>又は34㎡以下</td><td>3分の1以下<br>又は50㎡以下</td></tr>
<tr><td>200㎡以上</td><td>6分の1以下<br>又は40㎡以下</td><td>5分の1以下<br>又は50㎡以下</td><td>4分の1以下<br>又は67㎡以下</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="11">建物利用広告物</td><td rowspan="4">壁面広告物</td><td rowspan="2">広告物等の上端の地上からの高さ</td><td>10m以下</td><td>46m以下</td><td>51m以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">自己の氏名，名称，店名若しくは商標又はビル名を表示するため，自己の住所若しくは事業所，営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で，次の要件に該当するものについては，高さの限度を超えて表示することができる。<br>1　壁面に文字，数字又は商標を縦3m以下の箱文字により表示していること。<br>2　ネオン管を使用していないこと。<br>3　広告物等の照明は，点滅しないこと。<br>4　高さの限度を超えて表示する広告物等が1壁面につき1個であること。</td></tr>
<tr><td>個　　数</td><td colspan="3">意匠及び広告文が同一のものは，1壁面に1個であること。</td></tr>
<tr><td>表示方法</td><td colspan="3">1　壁面の上端及び側端から突き出さないこと。<br>2　窓その他の開口部をふさがないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">壁面利用懸垂幕</td><td rowspan="2">1壁面に表示することができる個数</td><td>1個</td><td>2個以下</td><td>4個以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">意匠及び広告文が同一であるものは，1個であること。</td></tr>
<tr><td>規　　格</td><td>長さ10m以下，<br>幅2m以下</td><td colspan="2">長さ15m以下，幅2m以下</td></tr>
<tr><td>表示方法</td><td colspan="3">1壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは，壁面広告物の基準を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>許可期間</td><td colspan="3">1箇月以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">懸垂幕掲出装置</td><td>表示内容等</td><td colspan="3">自己の店舗，事業所等の建築物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。</td></tr>
<tr><td>表示方法</td><td colspan="3">1壁面に表示することができる個数，規格，1壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは，壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">建物敷地内広告物</td><td rowspan="2">広告板<br>広告塔</td><td>表示面積（集合広告の場合を含む。）</td><td>一方の面5㎡以下<br>かつ10㎡以下</td><td>一方の面25㎡以下<br>かつ50㎡以下</td><td>一方の面35㎡以下<br>かつ70㎡以下</td></tr>
<tr><td>高　　さ</td><td>6m以下</td><td>10m以下</td><td>15m以下</td></tr>
<tr><td>垣･塀<br>広告物</td><td>表示方法</td><td colspan="3">1　壁面の上端及び側端から突き出さないこと。<br>2　突出し広告物及び壁面広告物の基準を満たすこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">のぼり<br>・旗</td><td>設置場所</td><td colspan="3">道路の路肩から5m以内に設置する場合は，相互の間隔を5m以上とすること。ただし，設置する本数が3本以下の場合は，この限りでない。</td></tr>
<tr><td>許可期間</td><td colspan="3">1箇月以内</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（共通）</td><td rowspan="2">色　　彩</td><td colspan="3">1　地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。<br>2　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">自家広告，商業地域及び広告旗については，この限りでない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">表示方法</td><td colspan="3">1　ネオン管その他の広告物等の照明は，点滅しないこと。<br>2　回転灯を使用していないこと。<br>3　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">自家広告，商業地域及び広告旗については，この限りでない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9" colspan="2">野立広告物</td><td>許可する地域</td><td>禁止</td><td>商工業系用途地域に限る。</td><td>全域</td></tr>
<tr><td>表示面積(集合広告の場合を含む。)</td><td colspan="3">一方の面が25㎡以下かつ50㎡以下</td></tr>
<tr><td>広告物等の高さ</td><td colspan="3">10m以下</td></tr>
<tr><td>道路からの後退距離</td><td colspan="3">2m以上。ただし，商業地域については，この限りでない。</td></tr>
<tr><td>野立広告物間の距離</td><td colspan="3">5m以上。ただし，商業地域については，この限りでない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">色　　彩</td><td colspan="3">1　地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。<br>2　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">商業地域及び広告旗については，この限りでない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">表示方法</td><td colspan="3">1　ネオン管その他の広告物等の照明は，点滅しないこと。<br>2　回転灯を使用していないこと。<br>3　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">商業地域及び広告旗については，この限りでない。</td></tr>
<tr><td>許可期間</td><td colspan="3">広告旗については，1箇月以内</td></tr>
<tr><td rowspan="13">道標・案内図板等</td><td rowspan="4">近隣店舗等案内広告</td><td>表示内容等</td><td colspan="3">1　近隣（本市又は本市に隣接する市町村の区域をいう。）の店舗，工場，事業所等の案内誘導を目的とするもので，当該店舗，工場，事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合に限る。<br>2　名称，事業内容，方向，距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。</td></tr>
<tr><td>形　　状</td><td colspan="3">長方形</td></tr>
<tr><td>表示面積</td><td>一方の面0.5㎡以下<br>かつ1㎡以下</td><td>一方の面1㎡以下<br>かつ2㎡以下</td><td>一方の面2㎡以下<br>かつ4㎡以下</td></tr>
<tr><td>表示面積(集合広告の場合に限る。)</td><td>一方の面1㎡以下<br>かつ2㎡以下</td><td>一方の面2㎡以下<br>かつ4㎡以下</td><td>一方の面3㎡以下<br>かつ6㎡以下</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の道標・案内図板等</td><td>表示面積</td><td>4㎡以下</td><td colspan="2">6㎡以下</td></tr>
<tr><td>寄贈者名等の表示割合</td><td colspan="3">1面の10分の1以下</td></tr>
<tr><td>表示内容</td><td colspan="3">商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">（共通）</td><td>上端の高さ</td><td colspan="3">道路面から3m以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">色　　彩</td><td colspan="3">1　地色は，けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。<br>2　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">商業地域については，この限りでない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">表示方法</td><td colspan="3">1　ネオン管その他の広告物等の照明は，点滅しないこと。<br>2　回転灯を使用していないこと。<br>3　蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">商業地域については，この限りでない。</td></tr>
</table>

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| はり紙及びはり札等 | | 表示内容 | 政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。 | 制限なし |
| | | 表示面積 | 1㎡以下 | |
| | | 表示方法 | はり紙及び糊（のり）ばりをしないこと。 | |
| | | 許可期間 | 1箇月（政治活動のために表示するものにあっては，3箇月）以内 | |
| 立看板等 | | 表示内容 | 政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。 | 制限なし |
| | | 規　　格 | 縦2m以下，横1m以下，脚部の長さ0.5m以下 | |
| | | 許可期間 | 1箇月以内 | |
| 電柱類広告物 | 袖付け | 個　　数 | 1本につき1個 | |
| | | 規　　格 | 縦1.2m以下，横0.5m以下 | |
| | | 下端の高さ | 歩道上又は道路上以外の場所にあっては2.5m以上，歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5m以上 | |
| | | 表示方法 | 歩車道の区別のある道路にあっては，車道上に突き出さないこと。 | |
| | 巻付け（共通） | 個　　数 | 1本につき1個。1㎡以下で2枚に分けて表示することができる。 | |
| | | 規　　格 | 上下幅1.5m以下 | |
| | | 下端の高さ | 1.2m以上2m以下 | |
| | | 許可する地域 | 禁止 | 全域 |
| | | 設置場所 | 交差点から10m以上離れていること。 | |
| | | 材　　料 | 木製，金属製その他これらに類するものに限る。 | |
| | | 色　　彩 | 1　地色は，彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。<br>2　文字その他の図柄の色は，けばけばしい色（赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。<br>3　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。<br>4　使用する色が3色（無彩色を含む。）以下であること。 | |
| | | 表示方法 | 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | |
| 標識利用広告物 | 停留所標識利用広告物 | 個　　数 | 1個 | |
| | | 規　　格 | 縦0.45m以下，横0.45m以下 | |
| | | 色　　彩 | 1　地色は，白色であること。<br>2　文字その他の図柄の色は，けばけばしい色（赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。<br>3　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。<br>4　使用する色が3色（無彩色を含む。）以下であること。 | |
| | 消火栓標識利用広告物 | 許可する地域 | 禁止 | 全域 |
| | | 種類及び個数 | 袖付け1個 | |
| | | 規　　格 | 縦0.4m以下，横0.8m以下 | |
| | | 下端の高さ | 歩道上又は道路上以外の場所にあっては2.5m以上，歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては，4.5m以上 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 標識利用広告物 | 消火栓標識利用広告物 | 色　　彩 | 1　地色は，彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。<br>2　文字その他の図柄の色は，けばけばしい色（赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）を使用していないこと。<br>3　表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。<br>4　使用する色が3色（無彩色を含む。）以下であること。 | |
| | （共通） | 表示方法 | 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | |
| 車体広告物（路線バスの車体を利用する広告物） | 全面広告 | 色　　彩 | 地色及び表示面積の2分の1を超えて，けばけばしい色（赤，黄赤，黄，紫及び赤紫の色に限る。）及び暗色を使用していないこと。 | |
| | | 表示方法 | 前面，屋根及び窓，ドア等のガラス部分に表示しないこと。 | |
| | その他広告 | 1車体の表示合計面積 | 3.6㎡以下 | |
| | | 個　　数 | 前後面各1個，側面各2個以下 | |
| | | 規　　格 | 縦0.6m以下，横3.0m以下 | |
| | | 表示方法 | 窓の下端より上に表示しないこと。 | |
| | （共通） | 表示方法 | 蛍光，発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | |
| 横断幕 | | 許可する地域 | 禁止 | 全域 |
| | | 下端の高さ | 地上から4.5m以上 | |
| | | 設置場所 | 幅9m以下の道路 | |
| | | 表示内容 | 公共的な目的のものに限る。 | |
| | | 許可期間 | 2週間以内 | |
| アーチ | | 許可する地域 | 禁止 | 全域 |
| | | 下端の高さ | 地上から4.5m以上 | |
| | | 設置場所 | 幅9m以下の道路 | |
| | | 表示内容 | 町名，商店街名その他これらに類するものに限る。 | |
| アドバルーン | | 許可する地域 | 禁止 | 全域 |
| | | 規格等 | 1　気球は，倉敷市火災予防条例（昭和48年倉敷市条例第68号）に規定する規格及び基準に適合し，直径3m以下，高度45m以下のものであること。<br>2　広告物は，縦15m以下の鋼網に布片で表示し，主網に十分連結すること。 | |
| | | 許可期間 | 1箇月以内 | |

別表第3（第13条関係）

総表示面積の規制基準

| 区域 | 条例第13条の基準 |
|---|---|
| 禁止地域及び許可地域 | 建築物に表示し，又は設置する広告物等（建物利用広告物に限る。）の総表示面積は，当該建築物の総壁面面積（壁面のうち，地上から51mまでの高さの壁面の面積の合計をいう。）の2分の1以下であること。 |

# 屋外広告物の禁止地域，許可地域及び許可地域の種別指定告示

# 屋外広告物の禁止地域，許可地域及び許可地域の種別の指定告示

（平成 14 年 3 月 29 日　倉敷市告示第 162 号）

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 3 条第 1 項及び第 5 条第 2 項並びに倉敷市屋外広告物条例施行規則（平成 14 年倉敷市規則第 48 号）第 3 条第 1 項の規定により，屋外広告物の禁止地域，許可地域及び許可地域の種別を次のとおり指定し，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

## 屋外広告物の禁止地域，許可地域及び許可地域の種別の指定

### 1　禁止地域

次に掲げる区域を禁止地域に指定する。

(1)　条例第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定による指定

文化財指定建造物から 20 メートル以内の区域とする。ただし，塀，垣，道路，水路等で囲われている場合であって，建造物から 20 メートルを超えている敷地もその区域とする。

(2)　条例第 3 条第 1 項第 9 号の規定による指定

別表第 1 左欄に掲げる道路の同表右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各 100 メートル以内の区域

(3)　条例第 3 条第 1 項第 13 号の規定による指定

中庄駅北広場，中庄駅南広場，倉敷駅前広場，倉敷駅北広場，新倉敷駅前広場，新倉敷駅北広場，茶屋町駅前広場，児島駅前広場，水島駅前広場及び栄駅前広場

### 2　第 1 種許可地域

次に掲げる区域を第 1 種許可地域に指定する。

(1)　都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域の全域

### 3　第 2 種許可地域

次に掲げる区域(第 1 種許可地域を除く。)を第 2 種許可地域に指定する。

(1)　別表第2山陽自動車道及び瀬戸中央自動車道(国道30号)の項のそれぞれ右欄に掲げる区間の本線車道から展望することができる本線車道の両側各500メートル以内の区域

(2)　別表第2山陽新幹線の項の右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各500メートル以内の区域

(3)　前2号に掲げるものを除き，別表第2左欄に掲げる道路又は鉄道の同表右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各100メートル以内の区域

別表第1

| 道路 | 禁止地域 | |
|---|---|---|
| | 始点 | 終点 |
| 瀬戸中央自動車道<br>(国道30号) | 亀山高架橋南端<br>(亀山地内) | 県道玉野福田線との交差点<br>(曽原地内) |
| | 正面山トンネル北入口より500m北の地点<br>(福江地内) | 香川県境<br>(下津井田之浦1丁目地内) |
| (都)金光船穂倉敷線 | 字境<br>(玉島長尾地内) | 市域境<br>(玉島道越地内) |
| | 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。 | |
| (都)船倉曽原線 | 倉敷川右岸<br>(新田地内) | 県道玉野福田線との交差点<br>(曽原地内) |
| | 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。 | |

(注) 令和2年4月20日　倉敷市公告第266号

「金光船穂倉敷線」は「大内船穂道口線」に名称変更

別表第 2

| 道路又は鉄道 | 第 2 種許可地域 | |
|---|---|---|
| | 始点 | 終点 |
| 山陽自動車道 | 市域境<br>(矢部地内) | 市域境<br>(玉島道口地内) |
| | | 市域境<br>(鳥羽地内) |
| 瀬戸中央自動車道<br>(国道 30 号) | 市域境<br>(西田地内) | 香川県境<br>(下津井田之浦 1 丁目地内) |
| 国道 2 号 | 市域境<br>(西田地内) | 市域境<br>(玉島阿賀崎地内) |
| | 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。 | |
| 国道 429 号 | 国道 2 号との交差点<br>(玉島阿賀崎地内) | 国道 2 号との交差点<br>(中島地内) |
| | 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。 | |
| | 山陽自動車道との交差点<br>(西坂地内) | 市域境<br>(西坂地内) |
| 国道 430 号 | 市道王子ヶ岳登山道との交差点<br>(児島唐琴 3 丁目地内) | 市域境<br>(児島唐琴町地内) |
| 県道岡山児島線 | 市道石の塔線との交差点<br>(大畠 2 丁目地内) | 瀬戸中央自動車道との交差点<br>(菰池 2 丁目地内) |
| 県道鷲羽山公園線 | 県道岡山児島線との交差点<br>(下津井田之浦地内) | 県道玉野福田線との交差点<br>(広江 6 丁目地内) |
| 県道早島松島線 | 市域境<br>(鳥羽地内) | 山陽本線との交差点<br>(鳥羽地内) |
| 市道王子ヶ岳登山道 | 国道 430 号との交差点<br>(児島唐琴 3 丁目地内) | 市域境<br>(児島唐琴 3 丁目地内) |
| 山陽新幹線 | 市域境<br>(日畑地内) | 字境<br>(玉島長尾地先) |
| | 道口川右岸<br>(玉島道越地内) | 市域境<br>(玉島道越地内) |
| 山陽本線 | 道口川右岸<br>(玉島道越地内) | 市域境<br>(玉島道越地内) |
| | 字境<br>(片島町地内)<br>高梁川 | 字境<br>(玉島長尾地内) |
| 宇野線 | 市域境<br>(茶屋町早沖地内) | 市域境<br>(藤戸町藤戸地内) |
| 伯備線 | 県道倉敷清音線との交差点<br>(青江地内) | 市域境<br>(酒津地内) |
| 本四備讃線 | 茶屋町駅<br>(茶屋町地内) | 市域境<br>(藤戸町藤戸地内) |
| | 市域境<br>(木見地内) | 香川県境<br>(下津井田之浦 1 丁目地内) |

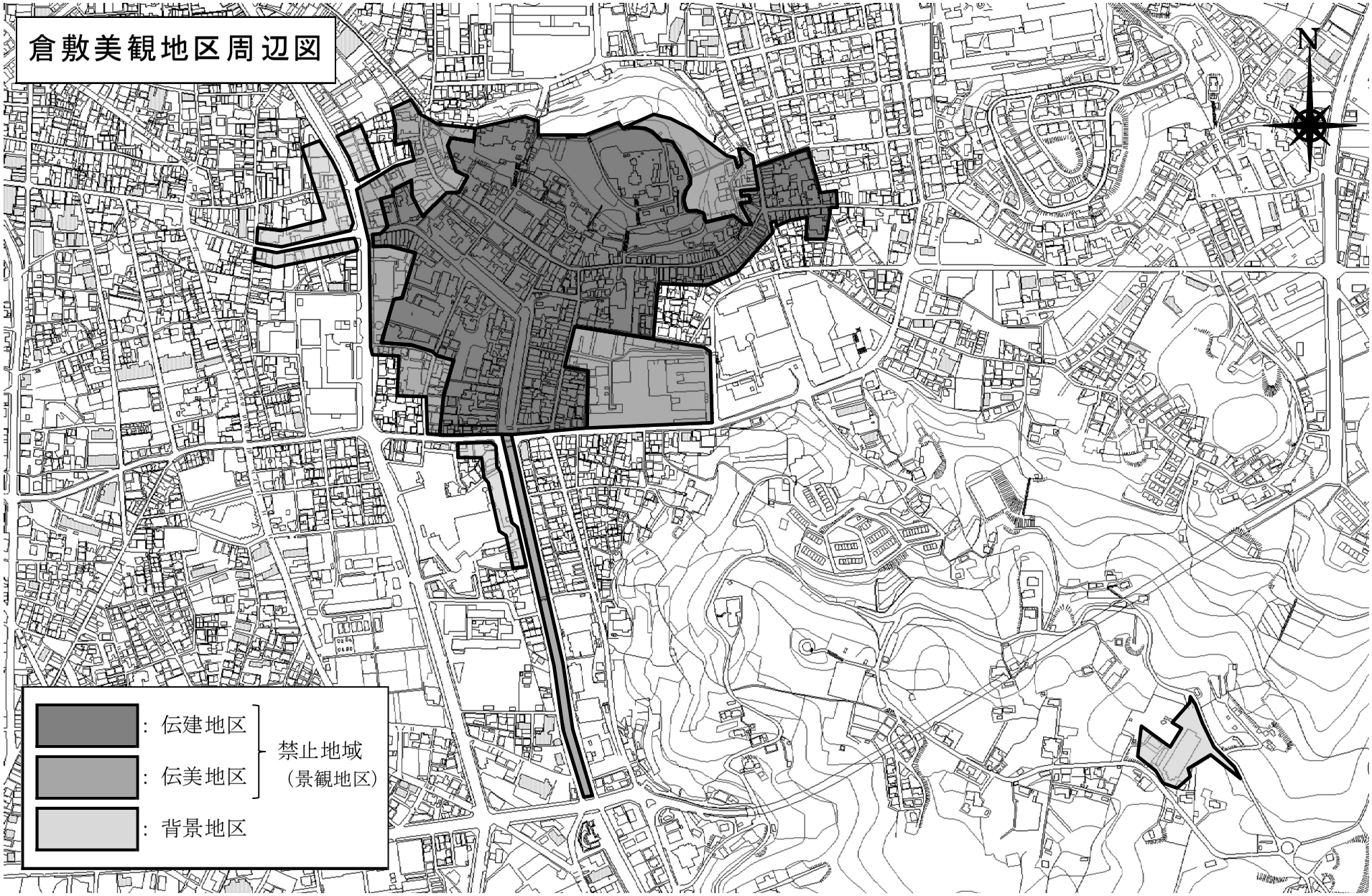
倉敷美観地区周辺図
N
：伝建地区
：伝美地区
禁止地域
（景観地区）
：背景地区

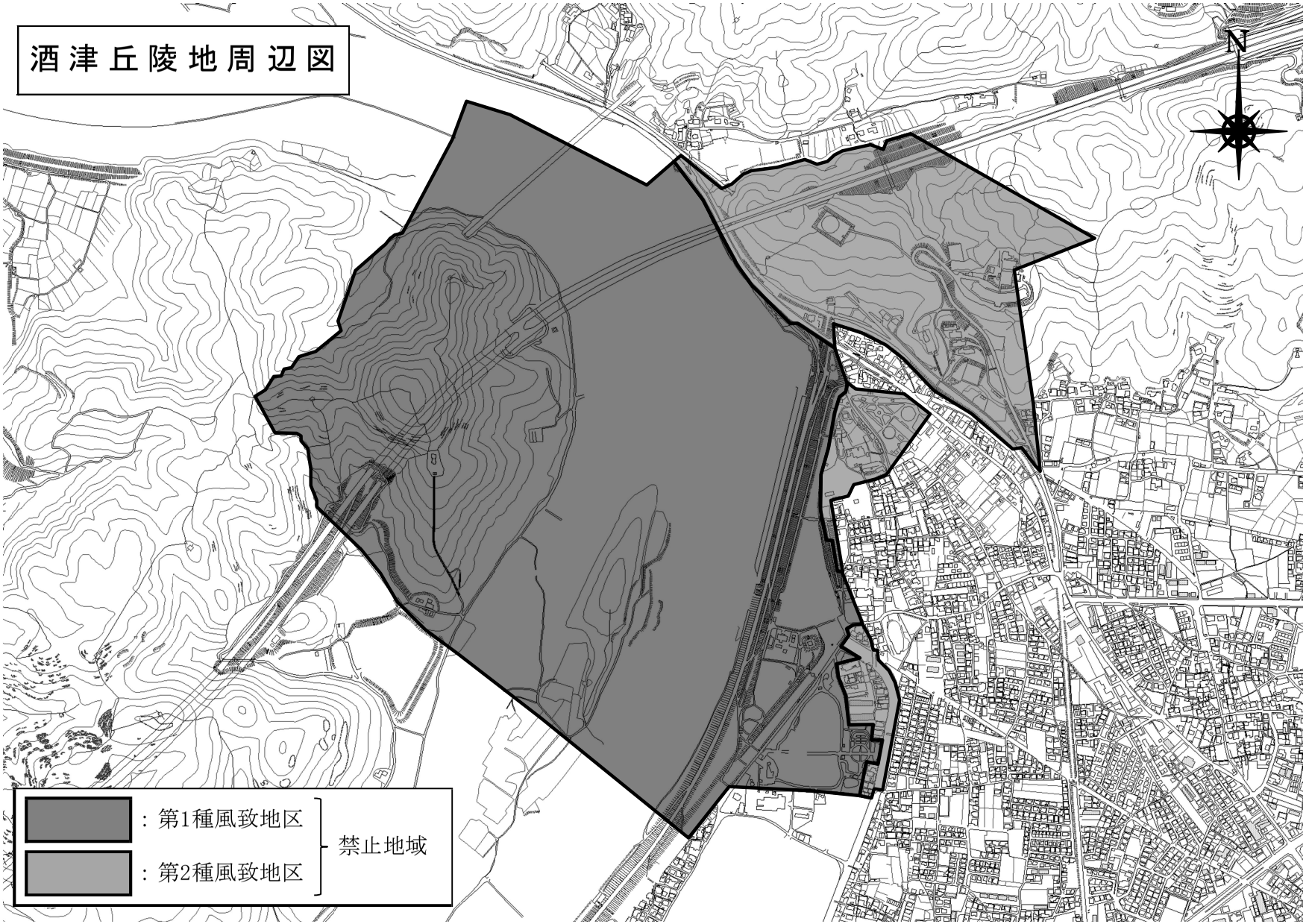
酒津丘陵地周辺図
N
：第1種風致地区
：第2種風致地区
禁止地域

# 屋外広告物モデル地区及びモデル地区掲出基準の指定告示

# 屋外広告物モデル地区及び
# モデル地区掲出基準の指定告示

（令和３年４月１日　倉敷市告示第196,197号）

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第27条第１項の規定によりモデル地区を指定し，第29条第１項の規定によりモデル地区掲出基準を定め，令和３年４月１日から施行する。

## 屋外広告物モデル地区及びモデル地区掲出基準の指定

### １　モデル地区の名称

倉敷駅周辺地区

### ２　モデル地区の区域

関係図書に定める　（※P148,149）

### ３　モデル地区掲出基準

関係図書に定める　（※P150～157）

# 1　屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の指定区域図

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号。以下「条例」という。）第 27 条の規定により、都市の良好な景観又は風致を維持するために、特に必要と認める地域として「倉敷駅周辺地区」を屋外広告物モデル地区（以下「モデル地区」という。）として、令和３年４月１日に指定します。この地区は、倉敷市の広域的な玄関口にふさわしい風格ある景観形成を目指しています。

なお、この地区指定の際、現に適法に表示又は設置されている広告物については、令和 13 年３月 31 日までは、現行基準（第３種許可地域の基準）で許可の更新をすることができます。

## （１）指定区域設定の考え方

ＪＲ倉敷駅と倉敷市中央駐車場は、歩行者の主要な交通拠点であり、ＪＲ倉敷駅南口駅前広場の敷地から倉敷川畔美観地区のアクセス主要動線である「倉敷中央通り」の白壁通り交差点までを指定区域とします。

指定区域は道路境界線等を基準線として、10ｍの範囲を設定します。敷地の一部が、この範囲に係る場合も対象となります。ただし、景観地区と重複する範囲は、景観地区を区域から除くものとします。（下図参照）

## （２）基準線から 10ｍの設定の考え方

沿道から容易に望見できる建築物の屋外広告物を対象とするため、沿道に面する敷地及び沿道に直接面しないが交差点の奥など、倉敷中央通りの歩道から容易に望見できる範囲として 10ｍを設定します。

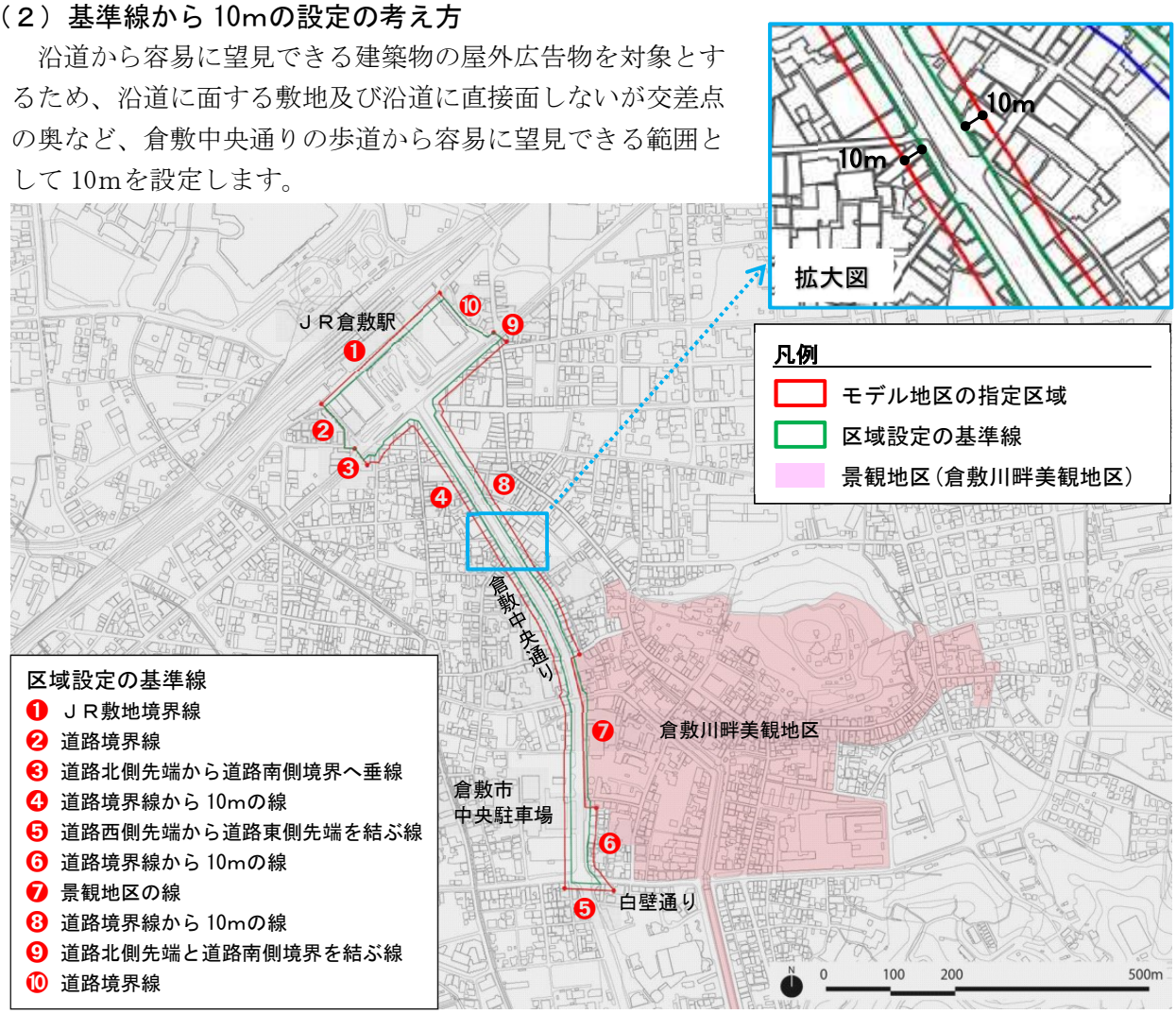


図　モデル地区の指定区域及び区域設定の基準線

### （３）モデル地区の掲出基準

条例に基づき、モデル地区の広告物及び掲出物件に関する基本方針及び掲出基準を定めます。

なお、条例による「禁止地域」の指定範囲及び基準はモデル地区の対象外とし、同様に、倉敷中央通りから見えない建築物の壁面もモデル地区の対象外として、第３種許可地域の基準を適用します。

### （４）モデル地区の地区区分

モデル地区の指定区域内において、「禁止地域」に指定されているＪＲ倉敷駅南口駅前広場を除く区域を対象に、歩行者の目線の高さに考慮した「Ａ地区」と「Ｂ地区」に区分します。

表　モデル地区内の屋外広告物条例に基づく地区区分

| 対象地 | 条例による地域 | モデル地区 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ❶　ＪＲ倉敷駅南口駅前広場 | **禁止地域** | — | モデル地区外 |
| ❷　ＪＲ倉敷駅南口駅前広場に面する東西の敷地 | 第３種許可地域 | **Ａ地区** | 歩行者の目線は、ペデストリアンデッキの高さであることを考慮した地区 |
| ❸　上記以外の地区 | | **Ｂ地区** | 歩行者の目線は、地上階であることを踏まえた地区 |

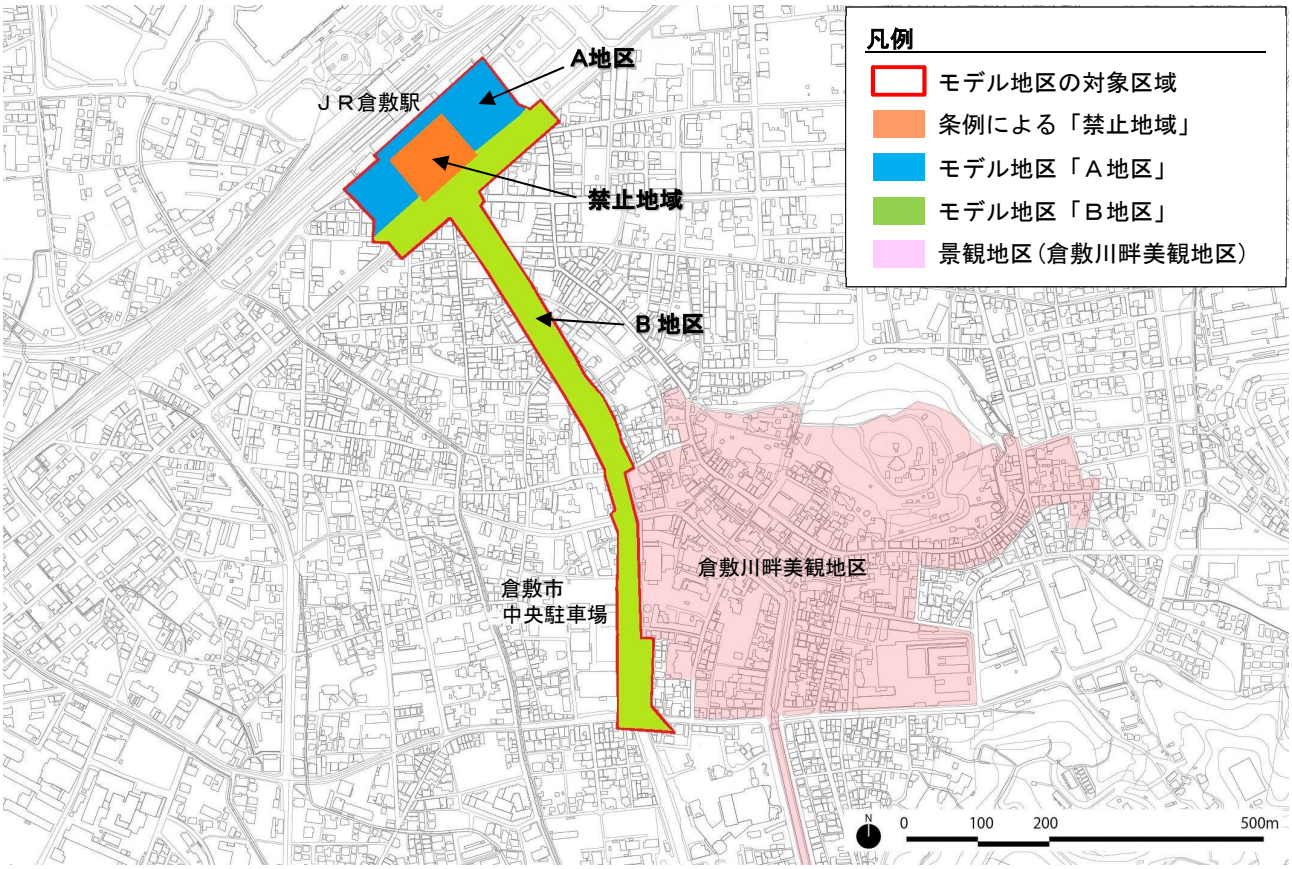

# ２　屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の基本方針

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 28 条の規定により、屋外広告物モデル地区である「倉敷駅周辺地区」における広告物及び掲出物件に関する基本方針を定めます。

## （１）基本方針

●倉敷の玄関口として風格ある景観形成を図るため、通りの見通しを印象付ける中高層部には、屋外広告物の掲出を限定させつつ、歩行者目線の低層部には、賑わいを感じさせる屋外広告物を掲出する。

●中高層部の屋外広告物は、自家広告を中心に建物と一体的なデザインとするとともに、建物のテナント情報は低層部に集約化して掲出し、落ち着いた色彩とすることで、歩行者から見た際のすっきりした景観形成を図る。

●低層部の屋外広告物は、沿道の店舗や事業者の情報について、壁面広告物や広告塔などの屋外広告物を積極的に掲出することにより、賑わいを生む色彩とすることで、歩いて楽しい景観形成を図る。

## （２）モデル地区内の許可制度

モデル地区の指定に伴い、条例による第３種許可地域の許可基準をモデル地区の掲出基準に置き換え、この許可制度の運用を令和３年４月１日より開始します。

なお、Ａ地区及びＢ地区の許可制度の概要は、下表に示すとおりです。

**表１　屋外広告物条例とモデル地区内の許可対象（１／２）**

| 種別 | 内容・項目 | 条　例<br>（第３種許可地域） | モデル地区 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | Ａ地区 | Ｂ地区 | |
| 共通基準 | 景観に係る定性基準 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| 総量規制 | 表示面積は壁面面積の 1／2 以下 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| 色彩規制 | 広告物の種類ごとに基準を設定 | 許可 | 許可 | 許可 | モデル地区独自の基準を設定<br>（現状は商業地域のため適用除外） |

**表２　屋外広告物条例とモデル地区内の許可対象（２／２）**

| 種別 | 内容・項目 | 条　例<br>（第３種許可地域） | モデル地区 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | A 地区 | B 地区 | |
| 広告物の種類ごとの許可基準 | A 屋上広告物 | 許可 | 許可 | **禁止** | |
| | B 突出し広告物 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| | C 壁面広告物 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| | D 壁面利用懸垂幕 | 許可 | 許可 | **禁止** | |
| | E 懸垂幕掲出装置 | 許可 | 許可 | **禁止** | |
| | F 建物敷地内広告 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| | G 野立広告物 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| | H 近隣店舗等案内広告 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| | I その他の道標案内板 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| | J はり紙、はり札等 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| | K 立看板等 | 許可 | 許可 | 許可 | A 地区：文化活動等に限る |
| | L 電柱類広告物 | 許可 | **禁止** | **禁止** | |
| | M 停留所標識利用広告 | 許可 | ― | ― | モデル地区内：非該当 |
| | N 消火栓標識利用広告 | 許可 | **禁止** | **禁止** | |
| | O 車体広告物<br>（路線バス） | 許可 | ― | ― | モデル地区内：非該当 |
| | P 横断幕 | 許可 | 許可 | 許可 | |
| | Q アーチ | 許可 | **禁止** | **禁止** | |
| | R アドバルーン | 許可 | 許可 | 許可 | |

# ３　屋外広告物モデル地区「倉敷駅周辺地区」の掲出基準

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 29 条の規定により、屋外広告物モデル地区である「倉敷駅周辺地区」の基本方針に基づき、モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置の基準を定めます。（※経過措置期間：P148 による）

## （１）共通基準

| | |
|---|---|
| 一般基準 | ア　周囲に優れた建造物又は景観があることなどにより、特に景観に配慮する必要がある地域にあっては、当該建造物又は景観を遮へいすることなく、かつ、周囲の景観に調和していること。 |
| | イ　裏面、側面及び脚部は、原則として塗装その他の装飾により、良好な景観を整えたものであること。 |
| | ウ　ネオン管その他の照明を使用する広告物等は、昼間においても良好な景観又は風致を害さないこと。 |

## （２）総量規制

| 区　域 | 総量規制の基準 |
|---|---|
| モデル地区 | 建築物に表示し、又は設置する広告物等（建物利用広告物に限る。）の総表示面積は、当該建築物の総壁面面積（壁面のうち、地上から 51ｍまでの高さの壁面の合計をいう。）の２分の１以下であること。 |

## （３）色彩規制

表示面積の２分の１以上は、下記の範囲内の色彩基準とします。なお、表示面積が１㎡以下の小規模な広告物については、派手すぎない淡い色彩表現のものであれば、周辺景観への影響に配慮した上で、下記以外の色彩を用いることができることとします。

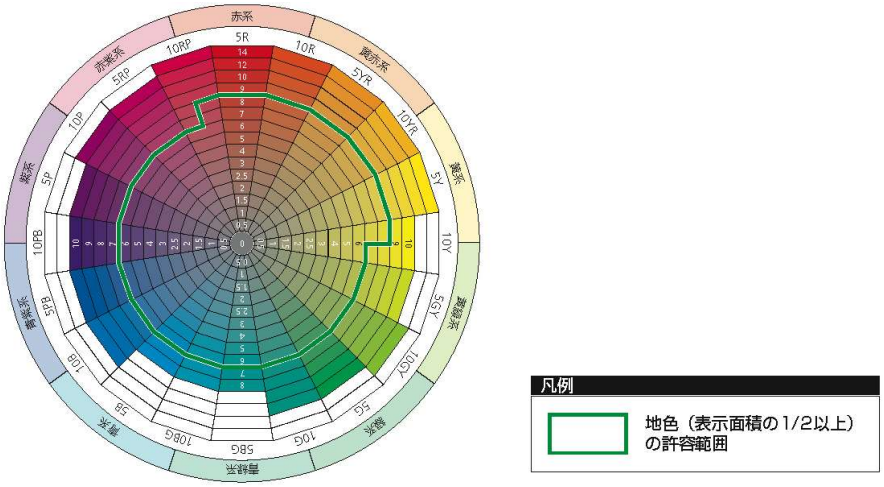


別表　色彩基準（マンセル値）

| 対象部位 | 色　相 | 明　度 | 彩　度 |
|---|---|---|---|
| 表示面積の２分の１以上（地色） | 暖色系の 10ＲＰ（０Ｒ）～10Ｙ（０ＧＹ）の場合 | 制限なし | ８以下 |
| | その他の場合 | | ６以下 |
| | 無彩色（白～黒） | | 使用可 |

### （４）広告物の種類ごとの許可基準

モデル地区の「Ａ地区」については、条例による許可基準を下表の掲出基準に置き換えるほかに、ペデストリアンデッキに面する全ての屋外広告物は、原則、都市景観審議会の議を経て許可することとなります。

なお、都市景観審議会は、奇数月第４火曜日の開催のため、２週間前に資料提出が必要です。

**表１　モデル地区「Ａ地区」の掲出基準**

| 種別 | | 許可・禁止 | 許可に伴う規定する基準の項目 |
|---|---|---|---|
| A 屋上広告物 | | 許可 | ①必要最小限の表示とすること。 |
| B 突出し広告物 | | 許可 | ①広告物の上端の高さは地上から 13m 以下とすること。 |
| | | | ②建築物の上端から突き出さないこと。 |
| | | | ③壁面からの出幅 1.5m 以下とすること。 |
| | | | ④道路面からの広告物の下端の高さは、歩道上では 2.5m 以上、歩車道の区分のない道路上又は車道上 4.5m 以上であること。 |
| | | | ⑤道路上に突き出す場合は、道路の境界線から 0.6m 未満（歩道上は 1.0m 未満）とすること。 |
| | | | ⑥1 事業所当たり 1 基とすること（道路に 2 面以上面する場合は、それぞれの面に 1 基）。 |
| | | | ⑦別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ⑧建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。 |
| C 壁面広告物 | | 許可 | ①広告物の上端の高さは地上から 13m 以下とすること。 |
| | | | ②１壁面（高さ 13m 以下の部分）の利用割合限度を満たすこと。<br>・100 ㎡未満：壁面の 1／2 以下<br>・100 ㎡以上 200 ㎡未満：壁面の 1／3 以下又は 50 ㎡以下<br>・200 ㎡以上：壁面の 1／4 以下又は 67 ㎡以下 |
| | | | ③壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 |
| | | | ④窓その他の開口部をふさがないこと。 |
| | | | ⑤意匠及び広告文が同一のものは、１壁面に１個とする。 |
| | | | ⑥別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ⑦建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。 |
| D 壁面利用懸垂幕 | | 許可 | ①規格は下記を満たすこと。<br>・長さ 15m 以下、幅 1.5m 以下 |
| | | | ②１壁面に設置することができる個数は 4 個以下とすること（意匠及び広告文が同一のものは１個）。 |
| | | | ③1 壁面の利用割合限度、広告物の上端の地上からの高さは、「C 壁面広告物」の基準を適用する。 |
| | | | ④許可期間は 1 箇月以内とすること。 |
| | | | ⑤別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ⑥建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。 |
| E 懸垂幕掲出装置 | | 許可 | ①自己の店舗、事業所等の建築物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。 |
| | | | ②許可期間は 1 年以内とすること。 |
| | | | ③その他については、壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。 |
| F 建物敷地内広告 | a 広告板、広告塔 | 許可 | ①表示面積は一方の面 35 ㎡以下かつ 70 ㎡以下とすること（集合広告の場合を含む）。 |
| | | | ②高さは 13m 以下とすること。＊表示面が広告板や広告塔の上端より低い場合でも、上端の高さが広告板や広告塔の高さである。 |
| | | | ③別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | b 垣、塀<br>広告物 | | ①「B 突出し広告物」、「C 壁面広告物」の基準を満たすこと。 |
| | | | ②別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | c のぼり、<br>旗 | | ①道路の路肩から 5m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m 以上とすること（3 本以下の場合は除く）。 |
| | | | ②別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ③許可期間は 1 箇月以内とする。 |
| G 野立広告物 | | 許可 | ①広告物の高さは 13m 以下とすること。 |
| | | | ②表示面積は一方の面が 25 ㎡以下かつ、50 ㎡以下とすること。 |
| | | | ③別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| H 近隣店舗等案内広告 | | 許可 | ①近隣の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等の場合で、その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合に限る。 |
| | | | ②表示内容は、名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く）を表示するものであること。 |
| | | | ③上端の高さは 3m 以下とすること。 |
| | | | ④長方形に限る。 |
| | | | ⑤表示面積は、一方の面 2 ㎡(3 ㎡)以下かつ 4 ㎡(6 ㎡)以下とすること。<br>＊カッコ内は集合の場合 |
| | | | ⑥別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| I その他の道標案内板 | | 許可 | ①表示内容は、商業広告その他営利を目的とするものでないこと。 |
| | | | ②表示面積は、6 ㎡以下とすること。 |
| | | | ③寄贈者名等の表示割合は、1 面の 10 分の 1 以下とすること。 |
| | | | ④上端の高さは、道路面から 3m 以下とすること。 |
| | | | ⑤別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| J はり紙、はり札等 | | 許可 | ①表示面積は 1 ㎡以下とすること。 |
| | | | ②はり紙は、糊(のり)張りしないこととし、押しピン、セロテープ等でとめること。 |
| | | | ③許可期間は、1 箇月以内とすること。 |
| K 立看板等 | | 許可 | ①表示内容は、政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものに限ること。 |
| | | | ②規格は、縦 2m 以下、横 1m 以下、脚部の長さ 0.5m 以下とすること。 |
| L 電柱類広告物 | | 禁止 | － |
| M 停留所標識利用広告 | | － | － |
| N 消火栓標識利用広告 | | 禁止 | － |
| O 車体広告物<br>（路線バス） | 全面広告 | － | － |
| | その他<br>広告 | | |
| P 横断幕 | | 許可 | ①下端の高さは 4.5m 以上とすること。 |
| | | | ②設置場所幅員は 9m 以下とすること。 |
| | | | ③表示内容は公共的な目的のものに限ること。 |
| | | | ④別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ⑤表示期間は 2 週間以内とすること。 |
| Q アーチ | | 禁止 | － |
| R アドバルーン | | 許可 | ①気球は、倉敷市火災予防条例の規格及び基準に適合し、直径 3m 以下、高度 45m 以下であること。 |
| | | | ②広告物は、縦 15m 以下の鋼網に布片で表示し、主網に十分連結すること。 |
| | | | ③別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ④許可期間は 1 箇月以内とすること。 |

**表２　モデル地区「Ｂ地区」の掲出基準**

| 種別 | | 許可・禁止 | 許可に伴う規定する基準の項目 |
|---|---|---|---|
| A 屋上広告物 | | 禁止 | － |
| B 突出し広告物 | | 許可 | ①広告物の上端の高さは地上から 9m 以下とすること。 |
| | | | ②建築物の上端から突き出さないこと。 |
| | | | ③壁面からの出幅 1.5m 以下とすること。 |
| | | | ④道路面からの広告物の下端の高さは、歩道上では 2.5m 以上、歩車道の区分のない道路上又は車道上 4.5m 以上であること。 |
| | | | ⑤道路上に突き出す場合は、道路の境界線から 0.6m 未満（歩道上は 1.0m 未満）とすること。 |
| | | | ⑥1 事業所当たり 1 基とすること（道路に 2 面以上面する場合は、それぞれの面に 1 基)。 |
| | | | ⑦別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ⑧建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。 |
| C 壁面広告物 | | 許可 | ①広告物の上端の高さは地上から 9m 以下とすること。 |
| | | | ②１壁面（高さ９m 以下の部分）の利用割合限度を満たすこと。<br>・100 ㎡未満：壁面の 1／2 以下<br>・100 ㎡以上 200 ㎡未満：壁面の 1／3 以下又は 50 ㎡以下<br>・200 ㎡以上：壁面の 1／4 以下又は 67 ㎡以下 |
| | | | ③壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 |
| | | | ④窓その他の開口部をふさがないこと。 |
| | | | ⑤意匠及び広告文が同一のものは、１壁面に１個とする。 |
| | | | ⑥別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ⑦建物の広告物の総表示面積の規制の基準を満たすこと。 |
| D 壁面利用懸垂幕 | | 禁止 | － |
| E 懸垂幕掲出装置 | | 禁止 | － |
| F 建物敷地内広告 | a 広告板、広告塔 | 許可 | ①表示面積は一方の面 35 ㎡以下かつ 70 ㎡以下とすること（集合広告の場合を含む)。 |
| | | | ②高さは９m 以下とすること。<br>＊表示面が広告板や広告塔の上端より低い場合でも、上端の高さが広告板や広告塔の高さである。 |
| | | | ③別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | b 垣、塀広告物 | | ①「B 突出し広告物」、「C 壁面広告物」の基準を満たすこと。 |
| | | | ②別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | c のぼり、旗 | | ①道路の路肩から 5m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5m 以上とすること（3 本以下の場合は除く)。 |
| | | | ②別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ③許可期間は 1 箇月以内とする。 |
| G 野立広告物 | | 許可 | ①広告物の高さは９m 以下とすること。 |
| | | | ②表示面積は一方の面が 25 ㎡以下かつ、50 ㎡以下とすること。 |
| | | | ③別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| H 近隣店舗等案内広告 | | 許可 | ①近隣の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等の場合で、その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合に限る。 |
| | | | ②表示内容は、名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く）を表示するものであること。 |
| | | | ③上端の高さは 3m 以下とすること。 |
| | | | ④長方形に限る。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ⑤表示面積は、一方の面 2 ㎡(3 ㎡)以下かつ 4 ㎡(6 ㎡)以下とすること。<br>＊カッコ内は集合の場合 |
| | | | ⑥別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| I その他の道標案内板 | | 許可 | ①表示内容は、商業広告その他営利を目的とするものでないこと。 |
| | | | ②表示面積は、6 ㎡以下とすること。 |
| | | | ③寄贈者名等の表示割合は、1 面の 10 分の 1 以下とすること。 |
| | | | ④上端の高さは、道路面から 3m 以下とすること。 |
| | | | ⑤別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| J はり紙、はり札等 | | 許可 | ①表示面積は 1 ㎡以下とすること。 |
| | | | ②はり紙は、糊(のり)張りしないこととし、押しピン、セロテープ等でとめること。 |
| | | | ③許可期間は、1 箇月以内とすること。 |
| K 立看板等 | | 許可 | ①規格は、縦 2m 以下、横 1m 以下、脚部の長さ 0.5m 以下とすること。 |
| L 電柱類広告物 | | 禁止 | － |
| M 停留所標識利用広告 | | － | － |
| N 消火栓標識利用広告 | | 禁止 | － |
| O 車体広告物（路線バス） | 全面広告 | － | － |
| | その他広告 | | |
| P 横断幕 | | 許可 | ①下端の高さは 4.5m 以上とすること。 |
| | | | ②設置場所幅員は 9m 以下とすること。 |
| | | | ③表示内容は公共的な目的のものに限ること。 |
| | | | ④別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ⑤表示期間は 2 週間以内とすること。 |
| Q アーチ | | 禁止 | － |
| R アドバルーン | | 許可 | ①気球は、倉敷市火災予防条例の規格及び基準に適合し、直径 3m 以下、高度 45m 以下であること。 |
| | | | ②広告物は、縦 15m 以下の鋼網に布片で表示し、主網に十分連結すること。 |
| | | | ③別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ④許可期間は 1 箇月以内とすること。 |

### （５）適用除外（条例６条）

Ａ地区及びＢ地区の掲出基準のうち、下記の適用除外基準を満たすものは、社会生活を営む上で最小限必要な広告物等と考えられるため、許可手続きを省略できます。

（※下記の基準を超えるものは、許可手続きが必要となります。）

なお、Ａ・Ｂ地区ともに掲出基準を超える場合は、原則、許可されません。しかし、良好な都市景観を形成するものとして、都市景観審議会が認めたものについては許可することが可能となる場合があります。

**表３　モデル地区における適用除外基準**

| 番号<br>（項 - 号） | 内容 | 基準 | |
|---|---|---|---|
| １－４ | 公益的施設等への寄贈者名等表示広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準 | ①個数は１個とすること。 | |
| | | ②表示面積は、外郭線内面積の 10 分の 1 以下かつ、0.5 ㎡以下とすること。 | |
| | | ③別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 | |
| ２－１ | 自家広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準 | ①1 事業所当たりの表示合計面積は、1 ㎡以下とすること。 | |
| | | ②屋上広告物の設置は不可とすること。 | |
| | | ③敷地外への突き出しは不可とすること。 | |
| | | ④１事業所当たり１個以下とすること。 | |
| | | ⑤1 壁面の利用割合限度は 2 分の 1 以下とすること。 | |
| | | ⑥別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 | |
| | | ⑦以上に掲げる基準のほか、禁止地域及び A 地区、B 地区の基準を満たすこと。 | |
| ２－２ | 管理広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準 | (1)土地又は建築物の管理のために必要な広告物 | ①表示合計面積は 1 ㎡以下とすること。 |
| | | | ②個数は 2 個以下とすること。 |
| | | | ③設置場所は建物(屋上を除く)及び敷地内、敷地の外に突き出さないこと。 |
| | | | ④広告物の上端の高さは 3m 以下とすること。 |
| | | | ⑤別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ⑥別表の一般基準を満たすこと。 |
| | | (2)工作物その他の物件の管理のために必要な広告物 | ①表示面積は外郭線内面積の 5 分の 1 以下かつ、1 ㎡以下とすること。 |
| | | | ②個数は 2 個以下とすること。 |
| | | | ③別表の色彩基準(P.152)を満たすこと。 |
| | | | ④別表の一般基準を満たすこと。 |
| ２－３ | 冠婚葬祭、祭礼等一時的広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準 | ①表示期間は 2 週間以内とすること(市長がやむを得ないと認めるときは、1 箇月以内で市長が定める期間)。<br>※冠婚葬祭や祭礼等において、慣例に従って表示するものを適用除外とする。町内会等が主催の営利を目的としない行事(盆踊り、運動会等)で表示する広告物を含む。 | |
| ２－４ | 講習会等会場敷地内広告のモデル地区における適用除外・許可不要基準 | ①広告物等の種類は、屋上広告物でないこと。 | |
| | | ②表示内容は、催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項(商品名を除く)に限る。 | |
| | | ③表示期間は、開催される日の 5 日前から修了する日までとする。 | |
| | | ④のぼり及び旗は、道路の路肩から 5m 以内に設置する場合には、相互の間隔を 5m 以上とすること。ただし、設置する本数が 3 本以下の場合は、この限りではない。 | |

# 特定屋内広告物の設置ガイドライン

# 倉敷市景観計画(2021)による
# 特定屋内広告物の設置ガイドライン

特定屋内広告物とは、建築物の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。

屋外広告物法に基づく屋外広告物は、屋外に表示する広告物が対象ですが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も同様の効果・目的を有していることから、倉敷市景観計画(2021)により設置に関するガイドラインを設け、一定の制限を行うこととします。

（※屋外広告物のように許可申請は不要ですが、以下の基準に違反した場合は指導等の対象となります。）

| | |
|---|---|
| 定義 | 建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの |
| 基準 | ア　建築物の１階以下の部分の一の開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、10 分の５以内とすること。<br>イ　建築物の２階以上の部分の一の開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、10 分の３以内とすること。<br>ウ　高さ、大きさ、色彩等について共通化を図ること。 |

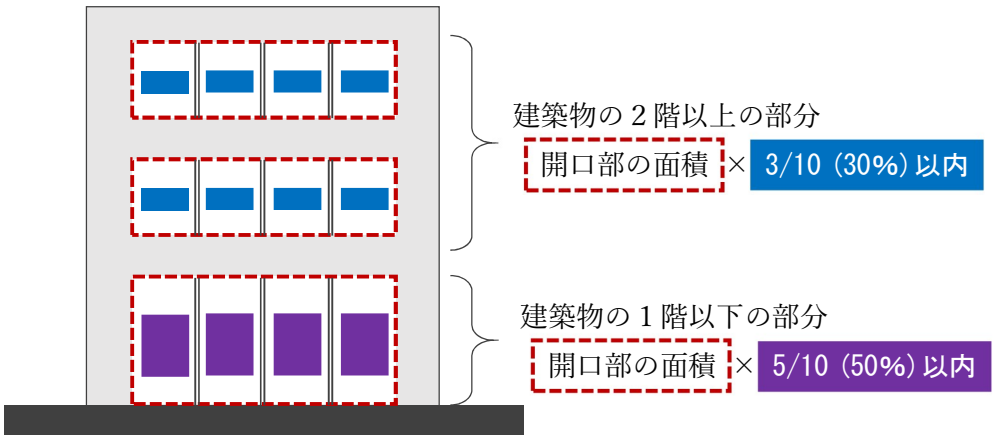


**【特定屋内広告物に該当しない例】**

・屋内の利用者に向けて窓ガラスの内側に貼るポスター
・屋内の利用者に向けた商品の値札やイメージボード
・車、衣類その他の商品等を開口部に陳列したもの
・実演販売のような宣伝行為に関するもの

＊ショーウインドウや地下街などの壁の陳列スペースに、表示・設置したものや、窓等から少し離して設けた掲示板、広告用の等身大パネル、ポップ等で、開口部から屋外の公衆に向けて表示・設置したものについては、特定屋内広告物とはみなしませんが、華美になりすぎないよう、配慮してください。

**「特定屋内広告物の設置ガイドライン」は、令和３年４月１日から運用開始します。**

# 様　式　集

# 目　　次

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書 …… 165
屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可申請書 …… 170
屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書 …… 172
屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書 …… 173
屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書 …… 174
屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届 …… 178
屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可書 …… 179
許可証等 …… 180
屋外広告物（掲出物件）除却完了届 …… 181
違反広告物等である旨の表示 …… 182
身分証明書　屋外広告物除却員証 …… 183
屋外広告物管理者設置届 …… 184
屋外広告物設置者（管理者）変更届 …… 185
屋外広告物申請許可手数料減免申請書（兼通知書） …… 186
広告物協定地区指定申請書 …… 187
広告物協定地区指定（不指定）通知書 …… 189
屋外広告業登録申請書 …… 190
誓約書 …… 195
登録申請者の略歴書 …… 196
屋外広告業登録済証 …… 197
屋外広告業者登録事項変更届出書 …… 198
屋外広告業廃業等届出書 …… 199
屋外広告業登録票 …… 200
帳簿 …… 201
特例屋外広告業届出書 …… 202
特例屋外広告業届出済証 …… 204
特例屋外広告業届出票 …… 205
特例屋外広告業届出事項変更届出書 …… 206
特例屋外広告業廃業届出書 …… 208
屋外広告物講習会受講申込書 …… 209
屋外広告物講習会修了証書 …… 210

（第４条，第14条関係）

| ※ |
|---|

# 屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書

令和　　年　　月　　日

倉 敷 市 長　　様

申請者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| ふ り が な | |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電 話 番 号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成１３年倉敷市条例第５５号）第５条第１項（第６条第４項，第７条）の規定により，広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　申請区分 | □新設　□既設利用（□資格者点検　□自己点検） | | | | |
| 2　表示内容 | | | | | |
| 3　広告物の種類 | | | 4　個数 | 個(枚) | |
| 5　表示面積等 | ㎡ | 縦　　m×横　　m×　　面<br>地上から上端までの高さ　　m | | ※手数料<br>円 | |
| 6　表示（設置）場所 | 倉敷市 | | | | |
| 7　表示期間 | □１年<br>□３年 | 令和　年　月　日から<br>令和　年　月　日まで | 8　施工予定 | 令和　年　月　日から<br>令和　年　月　日まで | |
| 9　屋外広告物管理者 | 住所(所在地) | 〒　　－ | | | |
| | 名称及び代表者の氏名 | | | | |
| | 電 話 番 号 | （　　）　　－ | | | |
| 10　申請代理者 | 住所(所在地) | 〒　　－ | | | |
| | 名称及び代表者の氏名 | | | | |
| | 電 話 番 号 | （　　）　　－ | | | |
| 11　道路占用の有無 | □有　□無 | 12　道路占用の許可 | 令和　年　月　日から　第　号<br>令和　年　月　日まで | | |
| 13　そ の 他 | 別紙のとおり（はり紙，はり札及び立て看板を除く。） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ※ 許可通知欄 | 許 可 年 月 日 | 令和　年　月　日 | 許 可 番 号 | 都広　第　号 |
| | 上記の申請については，次のとおり許可する<br>倉 敷 市 長 | | | |
| | 許 可 期 間 | 令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで | | |
| | 許 可 条 件 | 別紙のとおり | | |

所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。※印欄は，記入しないこと。

別紙１

| No | 表 示 内 容 | 広告物の種類 | 個数 | 表示面積 及び 高さ | 手数料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 2 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 3 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 4 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 5 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 6 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 7 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 8 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |

所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。※印欄は，記入しないこと。

別紙２

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　広告物の種類 | □建物利用広告物(□屋上　□突出し　□壁面　□壁面利用懸垂幕　□懸垂幕掲出装置)<br>□建物敷地内広告物(□広告塔･板　□垣･塀　□のぼり･旗)　□野立広告物　□車体広告物<br>□道標, 案内図板等(□近隣店舗等案内　□その他)　□電柱類広告物(□袖付け　□巻付け)<br>□標識利用広告物(□停留所標識　□消火栓標識)　□横断幕　□アーチ　□アドバルーン | | | |
| | □自家広告　□管理広告　□一般広告 | | | |
| 2　地域区分 | □禁止地域(　　)　□第１種許可地域　□第２種許可地域　□第３種許可地域<br>□新幹線･高速道路･有料道路の沿線区域(　　) | | | |
| 3　用途地域 | □第１種低層住居専用地域　□第２低層住居専用地域　□第１種中高層住居専用地域<br>□第２種中高層住居専用地域　□第１種住居地域　□第２種住居地域　□準住居地域<br>□近隣商業地域　□商業地域　□準工業地域　□工業地域　□工業専用地域　□市街化調整区域 | | | |
| 4　指定地区 | □景観形成重点地区・屋外広告物モデル地区(倉敷駅周辺 □Ａ地区　□Ｂ地区　□禁止地域) | | | |
| 5　そ の 他 | □美観地区周辺眺望保全地区　□背景地区　□地区計画　□広告物協定地区　□(　　) | | | |
| 6　道路又は鉄道からの距離 | (1)高速道路 | (名称　　)から　　m | | |
| | (2)有料道路 | (名称　　)から　　m | | |
| | (3)道　　路 | (名称　　)から　　m | | |
| | (4)新 幹 線 | (名称　　)から　　m | | |
| | (5)鉄　　道 | (名称　　)から　　m | | |
| 7　１壁面の利用割合限度 | (1)壁面面積　　㎡ | | 8　広告物の総表示面積の限度 | (1)建築物の総壁面面積　　㎡ |
| | (2)総表示面積の限度((1)×/　　)　　㎡ | | | (2)総表示面積の限度((1)×1/2 )　　㎡ |
| | (3)広告物の既表示面積　　㎡ | | | (3)広告物の既表示面積　　㎡ |
| | (4)今回表示面積　　㎡ | | | (4)今回表示面積　　㎡ |
| 9　野立広告物の規制 | (1)隣接の野立広告物の表示内容及び間隔　　m | | (2)道路からの後退距離　　m | |
| 10　色彩規制の有無 | □有　□無 | 11　ネオン管等の有無 | □ネオン管(点滅)　□その他の照明(□点滅　□回転灯)<br>□蛍光塗料　□ＬＥＤ板等　□(　　)　□無 | |
| 12　施 工 者 | 住所(所在地) | 〒　　－ | | |
| | 氏名(名称及び代表者の氏名 | | | |
| | 電 話 番 号 | (　　)　　－ | | |
| | 屋 外 広 告 業 | 倉敷市（□登録　□特例届出)<br>(□平成　□令和)　　年　　月　　日　　第　　号 | | |
| 13　設 計 者 | 住所(所在地) | 〒　　－ | | |
| | 氏名(名称及び代表者の氏名 | | | |
| | 電 話 番 号 | (　　)　　－ | | |
| | 資　　格 | (□１級　□２級　□木造)建築士（　　)登録　第　　号 | | |
| 14　更 新 案 内 の 送 付 先 | □申請者　□管理者　□代理者 | | | |
| 15　建築基準法の工作物の確認 | □要　□不要 | 令和　　年　　月　　日　　第　　号 | | |
| 16　道路交通法の道路使用許可 | □要　□不要 | 令和　　年　　月　　日　　第　　号 | | |
| 17　その他の法令による許可, 届出等 | □要　□不要 | 令和　　年　　月　　日　　第　　号 | | |

所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。

**添付書類**

１）設置場所の周囲の状況の分かるカラー写真（撮影後３カ月以内のもの）

２）建築物等との位置関係及び他の広告物の状況が分かる図面（配置図）

３）形状, 寸法, 材料, 構造, 照明, 意匠及び色彩に関する図面及び仕様書（形態図等）

４）設置場所及び周囲の道路, 鉄道等の位置関係が分かる図面（案内図等）

５）設置場所が他人の所有又は管理に属するときは, 承諾書又は使用許可書の写し

６）建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合は，当該代理者に委任することを証する書類

７）既設広告物等を再利用するときは，点検結果報告書（申請日前３箇月以内のもの）

８）その他，市長が必要と認めるもの

**記入に当たっての注意事項**

１）許可申請書及び添付書類は，正副２通を提出すること。

２）所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。

３）※印欄は，記入しないこと。

４）はり紙及びはり札は，見本又は現物を添付すること。

５）はり紙，はり札及び立看板については，表示方法に関する誓約書を提出すること。

６）申請する広告物等が複数種類あるときは，表示内容，表示面積等を別紙１に記入すること。

７）県外の申請者は，県内に住所（事業所・営業所）を有する屋外広告物管理者を置くこと。

８）「７　１壁面の利用割合限度」の欄は，壁面広告物，壁面利用懸垂幕及び懸垂幕掲出装置について記入すること。

９）「８　広告物の総表示面積の限度」の欄は，建物利用広告物について記入し，「(1)建築物の総壁面面積」の欄は，壁面のうち地上から５１メートルまでの高さの壁面の合計面積を記入すること。

10）広告物の種類に応じ，添付する図面には，次の事項が必ず明示されていること。

（1）色彩に関する許可基準が適用される広告物

① 使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳の色票番号

② ①の数値が不明の場合は，色見本を添付すること。

（2）建物利用広告物

① 表示又は設置を行う建築物の高さ及び壁面の寸法

② 既存の広告物の表示内容，位置及び寸法

（3）野立広告物

① 付近の道路との位置関係及び距離

② 隣接の野立広告物の表示内容，位置関係及び間隔

【※はり紙・はり札・立看板のみ提出】

# 誓　　約　　書

倉敷市屋外広告物条例に基づき許可を受けた屋外広告物については，下記の事項を守り，表示することを誓約します。

記

1　次の禁止地域には，屋外広告物を表示しません。
　⑴ 風致地区（酒津地区），景観地区（美観地区），伝統的建造物群保存地区
　⑵ 国，県又は市指定の重要文化財及び重要有形民俗文化財の建造物（その周囲20メートル以内の区域を含む。）並びに史跡名勝天然記念物
　⑶ 県自然環境保全地域，県環境緑地保護地域及び県郷土自然保護地域
　⑷ 保存樹林のある地域
　⑸ 山陽自動車道及び瀬戸中央自動車道の全区間，瀬戸中央自動車道・（都）大内船穂道口線・（都）船倉曽原線の一部区間とそれらの両側各100メートル以内の区域
　⑹ 都市公園，児童公園及び緑地
　⑺ 道路の植樹帯，分離帯及び交通島
　⑻ 駅前広場
　⑼ 官公署，学校，図書館，公会堂，公民館，博物館，美術館，体育館，病院，公衆便所その他公共用建造物及びその敷地
　⑽ 古墳，墓地，火葬場及び葬斎場
　⑾ 社寺及び教会の建造物
2　はり紙，はり札等又は立看板等（政治活動，文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものを除く。）を第１種許可地域及び第２種許可地域には表示しません。
3　次の禁止物件には，屋外広告物を表示しません。
　⑴ 橋（ガードを含む。），トンネル及び高架構造物
　⑵ 石垣及び擁壁の類
　⑶ 街路樹，路傍樹及び保存樹
　⑷ 信号機，路上信号制御機，道路標識，道路情報管理施設，カーブ・ミラー，歩道柵，駒止めの類，里程標の類及び地下道上屋
　⑸ 消火栓，火災報知機及び火の見やぐら
　⑹ 公衆電話ボックス，郵便ポスト，路上変圧器及びこれらに類するもの
　⑺ 送電塔，送受信塔及び照明塔
　⑻ 煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類
　⑼ 彫像及び記念碑の類
　⑽ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
　⑾ 道路の路面
4　次に掲げる物件には，はり紙，はり札等又は立看板等を表示しません。
　電柱，街路灯柱，消火栓標識及びこれらに類するもの並びにアーチの支柱及びアーケードの支柱
5　道路法，道路交通法その他の法令に違反して屋外広告物を表示しません。
6　他人の土地又は建物，工作物その他の物件に表示するときは，その所有者又は管理者の承諾を必ず得ます。
7　はり紙の類は，ピンやテープ等でとめ，糊貼りしません。
8　許可に係る広告物には，許可の証票をはり付けます。（許可の打刻印を受けたものを除く。）
9　許可に係る広告物は，補修その他必要な管理を怠らないようにし，良好な状態に保持します。
10　許可の期間が満了したとき，若しくは許可が取り消されたとき，又は広告物の表示が必要でなくなったときは，遅滞なく当該広告物を除却するとともに，屋外広告物（掲出物件）除却完了届を提出します。
11　その他許可に付された条件を守ります。

（市からの注意）

上記の事項に違反した場合は，法令に基づき違反に係る広告物を除却し，許可を取り消し，又は措置命令若しくは除却命令を発するほか，罰金刑に処せられることがあります。

以上の誓約事項に違反した場合は，何らの通知又は承諾がなくても，市等において除却されても異存ありません。

倉敷市長
国土交通省岡山国道事務所長　様
岡山県備中県民局長
各警察署長

令和　　年　　月　　日

住所

氏名　　㊞

（自署又は記入・押印）

（第７条，第14条関係）

| ※ |
|---|
| ※　　円 |

# 屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可申請書

令和　　年　　月　　日

倉敷市長　様

申請者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| ふりがな | |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成１３年倉敷市条例第５５号）第１０条（第７条）の規定により，広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）の許可期間の更新の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １　現在の許可期間 | 令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで | | | |
| ２　現在の許可番号 | 都広　第　　号 | | | |
| ３　更新の期間 | □１年<br>□３年 | □自己点検<br>□資格者点検 | 令和　年　月　日から<br>令和　年　月　日まで | |
| ４　更新許可を受けたい広告物 | 表示内容 | | | |
| | 広告物の種類 | | | |
| | 個数 | 個（枚） | 地上から上端までの高さ　m | |
| | 表示（設置）場所 | 倉敷市 | | |
| ５　屋外広告物管理者 | □変更なし<br>□変更あり<br>（変更の場合は右欄に記入のこと） | 住所（所在地） | 〒　－ | |
| | | 氏名（名称及び代表者の氏名） | | |
| | | 電話番号 | （　）　－ | |
| ６　申請代理者<br>□ 代理者無し | □変更なし<br>□変更あり<br>（変更の場合は右欄に記入のこと） | 住所（所在地） | 〒　－ | |
| | | 氏名（名称及び代表者の氏名） | | |
| | | 電話番号 | （　）　－ | |
| ７（次回更新案内・更新許可書・納付書）送付先 | □申請者　□管理者　□代理者 | （送付先以外に郵送を希望する場合は，返信用封筒を用意すること。） | | |
| ８　添付書類 | (1)更新の期間が「１年」の場合は屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書，「３年」の場合は屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書（※申請日前３箇月以内のもの）<br>(2)広告物及び周囲の状況の分かるカラー写真（撮影後３ヵ月以内のもの）<br>(3)前回と異なる代理者の申請による場合は，当該代理者に委任することを証する書類 | | | |
| 注意事項 | １　更新の期間が異なる広告物等は，申請書を別にすること。<br>２　所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。※印欄は，記入しないこと。<br>３　申請する広告物が複数種類あるときは，表示内容，種類等を別紙に記入すること。<br>４　県外の申請者は，県内に住所（事業所・営業所）を有する屋外広告物管理者を置くこと。 | | | |

別紙

| No | 表示内容 | 広告物の種類 | 個数 | 地上から上端までの高さ | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 2 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 3 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 4 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 5 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 6 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 7 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 8 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 9 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 10 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 11 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |
| 12 | | □屋上 □突出 □壁面 □懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板 □垣･塀 □野立 □車体<br>□(　　) | 個 | m | |

所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。

（第７条関係）

# 屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書

令和　　年　　月　　日

倉 敷 市 長　　様

報告者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| ふ り が な | |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電 話 番 号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成１３年倉敷市条例第５５号）第１６条第１項の規定による広告物（広告物を掲出する物件）の点検結果を第１６条第３項の規定により，次のとおり報告します。

１　屋外広告物の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑴表 示 内 容 | | | |
| ⑵広告物の種類 | | | |
| ⑶設 置 場 所 | 倉敷市 | | |
| ⑷個　　数 | 個（枚） | ⑸設置年月日 | 年　　月　　日 |
| ⑹点検者氏名 | | ⑺点検年月日 | 令和　　年　　月　　日 |

２　点検結果

| 点　検　項　目 | 異常の有無 | 改善の概要 |
|---|---|---|
| □（１）　取付け（支持）部分の変形又は腐食 | □有　□無 | |
| □（２）　主要部材の変形又は腐食 | □有　□無 | |
| □（３）　ボルト，ビス等のさび | □有　□無 | |
| □（４）　表示面の汚染，変色又ははく離 | □有　□無 | |
| □（５）　表示面の破損 | □有　□無 | |
| □（６）　その他特に点検した場所 | □有　□無 | |

備考　１　表示面積が１平方メートル以上で，従前の許可期間が１ヵ月を超える広告物等について，この報告書を提出すること。
　　２　広告物等の種類により，該当する点検項目の□を✔してください。
　　３　広告物等の現状及び点検状況又は改善後のカラー写真（申請日前３箇月以内）を併せて提出すること。

（第７条関係）

# 屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書

令和　　年　　月　　日

倉 敷 市 長　　様

報告者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| ふ り が な | |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電 話 番 号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成１３年倉敷市条例第５５号）第１６条第２項の規定による広告物（広告物を掲出する物件）の点検結果を第１６条第３項の規定により，次のとおり報告します。

１　資格者点検の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1)表 示 内 容 | | | |
| (2)広告物の種類 | | | |
| (3)設 置 場 所 | 倉敷市 | | |
| (4)個　　数 | 個(枚) | (5)設置年月日 | 年　　月　　日 |
| (6)点検者住所<br>(※法人は会社住所) | 〒　　－ | | |
| (7)点検者氏名 | | (8)資 格 名 称 | |
| (9)電 話 番 号 | （　　）　　－ | (10)点検年月日 | 令和　　年　　月　　日 |

２　点検結果

| 点検箇所 | 点　検　項　目 | 異常の有無 | 改善の概要 |
|---|---|---|---|
| 基礎部・上部構造 | □(１)上部構造全体の傾斜，ぐらつき | □有　□無 | |
| | □(２)基礎のクラック，支柱と根巻きとの隙間，支柱ぐらつき | □有　□無 | |
| | □(３)鉄骨のさび発生，塗装の老朽化 | □有　□無 | |
| 支 持 部 | □(４)鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食，変形，隙間 | □有　□無 | |
| | □(５)鉄骨接合部（ボルト，ナット，ビス）のゆるみ，欠落 | □有　□無 | |
| 取 付 部 | □(６)アンカーボルト・取付部プレートの腐食，変形 | □有　□無 | |
| | □(７)溶接部の劣化，コーキングの劣化等 | □有　□無 | |
| | □(８)取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常 | □有　□無 | |
| 広 告 板 | □(９)表示面板・切り文字等の腐食，破損，変形，ビス等の欠落 | □有　□無 | |
| | □(10)側板，表示面板押さえの腐食，破損，ねじれ，変形，欠損 | □有　□無 | |
| | □(11)広告板底部の腐食，水抜き孔の詰まり | □有　□無 | |
| 照明装置 | □(12)照明装置の不点灯，不発光 | □有　□無 | |
| | □(13)照明装置の取付部の破損，変形，さび，漏水 | □有　□無 | |
| | □(14)周辺機器の劣化，破損 | □有　□無 | |
| そ の 他 | □(15)付属部材（装飾，振れ止め棒，鳥よけ等）の腐食，破損 | □有　□無 | |
| | □(16)避雷針の腐食，損傷 | □有　□無 | |
| | □(17)その他点検した事項（　　） | □有　□無 | |

備考　１　点検者の資格を証する書類(写し)を添付すること。
　　２　広告物等の種類により，該当する点検項目の□を✔してください。
　　３　広告物等の現状及び点検状況又は改善後のカラー写真(申請日前３箇月以内)を併せて提出すること。

（第８条，第14条関係）

| ※ |
|---|
| ※　　円 |

# 屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書

令和　　年　　月　　日

倉敷市長　様

申請者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| ふりがな | |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成１３年倉敷市条例第５５号）第１１条第１項の規定により，広告物（掲出物件）の変更（改造）の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １　現在の許可事項 | 許可年月日 | 令和　　年　　月　　日 | | |
| | 許可番号 | 都広　第　　号 | | |
| | 表示内容 | | | |
| | 広告物の種類 | | | |
| | 個数 | 個（枚） | 地上から上端までの高さ | m |
| | 表示（設置）場所 | 倉敷市 | | |
| | 許可期間 | □１年<br>□３年 | 令和　　年　　月　　日から<br>令和　　年　　月　　日まで | |
| | 屋外広告物管理者 | 住所（所在地） | 〒　　－ | |
| | | 氏名（名称及び代表者の氏名） | | |
| | | 電話番号 | （　　）　　－ | |
| | 道路占有の有無 | □有<br>□無 | 道路占用の許可 | 令和　　年　　月　　日から　第　　号<br>令和　　年　　月　　日まで |
| ２　変更（改造）事項 | 変更（改造）の概要 | | | |
| | その他 | 別紙のとおり | | |
| ３　変更（改造）理由 | | | | |
| ４　添付書類 | 当該広告物の現況写真及び変更に係る図面等資料 | | | |
| 注意事項 | １　申請書及び添付書類は，正副２通を提出すること。<br>２　所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。※印欄は，記入しないこと。<br>３　別紙については，屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書の別紙を添付すること。 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ※ 許可通知欄 | 許可年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 許可番号 | 都広　第　　号 |
| | 上記の申請については，次のとおり許可する<br><br>倉敷市長 | | | |
| | 許可期間 | 令和　　年　　月　　日から　令和　　年　　月　　日まで | | |
| | 許可条件 | 別紙のとおり | | |

別紙１

| No | 表 示 内 容 | 広告物の種類 | 個数 | 表示面積 及び 高さ | 手数料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 2 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 3 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 4 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 5 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 6 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 7 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |
| 8 | | □屋上　□突出　□壁面<br>□懸垂幕　□懸垂幕掲出装置<br>□広告塔･板　□垣･塀<br>□のぼり･旗　□野立<br>□車体　□電柱類<br>□(　　) | 個 | 形状･寸法（縦,横,面）<br>縦　　m×横　　m<br>×　　面<br>＝　　㎡<br>地上から上端までの高さ<br>m | ※<br>円 |

所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。※印欄は，記入しないこと。

別紙２

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　広告物の種類 | □建物利用広告物(□屋上　□突出し　□壁面　□壁面利用懸垂幕　□懸垂幕掲出装置)<br>□建物敷地内広告物(□広告塔･板　□垣･塀　□のぼり･旗)　□野立広告物　□車体広告物<br>□道標, 案内図板等(□近隣店舗等案内　□その他)　□電柱類広告物(□袖付け　□巻付け)<br>□標識利用広告物(□停留所標識　□消火栓標識)　□横断幕　□アーチ　□アドバルーン | | | |
| | □自家広告　□管理広告　□一般広告 | | | |
| 2　地域区分 | □禁止地域(　　)　□第１種許可地域　□第２種許可地域　□第３種許可地域<br>□新幹線･高速道路･有料道路の沿線区域(　　) | | | |
| 3　用途地域 | □第１種低層住居専用地域　□第２低層住居専用地域　□第１種中高層住居専用地域<br>□第２種中高層住居専用地域　□第１種住居地域　□第２種住居地域　□準住居地域<br>□近隣商業地域　□商業地域　□準工業地域　□工業地域　□工業専用地域　□市街化調整区域 | | | |
| 4　指定地区 | □景観形成重点地区・屋外広告物モデル地区(倉敷駅周辺 □Ａ地区　□Ｂ地区　□禁止地域) | | | |
| 5　そ の 他 | □美観地区周辺眺望保全地区　□背景地区　□地区計画　□広告物協定地区　□(　　) | | | |
| 6　道路又は鉄道からの距離 | (1)高速道路 | (名称　　)から　　m | | |
| | (2)有料道路 | (名称　　)から　　m | | |
| | (3)道　　路 | (名称　　)から　　m | | |
| | (4)新 幹 線 | (名称　　)から　　m | | |
| | (5)鉄　　道 | (名称　　)から　　m | | |
| 7　１壁面の利用割合限度 | (1)壁面面積　　㎡ | | 8　広告物の総表示面積の限度 | (1)建築物の総壁面面積　　㎡ |
| | (2)総表示面積の限度((1)×/　　)　　㎡ | | | (2)総表示面積の限度((1)×1/2 )　　㎡ |
| | (3)広告物の既表示面積　　㎡ | | | (3)広告物の既表示面積　　㎡ |
| | (4)今回表示面積　　㎡ | | | (4)今回表示面積　　㎡ |
| 9　野立広告物の規制 | (1)隣接の野立広告物の表示内容及び間隔　　m | | (2)道路からの後退距離　　m | |
| 10　色彩規制の有無 | □有　□無 | 11　ネオン管等の有無 | □ネオン管(点滅)　□その他の照明(□点滅　□回転灯)<br>□蛍光塗料　□ＬＥＤ板等　□(　　)　□無 | |
| 12　施 工 者 | 住所(所在地) | 〒　　－ | | |
| | 氏名(名称及び代表者の氏名 | | | |
| | 電 話 番 号 | (　　)　　－ | | |
| | 屋外広告業の登録 | 倉敷市(□登録　□特例届出)<br>(□平成　□令和)　　年　　月　　日　　第　　号 | | |
| 13　設 計 者 | 住所(所在地) | 〒　　－ | | |
| | 氏名(名称及び代表者の氏名 | | | |
| | 電 話 番 号 | (　　)　　－ | | |
| | 資　　格 | (□１級　□２級　□木造)建築士(　　)登録　第　　号 | | |
| 14　更新案内の送付先 | □申請者　□管理者　□代理者 | | | |
| 15　建築基準法の工作物の確認 | □要　□不要 | 令和　　年　　月　　日　　第　　号 | | |
| 16　道路交通法の道路使用許可 | □要　□不要 | 令和　　年　　月　　日　　第　　号 | | |
| 17　その他の法令による許可, 届出等 | □要　□不要 | 令和　　年　　月　　日　　第　　号 | | |

所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。

**添付書類**

１）設置場所の周囲の状況の分かるカラー写真（撮影後３カ月以内のもの）

２）建築物等との位置関係及び他の広告物の状況が分かる図面（配置図）

３）形状, 寸法, 材料, 構造, 照明, 意匠及び色彩に関する図面及び仕様書（形態図等）

４）設置場所及び周囲の道路, 鉄道等の位置関係が分かる図面（案内図等）

５）設置場所が他人の所有又は管理に属するときは, 承諾書又は使用許可書の写し

６）建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合は，当該代理者に委任することを証する書類

７）既設広告物等を再利用するときは，点検結果報告書（申請日前３箇月以内のもの）

８）その他，市長が必要と認めるもの

**記入に当たっての注意事項**

１）許可申請書及び添付書類は，正副２通を提出すること。

２）所定の欄を記入のうえ，該当する事項の□を✔すること。

３）※印欄は，記入しないこと。

４）はり紙及びはり札は，見本又は現物を添付すること。

５）はり紙，はり札及び立看板については，表示方法に関する誓約書を提出すること。

６）申請する広告物等が複数種類あるときは，表示内容，表示面積等を別紙１に記入すること。

７）県外の申請者は，県内に住所（事業所・営業所）を有する屋外広告物管理者を置くこと。

８）「７　１壁面の利用割合限度」の欄は，壁面広告物，壁面利用懸垂幕及び懸垂幕掲出装置について記入すること。

９）「８　広告物の総表示面積の限度」の欄は，建物利用広告物について記入し，「(1)建築物の総壁面面積」の欄は，壁面のうち地上から５１メートルまでの高さの壁面の合計面積を記入すること。

10）広告物の種類に応じ，添付する図面には，次の事項が必ず明示されていること。

（1）色彩に関する許可基準が適用される広告物

① 使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳の色票番号

② ①の数値が不明の場合は，色見本を添付すること。

（2）建物利用広告物

① 表示又は設置を行う建築物の高さ及び壁面の寸法

② 既存の広告物の表示内容，位置及び寸法

（3）野立広告物

① 付近の道路との位置関係及び距離

② 隣接の野立広告物の表示内容，位置関係及び間隔

（第8条，第15条関係）

# 屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　　様

届出者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

表示（設置，変更，改造）の許可を受けた広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）を完了したので，倉敷市屋外広告物条例施行規則（平成14年倉敷市規則第48号）第15条（第8条第2項）の規定により，次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 1　許可年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 2　許可番号 | 都広第　　号 |
| 3　表示（設置）完了年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 4　表示内容 | |
| 5　広告物の種類 | |
| 6　広告物の個数 | 個 |
| 7　添付資料 | 広告物及びその周囲の状況の分かるカラー写真 |

備考　許可期間が１箇月を超える広告物について，この届出書を提出すること。

（第 14 条関係）

（送付先）　　令和　　年　　月　　日

〒　　－

申請者番号(　　)

# 屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可書

倉敷市長

**令和　年　月　日**受付けの屋外広告物の表示（掲出物件の設置）の許可期間の更新の許可申請については，倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 10 条の規定により，次のとおり許可する。

1　申　請　者

2　許可年月日　　令和　　年　　月　　日

3　許 可 番 号　　都広第　　号

4　許 可 期 間　　令和　　年　　月　　日　　～　令和　　年　　月　　日

5　許 可 条 件　　別紙の通り

6　屋外広告物　　〒　　－

　管理者

7　広　告　物

〔表示内容〕　　〔種類〕　　〔個数〕　〔地上から上端高さ〕　　〔設置場所〕倉敷市

8　備　考　欄

（第 16 条関係）

（第17条関係）

# 屋外広告物（掲出物件）除却完了届

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉 敷 市 長　　様

届出者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| ふ り が な | |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電 話 番 号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第17条第2項の規定により，広告物（広告物を掲出する物件）の除却を完了したので，次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 1　許可事項 | 許 可 年 月 日 | 令和　　年　　月　　日 |
| | 許 可 番 号 | 都広第　　号 |
| | 表 示 内 容 | |
| | 広告物の種類 | |
| | 個 数 | 個（枚） |
| | 表示（設置）場所 | |
| 2　除却年月日 | 令和　　年　　月　　日 | |
| 3　除却理由 | | |

※除却したことが分かるカラー写真を添付すること。

（第 18 条関係）

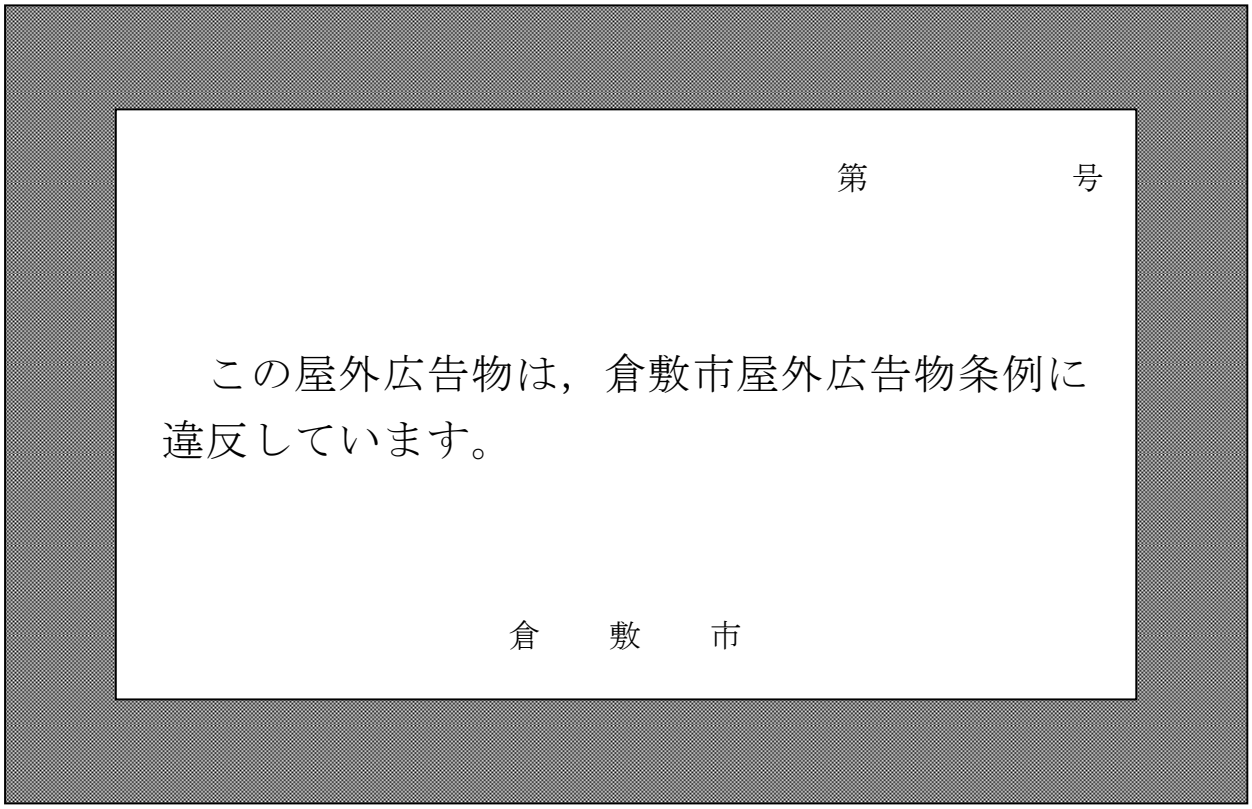


備考　外枠の色は，赤色とする。

（第 19 条，第 25 条関係）

（表）

第　　号

所　属　　倉　敷　市

氏名

屋外広告物　除却員　証

令和　年　月　日　　交　付

**岡　山　県　倉　敷　市　長**

（裏）

［倉敷市屋外広告物条例（抜粋）］

（立入検査）

第22条　市長は，この条例の規定を施行するため必要な限度において，広告物を表示し，若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め，又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り，広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

［倉敷市屋外広告物条例施行規則（抜粋）］

（屋外広告物除却員）

第25条　法第7条第2項から第4項までの規定により，条例第3条から第5条まで及び第8条の規定に違反した広告物等を除却させるため，屋外広告物除却員を置く。

（第20条関係）

# 屋外広告物管理者設置届

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　　様

届出者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第25条第1項の規定により，屋外広告物管理者を設置したので，次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 1　管理者 | 住所（所在地） | 〒　　－ |
| | 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| | 電話番号 | （　　）　　－ |
| 2　許可事項 | 許可年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| | 許可番号 | 都広第　　号 |
| | 表示内容 | |
| | 広告物の種類 | |
| | 個数 | 個（枚） |
| | 表示（設置）場所 | |

（第20条関係）

# 屋外広告物設置者（管理者）変更届

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　　様

| 届出者 | | |
|---|---|---|
| | 住所（所在地） | 〒　　－ |
| | 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| | 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第25条第2項（第3項）の規定により，屋外広告物の設置者（設置者の氏名又は住所，管理者，管理者の氏名又は住所）を変更したので，次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　□設置者<br>□管理者 | 旧 | 住所（所在地） | 〒　　－ |
| | | 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| | | 電話番号 | （　　）　　－ |
| | 新 | 住所（所在地） | 〒　　－ |
| | | 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| | | 電話番号 | （　　）　　－ |
| 2　許可事項 | 許可年月日 | | 令和　　年　　月　　日 |
| | 許可番号 | | 都広第　　号 |
| | 表示内容 | | |
| | 広告物の種類 | | |
| | 個数 | | 個（枚） |
| | 表示（設置）場所 | | |
| 3　変更年月日 | 令和　　年　　月　　日 | | |
| 4　変更理由 | | | |

（第20条の2関係）

# 屋外広告物申請許可手数料減免申請書（兼通知書）

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉 敷 市 長　　様

届出者

| | |
|---|---|
| 住所（所在地） | 〒　　－ |
| 氏名（名称及び代表者の氏名） | |
| 電 話 番 号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第26条第2項の規定により，屋外広告物申請許可手数料の減免を受けたいので，次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 1　り 災 証 明 | り災証明書交付日 | 令和　　年　　月　　日 |
| | り 災 場 所 | |
| 2　許 可 事 項 | 許 可 種 別 | 新規 ・ 更新 ・ 変更<br>（該当に○を付けること） |
| | 表 示 内 容 | |
| | 広 告 物 の 種 類 | |
| | 個 数 | 個（枚） |
| | 表示（設置）場所 | |
| ※減免通知欄 | 許可年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| | 許可番号 | 第　　号 |
| | 許可手数料 | |
| | 減免率 | |
| | 上記の申請について，許可手数料の減免を通知する<br><br>倉敷市長 | |

※印のある欄は，記入しないこと。

（第 22 条関係）

# 広告物協定地区指定申請書

令和　　年　　月　　日

倉 敷 市 長　 あ て

申請者　住　　所

フリ　　ガナ

氏　　名

電話番号

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき，広告物協定地区の指定を受けたいので，次のとおり申請をします。

記

| | |
|---|---|
| 広告物協定の名称 | |
| 広告物協定の区域 | |
| 区　域　面　積 | |
| 広告物及び掲出物件の掲出基準 | |
| 広告物協定の有効期間 | 年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 |
| 広告物協定の変更及び廃止の手続きに関する事項 | |
| 備　　考 | |

※広告物協定地区指定基準

倉敷市屋外広告物条例施行規則（平成 14 年倉敷市規則第 48 号）抜粋

（広告物協定地区の指定）

第 22 条　条例第 31 条第 1 項の規定により広告物協定地区の指定を受けようとする者は，広告物協定書を作成し，その代表者により市長に申請しなければならない。

２　条例第 31 条第 3 項の規定による広告物協定地区の指定は，広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合について行うものとする。

(1)　広告物協定の内容が広告物協定地区の景観及び環境に適合していること。

(2)　この規則に基づく基準及び許可基準と食い違わないこと。

(3)　町内会，商店街等の区域その他相当規模の一団の土地又は相当の区間にわたる土地の区間を対象としていること。

(4)　有効期間が 5 年以上であること。

(5)　広告物協定に係る土地の区域内における土地の所有者及び建築物，広告物等その他工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（当該土地及び建築物，広告物等その他工作物を管理する者を含む。）の 3 分の 2 以上の合意によるものであること。

（第 22 条関係）

都第　　号

年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　様

倉敷市長

# 広告物協定地区指定（不指定）通知書

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 31 条第 3 項の規定に基づき，　　年　月　日付けであった広告物協定地区指定申請については，次のとおり指定（不指定）となりましたので，通知します。

記

| | |
|---|---|
| 指定年月日及び番号 | 年　　月　　日　　都広協第　　号 |
| 広告物協定の名称 | |
| 広告物協定の区域 | |
| 区　域　面　積 | |
| 広告物協定の有効期間 | 年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 |
| 指定しない理由 | |
| 備　　考 | |

（第 23 条の 2 関係）

# 屋外広告業登録申請書

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　様

申請者

| | |
|---|---|
| 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） | 〒（　　－　　） |
| ふりがな | |
| 氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定により屋外広告業の登録を受けたいので，関係書類を添えて次のとおり申請します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 登録の種類 | 新規<br>更新 | ※登録番号 | 倉敷市屋外広告業登録第　　号 |
| | | ※登録年月日 | 年　　月　　日 |
| | | ※登録有効期間 | 年　月　日から　年　月　日まで |
| ふりがな<br>氏名<br>（法人にあっては，商号又は名称及び代表者の氏名） | | 法人・個人の別　1．法人　2．個人 | |
| 住所<br>（法人にあっては，その事務所の所在地） | | 郵便番号（　　－　　）<br>電話番号（　　）　　－ | |

| | 営業所の名称 | 営業所の所在地（郵便番号） | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 1　倉敷市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地 | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">2　業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称</td><td>所属営業所名</td><td>ふりがな<br>氏　　名</td><td>摘　　要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　法人である場合の役員(業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職氏名</td><td colspan="2">役　職　名</td><td>ふりがな<br>氏　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　未成年者である場合の法定代理人の氏名，商号又は名称及び住所</td><td>ふりがな<br>氏　　名<br>（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所<br>（法人にあっては主たる事務所の所在地）</td><td colspan="2">郵便番号（　　－　　）<br><br>電話番号（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5　法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名</td><td colspan="2">役　職　名</td><td>ふりがな<br>氏　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">6　他の地方公共団体における登録番号</td><td>登録を受けた地方公共団体名</td><td>登録年月日</td><td>登録番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

**備考**

１）次の書類を添付すること。

(1)　登録申請者（法人にあってはその役員を，営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人を含む。）が条例第 32 条の 4 第 1 項各号に該当しない旨の誓約書

(2)　登録申請者が個人である場合にあっては，住民票の抄本（本人分のみ）

(3)　登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては，当該登録申請者及びその法定代理人の住民票の抄本

(4)　登録申請者が法人である場合にあっては，登記事項証明書及びその役員の住民票の抄本

(5)　登録申請者が選任した業務主任者の住民票の抄本

(6)　選任した業務主任者が条例第 34 条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し

(7)　登録申請者（法人にあってはその役員を，営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人を含む）の略歴書

(8)　その他市長が必要と認める書類

２）※印のある欄には初回登録の場合，記入しないこと。更新にあっては現に受けている登録の登録番号及び登録年月日を記入すること。

３）「新規　更新」及び「法人・個人の別」については，いずれか該当する方に○印を付すこと。

４）記入欄が不足する場合には，別紙に記載すること。

# 登録申請書類の記入要領

## 1　屋外広告業登録申請書

(1)　「申請者」の欄では，申請書を提出する年月日と申請者の氏名および住所（法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名及び本社，本店等の所在地）を記入してください。

(2)　「登録の種類」の欄は，「新規」か「更新」か該当するものを○で囲んでください。

(3)　※印のある欄は記入しないでください。

(4)　「氏名」の欄は，個人の場合には氏名（商号，屋号等がある場合には併記してください。），法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名を記入してください。

(5)　「法人・個人の別」の欄は該当するものを○で囲んでください。

(6)　「住所」の欄は，個人の場合は本人の住所，法人の場合は主たる営業所（本社・本店等）の所在地を記入してください。

(7)　「1　倉敷市内において営業を行う営業所の名称」の欄には，倉敷市を営業エリアとして営業を行う営業所を全て記入してください。

「営業所」とは，広告物等の表示または設置に関して，常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい，作業所，連絡事務所等は該当しません。営業所が倉敷市内に実際にあるか否かは問いません。

市外にある営業所であっても，倉敷市で営業する場合には記入してください。なお，欄が不足する場合には別紙として同様に記入してください。

(8)　「2　業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称」の欄については，上記(7)で記入した営業所について，その営業所に設置される業務主任者についてそれぞれ記載してください。

業務主任者は，当該営業所の専任の者であることまでは要しませんが，雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し，通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事しえることが必要です。「摘要」の欄については，業務主任者となる資格のうち，当該業務主任者が該当する資格（屋外広告物講習会修了者，屋外広告士等）の名称を記載してください。

(9)「3　法人である場合の役員」の欄は，当該法人の役員の役職名と氏名を記入してください。(代表者以外の役員についても記入してください。）なお，役員とは次に掲げる方が該当します。

業務を執行する社員・・・合名会社の社員または合資会社の無限責任社員

取締役　　・・・有限会社、株式会社等の取締役

執行役　　・・・株式会社の執行役（委員会等設置会社の執行役）

これらに準ずる者　・・・法人格のある各種の組合等の理事等

※　監査役（監事，有限責任者，事務局長等）は役員には含まれません。

(10)「4　未成年者である場合の法定代理人の氏名および住所」の欄は，登録申請者が未成年者である場合には，法定代理人の氏名および住所（法人の場合にあっては，商号又は名称と代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記入してください。

(11)「5　法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名」の欄は，法定代理人が法人である場合には，当該法人の役員の役職名と氏名を記入してください。(代表者以外の役員についても記入してください。)

(12)「6　他の地方公共団体における登録番号」の欄は，他の地方公共団体で屋外広告業の登録を受けている場合は，記入してください。

## 2　登録申請者等の略歴書

(1)　法人の場合，法人自体の略歴書も必要です。

(2)　「法人の役員・本人・法定代理人」のうち，該当するものに○で囲んでください。

(3)　「現住所」の欄は，　法人の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。

(4)　「略歴」の欄は，現在に至るまでの職務又は業務内容および役職名を記入してください。

(5)　「行政処分等」の欄は，屋外広告業に関する行政処分等の賞罰について記入してください。特になければ「該当なし」と記入してください。

## 3　誓約書

(1)　誓約書は１つの申請につき１枚，登録申請者が代表して誓約し，自署又は記名・押印する形で提出してください。

（第23条の2関係）

# 誓　約　書

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　様

誓約者

| | |
|---|---|
| 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） | 〒（　　－　　） |
| ふりがな | |
| 氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | （自署または記名・押印）<br>○ |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

登録申請者，その役員及び法定代理人は，倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第32条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

倉敷市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 32 条の 4　市長は，登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき，又は第 32 条の 2 の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録を拒否しなければならない。

(1)　第 32 条の 11 第 1 項の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から 2 年を経過しない者

(2)　屋外広告業者（第 32 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 32 条の 11 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

(3)　第 32 条の 11 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者

(4)　この条例又はこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(5)　法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(6)　屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(7)　第 32 条の 2 第 1 項第 2 号の営業所ごとに第 34 条第 1 項に規定する業務主任者を選任していない者

（第23条の2関係）

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

# 登録申請者（法人の役員／本　　人／法定代理人）の略歴書

| | | |
|---|---|---|
| 現住所 | | 郵便番号（　　－　　）<br><br>電話番号（　　）　　－ |
| ふりがな<br>商号，名称又は氏名 | | |
| 略歴 | 期　間<br>自　年月日<br>至　年月日 | 職　務　内　容　又　は　業　務　内　容 |
| | | |
| 賞罰 | 年　月　日 | 賞　罰　の　内　容 |
| | | |
| 上記のとおり相違ありません。<br>年　　月　　日　　（自署または記名・押印）<br>氏名　　○ | | |

備考　「法人の役員　本人　法定代理人」については，該当するものに○印を付すこと。

（第23条の3関係）

# 屋外広告業登録済証

住所（所在地）

氏名（名　称）

登　録　番　号　　倉敷市屋外広告業登録第　　号

登 録 年 月 日　　令和　　年　　月　　日

登録有効期間　　令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで

倉敷市屋外広告物条例第３２条の規定による屋外広告業の登録をしたことを証する。

令和　　年　　月　　日

倉敷市長

（第23条の4関係）

# 屋外広告業者登録事項変更届出書

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　　様

届出者

| | |
|---|---|
| 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） | 〒（　　－　　） |
| ふりがな | |
| 氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第32条の5第1項の規定により，次のとおり屋外広告業登録事項に変更がありましたので届け出ます。

| 登録番号 | 倉敷市屋外広告業登録第　　号 | | |
|---|---|---|---|
| 登録年月日 | 年　　月　　日 | | |
| ふりがな<br>氏　　名<br>（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | 法人・個人の別　　1　法人　　2　個人 | | |
| 住　　所<br>（法人にあっては，その事務所の所在地） | 郵便番号（　　－　　）<br>電話番号（　　）　　－ | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| | | | |

備考　「法人・個人の別」については，いずれか該当する方に丸印を付すこと。

（第23条の5関係）

# 屋外広告業廃業等届出書

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　　様

届出者

| | |
|---|---|
| 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） | 〒（　　－　　） |
| ふりがな | |
| 氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第32条の7第1項の規定により，次のとおり屋外広告業の廃業等をしましたので届け出ます。

| | |
|---|---|
| 登　録　番　号 | 倉敷市屋外広告業登録第　　号 |
| 登　録　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| ふりがな<br>屋外広告業者の商号，名称又は氏名 | |
| 届　出　の　理　由 | 1.死亡　2.合併による消滅　3.破産　4.解散　5.廃止 |
| 届出理由の生じた日 | 年　　月　　日 |
| 屋外広告業者と届出人との関係 | 1.相続人　2.元代表役員　3.破産管財人　4.清算人　5.本人<br>6.代表役員 |

備考　所定の欄に記入の上，該当事項を○で囲んでください。

（第23条の6関係）　　屋外広告業登録票

# 屋　外　広　告　業　登　録　票

| | |
|---|---|
| 商号，名称又は氏名 | |
| 法人にあっては，その代表者の氏名 | |
| 登　録　番　号 | 倉敷市屋外広告業登録第　　号 |
| 登　録　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 登　録　有　効　期　間 | 年　　月　　日 |
| 営　業　所　の　名　称 | |
| 業　務　主　任　者　の　氏　名 | |

（第23条の7関係）　　帳　簿

<table>
<tr><td>注 文 者 の 氏 名 又 は 名 称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>注文者の住所</td><td colspan="4">郵便番号(　　－　　)<br><br>電話番号（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>広告物の表示又は掲出物件の<br>設置の場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">表示した広告物又は<br>設置した掲出物件</td><td>名称又は種類</td><td></td><td>数量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>表示した広告物の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>当該表示又は<br>設置の年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>請負金額</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（第 23 条の 9 関係）

# 特例屋外広告業届出書

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　　様

| 届出者 | | |
|---|---|---|
| | 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） | 〒（　　－　　） |
| | ふりがな | |
| | 氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | |
| | 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 32 条の 15 第 3 項の規定により，関係書類を添えて，次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出の種類 | 新　規<br>2 回目以降 | ※届出番号 | 倉敷市特例屋外広告業届出第　　号 | |
| | | ※届出年月日 | 年　　月　　日 | |
| | | ※届出有効期間 | 年　月　日から　年　月　日まで | |
| ふりがな<br>氏　　名<br>（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | | 法人・個人の別　　1．法人　　2．個人 | | |
| 住　　所 | | 郵便番号（　　－　　）<br>電話番号（　　）　　－ | | |
| 1　倉敷市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地 | | 営業所の名称 | 営業所の所在地（郵便番号） | 電話番号 |
| | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">2　業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称</td><td>所属営業所名</td><td colspan="2">氏　　名</td><td>摘　　要</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　岡山県又は岡山市における屋外広告業の登録番号及び登録年月日</td><td colspan="2">登録番号</td><td colspan="2">登録年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　他の地方公共団体（岡山県及び岡山市を除く。）における登録番号</td><td>登録を受けた<br>地方公共団体名</td><td>登録年月日</td><td colspan="2">登録番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考

1　※印のある欄には記入しないこと。

2　「法人・個人の別」については，いずれか該当する方に丸印を付すこと。

3　次の書類を添付すること。

(1) 屋外広告物法第9条の規定により岡山県又は岡山市の条例に基づく登録を受けたことを証する書面

(2) 選任した業務主任者が条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(3) その他市長が必要と認める書類

4　記入欄が不足する場合は，別紙に記載すること。

（第23条の9関係）

# 特例屋外広告業届出済証

住所（所在地）

氏名（名　称）

届　出　番　号　　倉敷市特例屋外広告業届出第　　号

届 出 年 月 日　　令和　　年　　月　　日

届出有効期間　　令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで

倉敷市屋外広告物条例第３２条の１５の規定による屋外広告業の届出をしたことを証する。

令和　　年　　月　　日

倉敷市長

（第23条の9関係）　　特例屋外広告業届出票

| 特　例　屋　外　広　告　業　届　出　票 | |
|---|---|
| 商号，名称又は氏名 | |
| 法人にあっては，その代表者の氏名 | |
| 届　出　番　号 | 倉敷市特例屋外広告業届出第　　号 |
| 届　出　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 届出有効期間 | 年　　月　　日 |
| 営　業　所　の　名　称 | |
| 業務主任者の氏名 | |

（第 23 条の 10 関係）

# 特例屋外広告業届出事項変更届出書

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　　様

| 届出者 | | |
|---|---|---|
| | 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） | 〒（　　－　　） |
| | ふりがな | |
| | 氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | |
| | 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 32 条の 15 第 3 項の規定により，関係書類を添えて，次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ※届出番号 | 倉敷市特例屋外広告業届出第　　号 | | |
| ※届出年月日 | 年　　月　　日 | | |
| ふりがな<br>氏　　名<br>（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | 法人・個人の別　　１．法人　　２．個人 | | |
| 住　　所 | 郵便番号（　　－　　）<br>電話番号（　　）　　－ | | |
| 岡山県又は岡山市における屋外広告業の登録番号及び登録年月日 | 登録番号 | 登録年月日 | |
| | | | |
| 変更にかかる事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| | | | |

備考　1　※印のある欄には記入しないこと。

2　「法人・個人の別」については，いずれか該当する方に丸印を付すこと。

3　次の書類を添付すること。

(1)　屋外広告物法第９条の規定により岡山県又は岡山市の条例に基づく登録を受けたことを証する書面（新たに発行された場合）

(2)　業務主任者が変更した場合は条例第 34 条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

4　記入欄が不足する場合は，別紙に記載すること。

（第23条の11関係）

# 特例屋外広告業廃業届出書

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

倉敷市長　　様

届出者

| | |
|---|---|
| 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） | 〒（　　－　　） |
| ふりがな | |
| 氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） | |
| 電話番号 | （　　）　　－ |

倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第32条の15第3項の規定により，次のとおり屋外広告業の廃業等をしましたので届け出ます。

| | |
|---|---|
| 届出番号 | 倉敷市特例屋外広告業届出第　　号 |
| 届出年月日 | 年　　月　　日 |
| ふりがな<br>屋外広告業者の商号，名称又は氏名 | |
| 届出の理由 | 1.死亡　2.合併による消滅　3.破産　4.解散　5.廃止 |
| 届出理由の生じた日 | 年　　月　　日 |
| 屋外広告業者と届出人との関係 | 1.相続人　2.元代表役員　3.破産管財人　4.清算人　5.本人<br>6.代表役員 |

備考　所定の欄に記入の上，該当事項を○で囲んでください。

（第 24 条関係）

| ※受講番号 | |
|---|---|

# 令和　　年度倉敷市屋外広告物講習会
# 受講申込書

令和　　年　　月　　日

**倉　敷　市　長**　　様

申込者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年倉敷市条例第 55 号）第 33 号に規定する屋外広告物講習会を受講したいので，申し込みます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| （ふりがな）<br>氏　　名 | | 生年月日 | 大<br>昭　　年　　月　　日<br>平 |
| 現　住　所 | 〒　　－<br><br>（　　）　　－ | | |
| 勤　務　先 | 名<br>称 | | |
| | 所在地 | 〒　　－<br><br>（　　）　　－ | |
| 講習科目の免除資格該当に○印 | ア　建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者 | | |
| | イ　電気工事士法第 3 条に規定する電気工事士の資格を有する者 | | |
| | ウ　電気事業法第 44 条第 1 項に規定する第 1 種，第 2 種又は第 3 種の電気主任技術者免状の交付を受けている者 | | |
| | エ　職業能力開発促進法（旧職業訓練法）に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員の免許を受けた者，技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者 | | |
| テキスト購入希望の有無 | | | |
| 備考　1　屋外広告物の施行に関する科目の受講免除を希望する場合は，免除資格を証する書類の写しを添付してください。<br>2　受講手数料は，申込み受付後送付する納入通知書により，銀行等で納入してください。 | | | |

（第 24 条関係）

令和　　年度
第　　号

# 屋外広告物講習会修了証書

住所

氏名

年　月　日生

倉敷市屋外広告物条例第３３条第１項の規定による令和　　年度屋外広告物講習会の課程を修了したことを証する

令和　　年　　月　　日

倉敷市長

問い合わせ先

〒710-8565　倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市建設局都市計画部都市計画課都市景観室
TEL(086)426-3494　FAX(086)421-1600
e-mail【keikan@city.kurashiki.okayama.jp】
HP【https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan】